金光数學

金光教教学研究所紀要

21

1981

金光教教学研究所

金 光 教 学 ——金光教教学研究所紀要——

1981 No.21

	罷免要求運動の軌跡と歴代内局の立場 昭和九・十年事件史考					
		佐	藤	光	俊]	-
	代」――その神の忘却と隠蔽について <i>の</i> ―金光大神理解研究ノート―)素描				
		福	嶋	義	次3	3
-	:大神教語記録編纂の歴史過程 大正二年の「御理解」公刊に至るまでを中	ul)/c				
	VIII— 100 I BANTATA TA MICEL OF C. C. A.		田喜	享 代	秀6	2
_ , , ,	論攷 末から明治初年にかけての時刻制度にた 大谷村を中心として	ついて金	光	和	道9	5
資料	小野家文書(场)——永世御用記				10	5
	教団史資料目録(7)——教団史資料五・			•••••	12	3
昭和	155年度研究論文概要		• • • • • •		13	8
紀要	掲載論文検討会記録要旨				14	6
教学	研究会記録要旨		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	· · · · · ·	15	0
彙	報 — 昭和55.1.1~55.12.31 —				16	4
	(第19·20号正迴表 P. 177)					



管長罷免要求運動の軌跡と歴代内局の立場

昭和九 十年事件史 考

は

U

8

K

佐 藤 光 俊

ても、 事態の様相を出来事の一般的性格として捉えたものであり、後者は、 文部省及び岡山県知事の介入、調停等々の一連の動きは、まさしく「事件」の観を呈するものであったと言えよう。 た戦後においては、 動」であったとの解釈もなされてきている。前者は、賽銭櫃の争い、 かしながら、他方では、たとえそれが管長の擯斥、神前奉仕者の擁立という指標のもとに展開された事件であったとし 「床、奉仕者擁立の運動として展開した。国粋新報紙に掲載された誹謗記事提供者の捜索糺問、管長罷免要求の陳情運動」 大教会所神前奉仕者金光攝胤 国粋新報事件に発端する、 教祖以来の大教会所神前奉仕、つまり取次を中心とした教団体制を制度の上に確立して行とうとする信念の「運 全教的信念運動、 所謂「昭和九・十年事件」は、時の管長、金光家邦(明治二1-(明治一三—昭和三八) 本教の自覚運動と表明されてきた当事者によるいわば主体的認識であり、またその ほかに対する誹謗を起点として、全教教師、 事件の渦中においては粛正運動、 お家騒動、 内紛、不祥事件などの表現で言われる、 教信徒達による管長擯 及びその側近による 廓清運動と、ま

(3479)

歴史解釈であると言えよう。 後者の立場から今日までに明らかにされた歴史解釈は、次の様な見解を示している。すなわち、本教は結界

に明らかにし得たことをもって、これを「昭和九・十年事件の本教的意義であります」と位置づけている。 然なのです」と表現している。 営は管長権の中に委譲された国家の支配原理においてなされ、 取次を内容として成立する教団であるにも拘らず、その内容について制度上何らの規定もなさず、現実の教団の統理 信仰の原理と国家の支配原理との矛盾が該事件を必然的に結果したのである。「ですからそとに問題が起るのは当 そして、さらにとの運動の結果、本教信仰の中心である取次の意義を自覚的に制度の上 実際の教団運営においてはその矛盾が露呈されざるを得

て問題状況を生きた人々が実際に何を問題とし、 え合せる時、 標語にもみられる徹底した管長排撃の要求運動であり、同時に管長支持者の擯斥でもあったのである。 正であったとして、それらは恰も一連の動きであったかの様に追認されるが、事件の当時、本教積弊の浄化、教団の廓 る国家原理と信仰原理との矛盾、 求められるなどして、いきおい制度運用上の失錯などは悉く捨象されてきている。また、管長制度と結界奉仕に 非違を前提化する余りに、非違を生ませた原因が、管長金光家邦の個人的資質に還元されたり、 その歴史的誘因に対しての認識は、事態の収拾策や以後の運動のあり方を大きく規定するものであるにも拘らず、 必ずしも右の解釈には同意し難い局面に出会うことが少なくない。たとえば、国粋新報事件における管長非違の性格 ところで、 本教信仰の根本義の確立等々の名の下に回転した運動の実際は、 右のごとき歴史解釈の当否を、今直ちに問うことはできないが、改めて当時の歴史的事態に眼を移すとき、 たとえ結果的に国家原理と信仰原理との矛盾、相克だとする解釈も成り立ち得るにせよ、 相克の事態が九・十年事件であり、 何を具体的に追求していたのかは、また自と別の問題でなくてはなら 信仰原理実現の努力が昭和十六年における教規改 「破邪顕正」、 「一教浄化の破邪的運動」などの やがては教制 その渦中にあっ これらの点を考 0 現われれ 矛盾

ないだろう。

でになされてきた歴史解釈に対する、延いてはそれに基づく今日の教団体制に対する吟味検討の作業ともなればと願う 再構成することによって、歴史的動態としての「昭和九・十年事件」史の素描を試みて行きたい。このことは、これま 歴史解釈、この三者の関係の在り方を念頭におきながら、主に歴史事実と事実に対する当事者の判断、 こうした意味において、改めて、歴史事実と事態に対する歴史的認識(当時の判断)、そして、結果的な意味としての 認識の内容とを

ってまた管長罷免要求運動を軸として転回せしめられた事態を指すものであることを先ず最初に断っておきたい。 なお、ここに言う「昭和九・十年事件」とは、 「国粋新報事件」の発覚から有志盟約解散に至る迄の事態であり、 従

ところからである。

、国粋新報事件と小林内局の立場

に捉え、どの様な解決策を導き出したろうか。 ならぬ」と述べた。では、小林内局(昭和七・六・二二―同九・一一・二二)は、 事件の由来する所、遠因についてどの様 夕の問題ではなくして、其の由来する所極めて遠く深い。従ってこれを解決する為には其の遠因にまで遡って考えねば 国粋新報事件における管長側の非違について、時の教監小林鎮(明治|九-昭和二一) は、 「此の問題は決して一朝一

教監は私人の立場から管長に反省を求めて懇談、進言することとなった。この進言を受け容れた管長との間に成立した対して、同年八月十四日、小林教監は速やかな事態収拾のため専掌会議を召集し協議を重ねた。その協議に基づいて、 事態収拾の具体案が、十月七日付、管長と小林教監との「覚書」である。 昭和九年五月三十日号から八月末日号までの十数回、国粋新報紙上に現わされた神前奉仕者などに対する誹謗事件に 、大教会所広前奉仕は教祖の御神業たれば神聖にして犯すべからざること 覚書において定めた事柄は次の四項目である。

大教会所会計は道の浄財として金光家総事務所に於て厳正に取扱はしむること

一、教監補佐の責任を明にし公正なる教務を行はしむること

管長職印は総て教監に於て保管せしむること

一、金光家々憲を速に定め教門教族一心同体の実を挙げしむること

の結果、その目的は、↓、金光教の現状打破にあり、改革にあり、↓、大教会所神勤奉仕者を後退せしむること、の二 所を次の二点と断定した上での、管長への要求事項であった。 古川隼人 (明治二二―昭和四九) 専掌による山王への糺問 右の覚書は、国粋新報事件の直接の中心であった山王不二雄(明治二六―昭和五〇)の供述に基づき、 事件の意図する

点であったと専掌会議に報告されている。

定例日神勤奉仕、同六年一月の「宣示八事項」、さらには、同七年二月、故畑徳三郎(慶応三―昭和七)に対し「大教会 所神勤を命ず」との辞令を発したことなどにもみられたところであった。ことに、「宣示八事項」中、第四項では 管長が右に要約されるがごとき念願の下に施政を行ったことは、既に、 祖の遺徳の盡きたる事を意味するものなり。神前奉仕者は、部下一般を通じて、結界に奉仕中は、均しく「金光様 大教会所規定は之を設けず。そは大教会所は教祖の神業の行はるゝ神聖なる場所に、規定を設けて之を律するは教 昭和五年一月十日よりの大教会長(管長) の

こともあらん。 ® 大教会所の副教会長は之を若干名とし、必ずしも従来の如く、 金光姓のものに限らず、自分に於て、適当者を選ぶ

と呼称すべし。

との意向を示している。そとでは、具体的に神前奉仕者の地位を、より実質的には神前奉仕者その人への全教的衆望の 帰趨を拡散せしめ、 教祖五十年祭 (昭和八) 同時にそのことによって管長の威信が絶対化されることが目指されていたのである。こうした動き 奉迎準備を教政課題とした山本豊前内局 (昭和四・五・一八―同七・六・二二) の時代に顕著な

しくその性質を異にし、まさしく非違と呼ばれるべき行為であったことは糊塗することのできない事実であると言わね の一連の動きではあったが、それが誣言による誹謗によってなされたものであったという限りでは、従来のものとは著 た。との様な立場から、分家である広前家に対しては、どとまでも本家として臨み、その職分である神前奉仕について の権力保持とその行使を責務とし、そのことが金光本家に伝承された教祖の遺志に副うものであるとの自覚に立ってき 緯がある。 が造営部総裁の辞任を通告するところとなり、結局、山本 (明治二―昭和一七) 教監の引責問題にまで波及したという経 ものとなり、大教会所復興造営事業の進行上の問題が造営奉行である教監、責任総裁である管長への批判となって顕在® その様な従来からの管長家の動向を念頭におくとき、国粋新報事件とは、「現状打破」、「改革」を目指す管長家側 飽くまで本家の手代、代理として位置づけ、本来、本家の職分に属すものであるとの観念を固持してきたのである。 との批判に対抗した管長の 第一世管長以来、教祖直系としての伝統的権威を保持し、教規上の職権からしても、全教の統管主権者として これらの歴史的経緯を踏まえるとき、管長施政の基調を次の様に言うことができよう。管長家は、金光本家 「宣示八事項」、管長諭旨伝達のことなどが改めての批判を惹起するに及んで、

格のものである。 といえども犯すべからず、と規定したものであり、国粋新報事件における奉仕者攻撃に対する直接の制裁措置という性 ておかねばならない。 さて、そとで先ずとの事件に対する教政当局の採った措置と、そとにみられる判断の内容、 第二項は、当時、大教会所への神納金品の整理方法、配分の実際について兎角の風説が伝えられ、 小林教監と管長との間に手交された覚書の第一項は、 教祖以来の大教会所神前奉仕の神業を管長 性格につい 「此の物質問 て明らかにし 題

ばならない。

両家反目の重要素因の一なるは想像に難からず」との判断さえなされ、さらには、 その債務債権の処理についても複雑な事情が生じていたとも言われる。その様な風説の真偽については詳知しない⑩ 両家間には巨額の金銭貸借関係があ

全する「宗家」として、教団存立上の重要事であるところから、「教門教族」としての在り方を定めるべきことを求め ら、管長権行使の基本姿勢に改悛を求めてのものである。さらに、第四項は、教団における金光家の位置は、教統を保 あるにも拘らず、従来、管長の独断専行の結果、その任を果たし得ず責めを負って教監が度々更迭されてきたという現 断、つまり、経済問題の何らかの反映がとの事件の要因であるとする判断の所在を示唆するものでもあろう。次に、第 実に立って、また何よりも国粋新報事件における管長非違の行為は、その様な教監無視の施政の結果であるとの判断か 三項は、管長世襲制度の下での教監の責務は、管長を補佐し、上下に対して責任を負い、累を管長に及ぼさないことに そして、また、このことが覚書において成文化されねばならなかったことは、小林内局による該事件誘因についての判 教政の立場からするとその様な風説に対処する意味においても、公正な会計制度の基礎確立は重要な課題であった。

なすものでもあった。 ® 「制度調査委員会」において審議のうえ、「大教会所規則・草案」として管長の決裁をもとめて答申した内容の主軸を なお、右にみた四項目は、既に教政の側にあっては第二次畑内局(大正八・七・二七−同一○・三・一七)の取り組んだ

たものである。

二十三日における管長 がその非を認めたと見做される事実を指す。小林内局はこの様な異例の行為を、管長の非違是認と見做す立場に立って、 実現されるという歩みであり、管長をしてとの非違をなさしめるに至った要因の剔去という性格のものであった。管長 件直後における小林内局の措置は、大正八年以来の教政上の懸案であった管長への要求事項が、管長の非違に機を得て の非違に機を得てとは、九月二十二日における管長(管長夫人、文孝、正家帯同、小林教監随伴)の広前奉仕者への陳謝、 について、特に覚書にみられる要求事項とその歴史的背景の観点から一瞥してきた。この覚書から窺われる限りでの事 以上、国粋新報紙上における神前奉仕者などに対する誹謗事件の発覚直後における小林内局の採った措置とその性格 (代理、文孝)の佐藤範雄 (安政三―昭和一七)への謝意表明の一件によって、 管長、 及びその側近

金光本家に及ぼさざる様」との配慮がみられ、責任問題については金光文孝の公職、教職の辞任によって事態の収拾を事態収拾へと向けた施策を採るところとなった。九月十九日における金光文孝専掌への辞職勧告には、明らかに「累を事

期したことが窺われる。

う時、直ちにそれらが実現されるものと期待していたとは考え難い。 できる事柄である。もとより、小林内局においても、覚書が手交された現実の中にあってなお、従前からの行掛りを思® 做し得る行為も、見做す立場と実際との間には大きな隔たりがあったと言わねばならない。従ってまた、管長の覚書へ ても、「此の度は山王不二夫の不仕末より、多大の御迷惑を供へたり」と、その直接の責めは山王にあるとして行われても、「此の度は山王不二夫の不仕末より、多大の御迷惑を供へたり」と、その直接の責めは山王にあるとして行われ の捺印といえども、その承認を求めた小林内局の期待と管長の思いとの間には相当の距離があったろうことは充分推察 たものであって、実際には雇人の不始末を雇主が詫びるというものであり、このことから言えば、管長の非違是認と見 他方、管長による奉仕者、及び宿老に対する陳謝が、どれ程異例のことであり、非違の是認を示す行為であったとし

要求運動の三者の関わりを軸に、各々の立場の在り方と、その立場における判断、 そとで、次に、覚書手交以後の動きについて、覚書履行を約した管長ととれに対する教政当局、さらには管長罷免の 認識の内容との検討を通じて明らめ

二、小林内局の辞任と有志盟約の思念

が教監宛に提出された。進言書は、「今次の重大問題処理に関し慎重熟議の上、別紙二案を決議し、両者中一を採択せ 速かに本教の時患を匡救し、克く積年の禍根を裁断」すべきことを求め、別紙において、以下の二案を立て、そ

昭和九年十月十二日、管長と教監との覚書手交から僅かに数日を経たこの日、各支部々長十六名連署による「進言書」

とするものであった。支部長達が、事件処理の方策を二案とし、その採択を教監に一任したについては、管長不信任案 代表、教監、専掌、支部々長、三級以上の教師をもって組織する会議において決定し、この規定を承認することを内容 は大教会所の神動、 第二案は、①現管長は職名だけを残し、職務権限、大教会所に関する教務の全てを教監に代行せしめること、回現管長 の選択を求めた。すなわち、第一案では、今日の事態に至った責任上、現職を退くことを管長に求めるべしと要求し、 神務に一切関与しないこと、○現管長は大教会所会計に関する規定を、正副管長、管長家・広前家

昭和四三)らは、教監に対し声明書を提出し、次の点々に同意を求めた。 また、同日、 議会議員有志、和泉乙三(明治一七—昭和三五)、 関口鈞一(明治一八—昭和一三)、福田源三郎

調印をめぐって、支部々長会議の内部に相当の異論があって、管長辞任要求案に一本化できなかったことを示唆してい

二、国家非常の時局にあって、 きない。そとで、管長自身その非を内外に謝罪し、本部当局は速やかに管長辞職に向けて処断すること 、今回の不祥事件の原因が管長とその周囲の策謀によるものである以上、家邦管長を一教の首長と仰ぐことはで 今日の事態を惹起し布教活動の意気を阻害しつつあり、速やかに全教の廓清を図る

よう万全の措置を講ずること

に応えないなら、本部当局を信任せず直接主務大臣に陳情し、政府の裁断を仰ぐが、その責めは当然本部当局が負 三、もはや理義明白なこの事態において、いたずらに本部当局が逡巡すると事態は悪化するのみであり、 ねばならぬことを覚悟されたい (以上要旨) ® との

管長の謝罪と辞職を求め、本部当局の施策の如何によっては、当局不信任の見地から直接政府の裁断を仰ぐ決意である 拾策は、重大な転換をよぎなくされることとなる。なかでも、有志議員の声明は、さらに一段と強硬な姿勢をもって、 これらの十月十二日付の支部々長による進言、有志議員の声明によって、先にみた小林内局の立場と事態に対する収

於て剪除せられ、教団廓清の実挙がり 云々」との判断に立ったのと対比して、強硬に管長の辞任を迫るなど、両者石に、教祖の御胄統にして、一教の首長たるべき器幹たりと感激措く能はず、此れによりて、本教多年の病根、今日 の轍をさえ踏もうとするかに見られるものであった。 補佐の立場を墨守せざるを得ず、辞任、もしくは更迭をよぎなくされてきたことへの不満の表白であり、わけても、 見解には相当の差異が認められる。それらの建議は、 ととを通告するものであった。 理義明白なる今日の事態」との情況認識に立つ時、 とれら、 支部々長、 議員有志の建議は、小林内局が十月七日の覚書手交によって、 歴代内局が、様々な教団改革の構想を描きながらも、 小林内局の施策は、なお決断に躊躇するだけでなく、歴代内局 結局は管長 K

ものではない。 未成熟なものであり、 されることとなった、 長の中には、のちの管長罷免要求の運動には加わらず、むしろこれらの運動と異なる立場を表明し、運動側からは指弾 求の思潮が形成され、内局を圧迫する勢いにあったことが窺い知られる。けれども、たとえば、進言書に署名した支部 右の進言、 声明から見る限り、 必ずしも管長責任の追求方途をその辞任に求めるという点に、大勢が固められたことを意味する 所謂「非盟約」 内局首班の外廓者とも言うべき支部々長、議会議員などの間に、 の人々も含まれていることなどから見て、この時点における辞任要求の思 明らかな管長辞 [任要

本教多年の病根、 副管長派の対立抗争と宣伝されたことで、教内に著しい危機感が醸成されてきたことが挙げられねばならない。 の理由を客観的側面から考えるとき、先ず国粋新報編集発行人である近藤定信、 ところで、小林内局は、覚書の手交からわずか数日の間になぜこの様な事態を迎えねばならなかったのだろうか。そ そうした情況の中にあって、十月七日の管長と教監との覚書手交について、翌八日、 事件の概要が全国的に報道されるところとなり、 今日に於て剪除せられ、云々」との経過説明を受けた支部々長、議会首脳等は、覚書手交そのものに 国粋紙への誹謗記事掲載以来の事情が明るみに出され、 勝信兄弟による恐喝事件の発覚によっ 教監より、 「此れによりて、 管長派

もあった。とれらのことが彼らに教政機能をも凌駕する急進性を与えたものであると共に、小林内局に対峙せしめるも 内局に対する不信任の表明であっただけでなく、教監を首班として執行される教政機能そのものに対する不満の表明で のに他ならなかったのである。そして、第三には、特に議会議員有志の声明書第三項に示される様に、それは単に小林 不信を募らせていった。管長不信任の立場に立とうとした者からすれば小林内局の立場は管長庇護の立場を意味するも 事態解決の兆しをみる小林内局の立場を、歴代内局と同様、依然管長補佐の立場に終始するものと見做し、小林内局に

内局自体が、これらの事件と関わりのある金光文孝専掌の教師身分を問わざるを得ないこととなった。 る。こうして、十月二十五日、遂に小林内局は専掌会議を解散し、内局は機能停止の状態に陥って行く。 おける管長の態度は、 よる金光中学移転敷地買収問題をめぐる町政紊乱事件など、関連して惹起した事件への対応を迫られ、延いては、小林** の主張に同調して管長罷免の要求運動へと方向を転換するかという、二者択一を迫られるところとなった。 を生むことは避けられないこととなり、より一層事態の悪化を招くことが覚悟されねばならなかった。 での覚書履行による事態の打開策を採る限り、文部省への上訴という直接行動による管長罷免要求の立場との間に亀 拾を目指してきたが、他方では支部々長、議会首脳からの強硬な管長辞任要求の前に立たされることとなった。それ その様な選択を迫られつつ小林内局は、国粋新報社近藤兄弟による恐喝事件、さらには山下梅太(明治二六― こうした情勢にあって、小林内局は、一方では管長の覚書捺印という事実に立ってその履行に期待をかけ、 小林内局は、敢えて事態の悪化を招く危険を承知で、従来の路線を踏襲して覚書の実現の道を択ぶか、議員有志達 金光文孝の辞任問題に対しても、また、覚書の実現に対しても、とかく遷延の態度を示すものであったと思われ 事件の責任は認めつつも、実際には、山王不二雄、山下梅太両人の主動に出るものとの見解は崩 他方、この間 その意味に 以後 の 収

右の事態の中で、十一月四日、

和泉乙三ら議会議員有志の名による管長罷免を求める陳情書が文部省へ提出されると

教監、専掌が総辞職するところとなる。◎ とろとなり、十一月九日、管長は教監小林鎮に対し、去る十月七日付の覚書の返戻を要求し、さらには、十一月十三日、

いて、のちに和泉乙三は、「訴えさえすれば、管長を免職してくれるものだと思うておった」との判断を述懐している。 移の中で、十一月四日に至ってその決断を下したのだろうか。そとには、どの様な判断があったろうか。とのことにつ では、管長罷免要求の主務省陳情に踏み切った議員有志達は、去る十月十二日の教監宛声明以後、どの様な事態の推

との顚末は、次の資料によってさらに詳しく知ることができよう。

定まり、文部省が認めて管長となった者は法規に触るゝにあらざれば、断乎たる処置を採り得ざるものだと云ふ事 考へ、全教に事件の真相を発表いたしました処、憂教の至誠に溢るゝ皆様は一斉に立って吾々の運動に参加せられ がかくまで頑強であらふとは思はなかった事。第二には、監督官庁は如何に不信背徳の徒でも、教規教則に依って 金光教有志盟約が結成せられ、―中略―此の間に誠に遺憾に堪へないのは、私共の誤算でありました。第一、管長 長及び議員の陳情となったのであります。処が事態は中々動きません。これは少数の意見だと思っているからだと に対して、普通人に対する以上の厳重さを以て戒飭してくれるものと思ひ、忽ち問題は解決するものと信じ遂に部 も監督官庁に訴へたら忽ち反省するだらうと思ひ、又監督官庁も衆人の儀表たるべき一教の管長の不信不徳の行動 と部長(支部々長―筆者)、議員の有志とが気脈を通じて此運動を起しました時には、 始め現中央委員(小林鎮、古川隼人、佐藤一夫、白神新一郎、近藤明道、畑一、長谷川雄次郎、 如何に教内的に専横な管長で 和泉乙三、関口鈞一——

て詳述することを避け 右は、議員有志の陳情から約半年後のものであり、後述することとなるが、岡山県知事の調停案を受諾した有志盟約 信徒団、 青年会に対して調停受諾の理由を釈明した時の内容である。ことでは、 (巻末略年表参照) 、右の資料から窺われる限りにおいて議員有志が管長責任追求の方途を文部省 この間の歴史事実につ

陳情に求めるに至った経緯とそのことが結果した事態の意味について述べておきたい。

月十三日のことであった。 書を事実上破棄する行動をとっていたことを意味するものであり、 部々長の進言、議員有志の教監宛声明の直後、遅くとも十一月四日の主務省宛陳情までには、管長罷免要求の方針を既 いたものと言わねばならない。 定化していたものと考えねばならない。さらにこのことは、小林内局が覚書履行を管長に期待した立場から転じて、覚 ―昭和五五)の二名を除いて、 を通じて」いた、と右の資料を読む限り、小林内局は、専掌今田周吉 (明治四-昭和一六)、専掌心得片岡次郎 は第五教区支部々長、 辞任直前とは言え、 志陳情の昭和九年十一月四日の時点を指すものと思われる。後に中央委員となった小林鎮は、議員有志陳情の時点では あり、議員、支部々長からの文部省への陳情は、以後十年二月末迄は行われていないことから見て、此の時とは議員有 の罷免を求める陳情運動を起したとされる点である。「始め」とあるのは、「此の運動を起しました時」を指すもので 先ず注目させられることは、後に有志盟約中央委員となった人々と、支部々長、議会議員とが「気脈を通じて」管長 近藤明道 (明治二○―昭和一九)、畑一(明治二四―昭和三六)はそれそれ専掌心得、長谷川雄次郎(明治一六―昭和四五) 現職教監であり、古川隼人は専掌、佐藤一夫 (明治一六―昭和四五) 、白神新一郎 和泉、 辞任以前に支部々長、議員等の急進的思潮へと傾斜し、しかも早ければ十月十二日の支 関口は議会議員であり、うち和泉は議長であった。これらの人々が陳情以前に予め 因みに、管長からの覚書返戻要求は十一月九日のことであり、教監に対する面責は十一 従って管長との決裂は予めこれらの中に予定されて (明治一九—昭和二 (明治三二

の矜持が、のちに有志盟約がその誤算として挙げた「管長がかくまで頑強」であり得た理由をなすものの一ではなかっ 来十五年間の事は、 たにも拘らず、不日しての教監の転向には態度を硬化せざるを得ないものがあったろう。この教政当局者に対する管長 他方、このことを管長の側から言うなら、小林鎮の進言に対して、「よく話して呉れた」と言い、 皆自分の責任で誠に不徳と申すより外はない」と述べて、その苦喪を先の覚書捺印によって実行し 「思へば、 襲職以

要するに、

管長の小林内局に対する覚書返戻要求以後の一旦表面化した両者の対立関係の様相は、

たかと考えられる。

る程、 向性が、 小林内局の覚書履行要求から管長罷免要求への転換は、管長権の剝奪と地位の象徴化の願望から、 位の象徴化を目指した覚書の履行要求から、 といえどもその地位は相対的なものとならざるを得ない。このことに対する懸念が、 化されようとしている。 実には覚書破棄、 件に対する責任追求の色が濃い。 れねばならないだろう。覚書に見られる権限の剝奪と地位の象徴化への期待は、 のことによって何の実現を望んだのかが答えられねばならないだろう。 が、なぜ管長罷免要求という急進的方向へと転じなければならなかったのか、 の転換ではなかったろうか。とうした二肢選択の決断の中には、 けれども、 奉仕者とは別に管長が厳に存在することとなる以上、 た現実では 仮に右の資料をその様に読むとすれば、この時点で、一方には覚書履行による収拾への期待を持ち得た小林内局 次第に現実性、 先にみた管長と教政当局者との角逐という歴史的経緯と相俟って、 また神務に関わっては神前奉仕の「神聖にして犯すべからざること」との不可侵条項の守禦に それが責任の追求であれば、 管長罷免要求の上訴として行われた以上、そこには単に責任追求という以上の別個の意図が読み取ら な かっ 具体性を帯びたものとして構想されつつあったことを窺わせるに十分なものがある。 たろうか。 けれども、 そして、その徹底的な在り方が罷免要求の思潮を形成するものであったことに 実際にはいかに権限のない象徴存在であるとはいえ、むしろ、 管長罷免要求へと転向せしめた決定的な要因ではなかったろうか。 覚書に誓約された事項の実現によっても達成されなくはない。 「教祖の御神業」としての大教会所神前奉仕の のちの神前奉仕者を中心とする教団体制確立への指 確かに、 小林内局の罷免要求運動へ 管長が罷免されることに何を期待 教務に関しては管長職印の教監への移 との時点での罷免要求には 小林内局をして管長権の 金光家邦排斥の 象徴化されればされ 0 傾斜を急な しか 国粋新 よって具体 剶 ح ō 相違 従って、 な 現

最早容易に

旧

情況の中でそれらの運動をどの様に展開して行ったのかという点を、 光家邦の人格や性情に限定され、 者が分かち難い思念として発動されるという事態の現成であった。この様な事態とは、教内の積弊のあらゆる根拠が金 きる性質のものではなかった。 そこで、次に、あくまでも教内積弊の浄化を家邦管長の罷免に求めた、のちに有志盟約に結集した教師達は、 換言すれば、教内宿弊の一掃、改革が、家邦管長の罷免と同義異語の関係におかれ 積弊の浄化は人物の交替によって達せられるかのように思いなされる事態でもあった。 小林内局辞任の後を受けた、 阪井永治内局の立場 以後の

三、阪井内局の立場と有志盟約との角逐

とその施策との関わりで検討して行きたい。

の間の主な事態の推移については、巻末略年表を参照されたい。 総辞職した。次いで、十一月二十二日、管長の諮問に応じて次期教監の選考に参与した宿老佐藤範雄の「絶対支持」と、 (昭和九・一一・二二─同一○・二・二七)が発足した。 阪井内局は発足後、 僅かに三ヵ月余で辞任することとなるが、そ - 教内の鎮静の為に能ふ限りの助力を吝ま」ざる旨の言明を受けて、 小林鎮内局は、十月七日付の管長との覚書を事実上破棄して管長罷免の要求運動へと転じ、昭和九年十一月十三日に 阪井永治(明治二一―昭和三三) を首班とする内局

免要求運動に対する巻返しへと至るまでの動きである。 部々長、 との間の動きを概括的に表現すれば、管長補佐の任から一転して管長罷免の要求運動へと走った前当局者を始め、 議員有志達による運動の拡大と、これに対する阪井内局による事態鎮静化の試みであり、さらに管長による罷 支

略記)という進言を呈した。阪井はこの進言において、教内外に対して教務の公正を認めしめ、教務決裁については教® 教監阪井永治は、 教監就任を受諾するにあたって、管長に対し七項目からなる「将来に対する御願」(以下「願書」と 真相を発表」して、運動の拡大を図った。

えたら免職してくれるもの」との期待の下に行われたが、 外にその道はなかっ を踏襲しながらも、 管長との対立の間柄に立って、その処理に当らねばならなかった。こうした条件を勘案する時、 るものである。けれども、 ない」、「直接此の問題には触れない」とした阪井内局の基調は、小林内局の後継内局であったという特異な位置によ と地位の象徴化を目指すものであったことは既述した通りである。阪井内局として、 策であると信じ」、その実現を期して方途を画したと述べている。ことで「其のままに継承することは出来ない」とし もまたその返戻を求めた覚書を、 ているのは、 の問題には触れないでしかも此問題をも自ら解消せしむるに至るべき一層包括的なおかげを祈り出すことこそ最善の方 8 監に諮問の上決定し、その責任は教監が負うものとすること、大教会所復興造営部事業について、その事 行い金銭出納保管は奉行(教監)の指揮によること、大教会所浄財取扱規定及び金光家々憲の制定を促進すること等を求 (明治二二―昭和四四)は、 小林内局における覚書の各箇条は、 施策の基本方針について承認を求めた。との願書に表わされた阪井内局の施策の基調について、 管長の罷免を求め 対立関係の緩和を期待しなければならなかったのである。 小林内局の覚書であり、直接触れないとした「此問題」とは、 たことを知ることができよう。そして、 第一に教務の公正化が厳正に図られて行き、そのことが教監責任の明確化によって具体化される以 「前内局が取扱はれた国粋新報事件を其のままに継承することは出来ないけれども、 事件処理が喫緊の重要事であった事に何の変わりもなく、 た運動は、 改めて管長との間に取り交すことは出来難かった。 以後どの様な方針を採って運動を進めたろうか。文部省 そのいずれもが責任追及と問題性の剔去に重点を置き、 現実にはその様な進展はみられず、そとで、「全教に事件の との施策が遂行されるためには、 国粋新報事件における管長責任の問題 しかも管長罷免要求の有志盟約と 小林前内局が事実上破棄し、 「其のままに継承することは出来 管長に対しても、 への陳情は、 基本的には覚書の願い 実質的に管長権の 専掌浜田幾治郎 務は 規定通

前小林内局による共同声明書『ホササホス不祥事件の真相と其の経緯』の刊行であ

経過概要を述べ、これに対する小林内局の対応と辞任へと至らしめられた事情について、管長非違の強調によって説明 る。 同書では、 国粋新報事件発生の原因を、 「御礼信行会」に対する管長の嫉視によるものと断定し、事件発生以来の

信徒会の参加をも得て運動は拡大の一途を辿り、陸続たる文部大臣への陳情運動となったのである。有志盟約は、 一○・一・一一現在、陳情教会数一、一八○)、 教会長有志盟約を結成するところとなり、 さらに昭和十年三月には青年会 罷免要求の至当性が強調されている。 同書刊行による事態の公表によって、全国各教会長大多数の同意を得 その

鞏固なる信念に立ちて冷静なる態度を失はず徒に不安に駆られて雷同し事態を一層の混乱に導かざる様」期待する旨の と発表の行為とを批判し、「之に依りて直に信仰の動揺を来たし或は徒に軽挙に出づるが如きは本教者の採らざる所に 有之」として、管長罷免要求への同調を「軽挙」「本教者の採らざる所」と表現し、さらに、「教会長諸氏は此際特に 重を求めた。この通牒では、 った。そこで、前内局による共同声明書の刊行後、直ちに教監通牒(一○・一・一四)を発して、これに対する教内の自 「此の発表により却って疑惑を生じ判断に迷ふ向も尠からずと察せられ」るに至ったと述べて、暗に共同声明書の内容 阪井内局にとって、こうした運動の拡大は、 小林前教監ほか数名は、 施策の基本方針が無視される事態への展開を意味するものに他ならなか 前内局の立場で関係した点に基づき事件の一斑を公表声明したが

に護らんとするの士を痛憤せしめ、 を糊塗し、 他方、この教監通牒に接した議員有志和泉乙三らは、一月十八日、「曖昧にして無責任なる一片の通牒を発して事態 責任を免れんとするの態度」と断定し、 以て教内の混乱を激発せしむる所以となる」ものであると弾劾するに至った。そし愈、と断定し、阪井内局の基本方針は、「却って正しき信念を保持し、一教を未崩

てさらに、一月二十六日には

指導方針を通達した。

現本部当局は何れも自家薬籠中の者にして到底管長兄弟の反省を促すの誠意気力なきのみならず却て其の醜悪を助

長するの結果と相成るべく真に危惧憂慮に堪へさる次第に有之候 「現管長並に現本部当局の如何なる命令にも今後絶対に服従せざるととを

と、文部省に訴え、あわせて教監専掌には、

声明す」と通告した。

管長の罷免を求めて運動を拡大しようとすれば、教政機能の存続それ自体が要求達成を阻害し、逆に事態を鎮静に導こ わざるを得ないものであった。 月十四日付阪井内局の教監通牒とを軸として、全面的な対立の様相を露呈するところとなった。これらの対立のさまは、 この様に、罷免要求側と教政当局とは、昭和九年十二月の小林前内局による共同声明書の発表と、これに対する翌一 運動の存続それ自体が教政の運用を根本的に阻害するという、 両者は相互に矛盾する存在として関わり合

収拾の可能性はないものと判断した一月十七日、管長に辞表を提出したのである。とのことが、阪井内局をして僅か三 カ月で辞任せしめた事情であり、一、二章を通じてみてきた覚書の実現という方向での制度の改革と事態収拾への教内 責任を明らかにせしめる極めて現実的な施策であった。そして、これらの施策が実現されるためには、 める陳情運動の鎮静化が不可欠の前提であったが、運動側との協調が得られないばかりでなく、却って運動は拡大の一 されねばならなかったのである。 実現という方向での解決や、阪井内局の施策は不徹底なものに過ぎず、却って管長の「非を助長するもの」とさえ見做 どこまでも管長排斥を最期目的とする運動である他はなく、また、そのことが達成可能な事柄と判断された間は、 この様にみる時、管長罷免の要求運動は、そこにどの様な「誤算」があったにせよ、一旦それとして表明された以上、 覚書破棄以後の事態にあって、可能な限り追求しようとするものであり、その限りでは、との時点にあって、 両者は決裂の方向へさえ歩みつつあった以上、不信任、不服従を通告されるまでもなく、 阪井内局が基調とした点々は、 第一章に述べた畑内局以来の教政課題を小林内局総辞 阪井内局は、 管長の罷免を求

的努力の道を塞ぐものであったと言わねばならない。 以上に述べた様に、国粋新報事件以後の事態の様相は、一方に該事件発生の要因を教団の歴史的な制度とその

情、資質に原因を見て、その罷免要求の達成によって事態の決着をはかろうとした。そして、両者の角逐のうちに阪井 内局が辞任するところとなる。阪井教監は辞表提出の翌一月十八日、文部省宗教局長の招致の報に接し、一月十九日、 みて、これらの点を制度的に改めることをもって事態を収拾しようとする方向を辿り、他方では、家邦管長の人格 制度改善案」の提示を受けるが、その内容については次章に述べる阪井内局辞任以後の管長罷免要求運動の推移に関 って論述して行きたい。

四、管長罷免要求運動の挫折と高橋内局

財務の公正化、曰、大教会所規定、金光家々憲の制定、四、金光家一族の修養の四点を挙げて教内改革の方向性を示した。@ 候」との立場を示すと共に、 て、「現下の情勢に鑑み、将来の大計を画する為、適当なる機関を設けて、別記事項を審議し、 案」を調え、文部省への答申を管長に進言すると共に、その答申案に基づく施政を求めた。 提出中の故をもって、佐藤宿老との懇談をもつよう勧めた。他方、佐藤範雄は管長との懇談によって、文部省宛「答申 管長の肉親者は教団の要職に就かざること、を内容とする「制度改善案」の提示を受け、管長に復命すると共に、辞表 佐藤はこの答申案において、阪井教監への文部省制度改善案、 阪井教監は、昭和十年一月十九日、文部省宗教局長より、○、大教会所会計制度の確立、○、教監責任制の確立、○、 別記では、〇、教監責任制確立のための諸規則改正、 小林前内局の覚書及び阪井教監の願書の三者を参酌 (=) 本部、大教会所、 著々其対策を講ずべく 復興造営部の

他方、教監阪井永治は、辞任に際して、管長に「進言書」を提出し、

教内現在の大勢を充分に察せられ、豫て拝承せる思召の如く対抗的態度にて臨まるることなく専ら寛容大度以て閣 下の御徳を部下に示され、事態の好転を期せらるること

れている。それだけに管長の「対抗的態度」の放棄や、六項目の具体的諸条件への同意は欠くことのできないものであ 改善案を示し、その実現に努める様、管長、教監に同意を求めたことを事態好転の兆しとみようとした消息がよく示さ 立ち到った阪井として、全国教会長の大多数が管長罷免を求めて陳情運動を展開する最中にあって、当の文部省が制 意志表明をなすべきことなど、六項目に亙る見解を進言した。との進言には、罷免要求側の協調が得られず辞表提出に® 後任教監任命については宿老に銓衡方を委任すること、文部省改善案に対しては正式文書により遵 0

における「改むるを知らず帰するを忘れて背馳を継続する」者の処分を表明した、運動の切り崩しを意図した施 った。 ながら、四月十一日、多久安信(明治二三―昭和三四)岡山県知事の調停介入に至る迄続けられねばならなかった。 している。この様な両者の角逐の様相は、その間に佐藤範雄の宿老の栄称辞退、 り、また、一月下旬の有志盟約結成と二、三、四月における青年、信徒層への運動拡大の動きと呼応する対抗関係を示 よく示されている。管長のこの様な強権発動に等しい方策は、文部省の制度改善案提示以後にみられる顕著な動きであ が、金光文孝の教監任用という強硬策を採らせたと考えられよう。こうした動きは、四月七日の管長諭告及び教監通牒 と見た以上に、管長信任を保障するにも等しい意味を持つものと受けとめられたのではなかったろうか。そうした判断 師、信徒から主務省に対して、罷免を要求された管長の立場からすれば、先の文部省提示案は、阪井が事態好転の兆 教局長の制度改善案の意図に添うものとは言えず、むしろ阪井の危惧した対抗姿勢を露に示すものであった。全教の教 四・一七)を任命した。この様な施策は、佐藤範雄の答申案、阪井内局が辞任に際して呈した進言書、また、文部省宗 しかしながら、管長は、同十年二月十七日、阪井内局の後任に金光文孝を首班とする内局(昭和一○・二・一七−同一○ 教義講究所職員の総辞職等々を惹起し

至るまでの間展開されてきた管長罷免の要求運動が、現実にはどの様にその要求を実現して行くことになったのかとい 次に、 昭和九年十一月四日の議員有志による文部省への陳情以来、翌年四月二十六日の高橋正雄の教監就任に

を手交したが、との覚書第三項、すなわち、「後任内局の組局に就ては、 う点について論及しなければならない。 昭和十年四月十一日、文部省の意を受けた多久岡山県知事は、管長を招致して事態収拾のための具体策を定め「覚書」 佐藤宿老の意見を徴し之を行ふこと」という

任要請を受諾するについて、自身の立場からの情況への見解を述べると共に、その条件を別記して、 取り決めに基づいて、宿老佐藤は、四月二十五日、高橋正雄(明治二〇―昭和四〇)を教監に推挙した。高橋は、教監就 の周旋を求めた。 佐藤に管長、

、大教会所御広前奉仕は教祖立教の神宣に基き一教信仰の中心本教の源泉たれば、その伝統を護持することを以 て教政の運用布教の実施等凡ての基本とせらるべき事

二、管長は教規教則を無視し延いて本支部及教学の機関停止するの止むなきに至り本教をして混乱の極に陥れたる

三、教監新任と同時に管長職印及本部印章を之に渡さるべきこと責任を明かにせらるゝ事

四、本部会計事務及復興造営部会計事務引継の際は知事及宿老の立会を煩はす事

五、専掌其他の人選に就ては新任教監に一任さるべき事₩

てまた自身が教監就任要請を受諾するための前提としたのである。 右の五項目の希望条件を提示し、これへの管長の承認が得られることを「教内を鎮静せしめ」 るための、

従

孝教監の解職、 ととで、右の答申に示された条件内容を検討するに先立ち、有志盟約の側は、多久知事による調停介入から、 宿老による新教監推挙の経過の中で、 従前来の管長罷免を求めた要求運動をどの様に総括し、 新たな事 金光文

態に臨んだのかという点を、高橋新教監推挙の動きの中で検討しておきたい。

れと対立するところとならざるを得なかった。その意味において彼らは重大な岐路に立たされることとなった。この間 まで管長罷免を求めて、調停工作に反対することは却って管長罷免を求めた当の文部省の判断を無視し、結果的にはこ の消息を示すのが次の資料である。 を求めてきた関係上、政府の意向を受けた多久知事の調停に基づく宿老の新教監推挙であれば、との席において、 一夫、和泉乙三を招いて、髙橋に決意を促すとともに中央委員の意見を徴した。中央委員達は、 四月十一日の覚書に基づき、四月二十五日、 高橋正雄とともに、 有志盟約中央委員である小林鎮、 従来政府に対して処断

考慮し、之を以て所願達成の第一段階と見なし、最終の所願は之を教内的に解決するより外に途なし 此際高橋氏の奮起を肯ぜざるは政府と正面衝突することとなり、政府並に社会の今迄吾人に対する好意は却て憎悪 信徒の運動も騒擾視せらるゝやも計られず、教内の結束も果して之に堪へ得るや否や不安なき能はざるを

身分の保障を約束するものである以上、調停の受諾は、事実上管長罷免を要求してきた運動の挫折を意味せざるを得なの 動方針の誤りを認め、文部省への陳情による管長罷免が不可能であったという事実を認めることはできなかった。そこ の到達点に他ならなかったが、この時点では、全教の教会長、信徒の大多数を動員し指導してきた現実を顧みる時、 いものであった。このことは、「之を以て所願達成の第一段階と見な」すとの表現に反語として示されているところで を承認せざるを得なかった。そして、とのことは同時に調停案が、円満解決を目指し、調停条件を履行する限り管長の の追求へと方針を変更した。との五項目とそが、実は先にみた高橋の答申に付された宿老と管長への希望条件であった 右にみられる様に、有志中央委員は多久知事による調停を受諾すると共に、佐藤範雄の推挙する高橋正雄の教監就任 さらに続けて、 調停受諾が、直ちに管長留任への同意を意味するものであり、同時に管長の罷免要求が否認されるという、 「慎重審議の結果、 次の五項目に亘る希望を附して高橋氏推薦に賛同せり」と述べ、事実上次善策

のである。

其実現至難ナル場合ハ責ヲ負ヒ職ヲ辞スヘキコト」の一項を加えることで、中央委員の要求を緩和し、 た。従って、中央委員はその期待を大きく裏切られ、知事の方針に対して、更に、管長辞任を強硬に求めた。そこで、 任、佐藤宿老の栄称復活と新教監の推薦、新内局による制度改善案の実施を内容とした円満解決を旨とするものであっ 情を重ねたが、文部省は制度改善案を提示し、教内的解決を指示した。しかし、運動の拡大と、
 盟約側の高橋の教監就任への同意の条件であったが、とのととは、 要求の運動は、 事調停案への妥協、 不履行の際における管長の辞任を条件に調停に傾いたのである。ここに、事実上の罷免要求運動の挫折、 中央委員の要求に対して知事は、新たに覚書に第七項を設けて、「前記ノ事項ハ管長ニ於テ速ニ誠意ヲ以テ解決ニ当リ、 を「愈々本運動終局ノ成果ヲ収ムベキ秋ト相成」と管長処断の機の到来と捉えたが、 他方では、 の希望を継」いだ事柄が、有志盟約の知事調停案への同調であったという高橋自身の情況判断を示すものであると共に って、四月上旬、文部省は岡山県知事に事態収拾を命じ、調停が行われることとなった。 ことで、特に後者の事情についてやや触れておくと、

昭和九年十一月から翌年一月にかけて、 の様に見てくると、高橋が教監就任受諾の条件として宿老に答申し、 有志盟約側が知事調停案になお満足できなかった思念の内容を示すものである。 多久知事の調停工作によって挫折せしめられたが、しかし逆にそのことによって、 具体的には高橋新教監就任に対する同調への道を可能にした事情が知られよう。 先ず、 高橋自身、 管長の承諾を求めた五項目は、 調停の方針は、金光文孝教監の辞 「本教現下の難局に処すべ 当初、 事件の社会問題化 有志教師は文部 中央委員達はこの 「最終の所願」、 そして、管長罷免 中央委員は覚書 すなわち、 実際には有志 き一縷 10 ょ 陳

まり管長の退任要求は主務省への直接陳情によらない管長退任への方途を改めて模索せしめられることとなった。

高橋の教監就任要請受諾の条件として示された答申についてであるが、その第一項にあげられた大教会所神前

「教祖立教の神宣に基」づく、「一教信仰の中心本教の源泉」と意義づけたことは、

先の小林内局の覚書が、

の三件を求めた

以上の一、二項が、

して提示したのである。 れることを必須要件として示したのである。別言すれば、管長罷免が不可能となった事態における実質的な要求事項と 確立と教務の公正化による管長制度の維持存続を意図するものであっただけに、両者間にはなお隔たりがあった。 省の制度改善案及び知事の調停案には、神前奉仕の神聖不可侵を規定する条項は含まれず、むしろそれは教監責任制 いくかの問題に当面せしめられるところとなった。ところが、制度の改革が文部省の指示によって強行される時、文部 そうとした新たな教団体制の枢軸としての神前奉仕の至高性を、換言すれば、神聖不可侵をいかに制度の上に確立して 要求から制度の根本的改革への方向転換をよぎなくするものであり、このことによって、彼らは管長の罷免実現で果た らかに大教会所神前奉仕を中心とする教団体制確立への願望を窺わせるものがある。 事」を教団体制の基本とすることが目指されている。「教政の運用布教の実施等凡ての基本」とするとの表現には、 所神前奉仕が、 教祖の御神業たれば神聖にして犯すべからざること」と規定し、管長への規制的意味、 を管長に承認せしめることに主眼が置かれているのに対して著しい相違を窺わせるものがある。すなわち、大教会 **とのことを知事調停案受諾、すなわち髙橋の新教監就任に対する希望条件の第一に挙げて、この項目が受け容れら** 「立教の神宣」に基礎づけられて、 教祖との関係の正統性が教義的に主張され、「その伝統を護持する 中央委員の調停受諾は、 つまり、 「犯すべからざるこ 眀

動が、管長留任を基調とする調停案受諾に際しても、 ことで、その可能性を残し、併せて盟約者一般に調停への妥協でないことを表現するものであった。 第二項における管長責任明確化の要求は、従前来、管長罷免を求めて、そのことによって責任を追求してきた要求運 なお、管長辞任について自主的判断の余地のあることを明示する

ための具体策として、管長職印、 本部印章の教監への委譲、本部、 復興造営部事務の厳正引継、 専掌他人事の教監一任

高橋教監就任時の「答申」にみられる顕著な要求項目であり、

以下に一、二項が果たされ

高橋教監の就任によって、

有志盟約運動は、

改めて運動方針を発表して方向転換を徹底し、

正後の方向について、有志盟約指導部は盟約者に対し「改正サレテモ一向駄目デハナイカ、ナドト云ハレナイ為メニ教件が叶えられたことによって、逆にその在り方は厳しく問われなければならなかった。文部省の介入による教規教則改 監の就任時に求めた希望条件の達成を待って解散するが、 会長教師ハ一意専念御神前奉仕ニ邁進シテ御比礼ヲ蒙ラレル様ニシテ頂キタイ」と達した。これらのことは、 0 畑 は拡大されてきた要求運動が鎮静へと向かう歩みであり、 の延長線上に位置するものとして発動されたものである以上、 成を指向することが、新たな事態における管長退任要求という「目的貫徹」の仕方であることを示すものであった。 運動の内面化を図って行く。この内面化の方針は、 って言えば、 的貫徹といふことは、 が燃え立ちまして、 不純なものや間違って居るものは、 過をみるにその所願未だ達成に到らず」としながらも、 盟約中央委員の高橋内局専掌への就任でもあった。 知事調停案受諾に際し、希望条件として求めた第一項目の実現への願望が、従前来の管長罷免の要求運 教祖立教の御神意、 一に懸って私共の今後の信心祈念の如何にあることと確信致して居ります」との態度を表明し、 当然、 御広前奉仕の御比礼が、 教団の中には存在が許されぬこととなるのであります。従って、この目 教祖立教の神意、 中央委員の発した「本盟約解散ノ件」は、 有志盟約の解散は、 のちの「信行会」結成の意味でもある。有志盟約は、 「教規教則の改制定を得て茲に一教百年の大計も略確立 知事調停案受諾以後の情勢下にあっては、 教内の隅々まで赫々として輝くこととなりましたなら 神前奉仕の比礼の発揚による教団新体制の内実形 同時に、 小林鎮、 和泉乙三、 「本盟約結成以来 当面 関口 現象的 の希望 鈞 高橋教 翻

おわりに

'れ候」との判断を示して、その解散を告げるものであった。

「直に私共の

して、今日の教団体制の基礎を確立することとなった結界取次の意義が明らめられたことにも、その大いなる働きが認 事の調停介入と高橋内局の施策によって具体化され制度化されたことに、その意義が認められねばならないだろう。そ たろうか。先ず、小林内局が、事件直後、管長の責任を糺しつつ事態の収拾を試みた「覚書」の内容が、多久岡山県知 以上に見てきた、国粋新報事件から有志盟約解散にまで至る、所謂 「昭和九・十年事件」史は何を物語るものであ

散以後の動きは、 高橋内局における所謂三原則を主意とする教規改正を可能ならしめる前提であった。また、昭和十年八月の有志盟約解 になされた管長排撃文書の下げ渡し、有志盟約の解散等々によって解消したのかも知れない。事実、それらの解消が、 おける、また、戦後における教規改正と新体制の構築へと至る歴史的動向を根本的に規定するものではなかったろうか。 の要求運動によって顕在化せしめられた、管長と要求運動側との対立関係の様相は、該事件史のみならず、昭和十六年に その挫折という最大の規定要因が結果した意味でもある点は留意されねばならない事柄であろう。すなわち、 両者の対立関係の様相は、或いは高橋内局における改正教規の施行によって管長の責任問題を解消し、或いは、同時 しかしながら、たとえその様な意義を有するものであったとしても、これらは該事件史における管長罷免要求運動と 改正教規に基づいた制度実現の着々たる歩みを示していよう。

になった最初」とされる、昭和十六年の改正教規草案に対する、文部当局の次の問題指摘は何を意味していようか。 しかしながら、「昭和九年十年事件の結果、明確になりました本教の自覚というものを基盤にして教規を考えること が中心か、それとも取次の座が中心なのか、時に依って説明が区々でどうも一貫したものがない様に思へる。 金光教の教義の中心を為すものは御取次に在ることは解るが、取次そのものが中心なのか、或は取次に奉仕する人

思えば、多久知事調停案受諾にあたって、反管長勢力の中心部は、神前奉仕の地位確立を条件に管長の留任を受け容 以来、神前奉仕を中心とした教団体制の内実化を推進してきた。そして、宗教団体法施行に伴う教規改正に際して

26 立案したが、 管長との 間 右はこれに対する問題指摘である。 に紛糾を重ねながらも、 大教会所神前奉仕者たるととをもって管長就任の基本資格と定めた教規草案を

ちに前提的に措定するものであったと考えられるのである。 が構想されてきたことは、 する人格の徳望とが未分化なままに同一視されていたととを示すものであり、さらには、管長との対抗関係の現実に に他ならないだろう。 しては「取次に奉仕する人」を強調しなければならなかったことは、 た教団構想であったことを示唆するものでもある。その様な関係の中から、大教会所神前奉仕を中心とした教団体制 との時、 神前 奉仕、 換言すれば、 および神前奉仕者の絶対化を意図する観点から、 教政運用、布教実施などの「凡ての基本」形としての「取次」 とのことは、教団体制の構想上の位置づけとしての「取次」と、 何よりも管長との対抗関係の所在を証左するも 管長権に対しては「取次そのもの」、 形式の優越性を教団構想 現実に取次に奉仕 管長 K 対

と思われる。このことは、この事件史における管長罷免要求運動が、この観点からはどの様に位置づけられるものであ 約側からは指弾の対象となった人々の思念の内容とその意味、などについては改めての検討を俟つほかは 張の性格、 この論稿において充分論及することの出来なかった点々、たとえば、有志盟約の運動に糾合された信徒層、 の思潮を形成せしめ、 の在り方とを再構成する仕方をもって、該事件史を歴史的動態として把握することに努めてきた。 たかという問題と繋がるものであり、 の事件に対してなされてきた今日までの歴史解釈の立脚点の解明は、 管長罷免要求運動を主軸として転回した事件の様相について、 思念の実態、 その確信的根拠ともなって発動された、立教神伝とその教義についてのいわば教団論的視角から 高橋内局成立以後における管長辞任要求の思潮の行方、或いは、 その意味では、 本稿との相補的 主にその歴史事実と、 な位置に立つ確認作業でもある。 今後に残されたとりわけ重 所謂 事実に対する歴 「非盟約」と呼ばれ、 しかしながら、 一要な課題である ない。 青年層 史的 ح なお のほ 判

0

が解明が次なる課題であると確認せしめられていることを付記しておきたい。

(教学研究所所員)

九 五・三〇 「国粋新報」、金光攝胤、佐藤範雄らに対する誹謗記事を掲載(以後八月末まで

昭和九·十年事件史

略年表

昭和

・一九 専掌会議、専掌金光文孝に対し、公職教職の拝辞を勧告・一四 小林教監、国粋新報事件処理につき専掌会議を召集

管長(代理、金光文孝)、佐藤範雄に陳謝管長、国粋新報事件につき金光攝胤に陳謝

小林教監、事件につき反省を求めて管長、金光文孝と懇談・進言管長(代理、金光文孝)、佐藤範雄に陳謝

九:二五

国粋新報社関係者、恐喝の疑いで検挙さる

専掌古川隼人、佐藤一夫、恐喝事件の被害者・参考人として岡山県刑事課に出る新聞、事件関係記事の掲載を始む

小林教監、四項目に亙る覚書を管長に提示県刑事課、小林教監を召喚

金光文孝、恐喝事件につき喚問さる

O· 六

九・三〇

議会議員有志(和泉乙三・関口鈞一・福田源三郎)、管長辞職勧告を要望し小林教監に声明書を提出 管長、小林教監の覚書に捺印 小林教監、議会首脳・支部々長に対し事件処理につき経過を説明

支部々長、管長の辞職、制度の改革を要望し、教監に進言書を提出

小林内局、専掌会議を解散

管長、教監に対し復興造営事業中止、教務の一時停止を申し渡す管長、教監小林鎮に対し「覚書」返戻を要求 和泉乙三ら議会議員有志、管長罷免を要求して文部省に陳情

小林教監、管長の面責を受け、教監専掌総辞職

昭和一〇・ ----- $\frac{\dot{}}{\Xi} \stackrel{\dot{}}{=} \stackrel{\dot{}}{=} \stackrel{\dot{}}{=} \stackrel{\dot{}}{=}$ · 二 六 四 五 教会長有志会議を開催し、 阪井教監、小林鎮の申し出に対し「未だ其の時機に非ざる」旨、 小林前教監、教監阪井永治他専掌に対し、会見を申し込む 佐藤宿老、宗教局長の指示要項に対する回答、答申案を管長に提出 前当局者六名の名により、「金光教地方有志会議」開催通知状を発す 文部省宗教局長、阪井教監を招致し、「金光教内紛につき指示せる制度改善案」 議会議員有志、教監通牒に対する所見を声明 教監阪井永治、専掌今田周吉、片島幸吉、浜田幾治郎、管長に辞表を提出 阪井教監以下三専掌、佐藤宿老を訪い辞表を提出するも聴許を得ず 阪井教監、通牒をもって、前内局共同声明書刊行に対し、 不祥事件の真相と其の経緯』刊行 小林鎮、古川隼人、佐藤一夫、白神新一郎、 件とすべき旨要望さる 阪井教監、片島専掌、新任挨拶のため文部省へ出頭、菊沢宗教局長より事件処理をもって新任の緊急案 前教監小林鎮、古川隼人、文部省に出頭し教内問題につき経過報告 阪井永治内局(専掌、今田周吉、畑一、片島幸吉、浜田幾治郎)発足 小林鎮、文部省の招致に応ずるも、福山駅頭にて管長より禁足を命ぜらる 阪井教監、 全国各教会長、文部大臣宛陳情書提出 議会議員有志、阪井教監に対し、前内局共同声明書に対する所見を照会 阪井永治、「将来に対する御願」を管長、宿老に提出 全国各教会長、文部省に対し、現本部当局弾劾の旨陳情、管長、本部当局に対し不服従を声明 小林鎮の会見申し込みに対し、 有志盟約を結成 一両日中の実現を回答 近藤明道、 畑一の名をもって、共同声明書 教内の自重を要望 『本教に於ける

74

四・一六 四・二六 四二五五 佐藤範雄、高橋正雄・有志中央委員を招致して、高橋教監推薦につき意見を徴す 蒔田子爵(管長代理)、多久知事に覚書履行を約す 多久知事、管長の覚書不履行を各新聞に公表 多久知事、管長を招致し覚書を手交 多久知事、佐藤範雄を招致して協議 教義講究所職員総辞職 教団廓正期成会を教団粛正期成会と改め、全国信徒に参加を呼びかく 佐藤範雄、宿老の栄称を辞退 有志中央委員長、各教区委員長にあて、「教監更迭の経緯に関する報告」を発す 高橋正雄、 服でき難き旨を公表 教監金光文孝、辞任 教監、同趣旨の教監通牒を発す 管長、「背馳処断」の旨、諭告を発す、 岡山県知事多久安信、管長、教監を招致して協議 金光文孝内局専掌五名、辞表を提出 教監阪井永治、辞任に際し「進言書」を管長に提出 高橋正雄、佐藤範雄宛 全国青年信徒大会、管長自決を要望して声明を発す 青年会、教団粛正期成会、共同声明を発表して、現管長の自決を要望し、有志中央委員の覚書承認に承 大阪地方有志信徒、教団廓正期成会を結成 青年会連合本部、有志盟約運動に参加 金光文孝内局(専掌、吉永甚太郎、宮本嘉一郎、金光義忠、多田碏次郎、松井達)発足 教監に就任 「答申」提出、佐藤範雄、多久知事宛「具申書」提出

有志中央委員、全国信徒大会に於て、知事調停案受諾に至る経過を発表し、「本教最近の事態について」

青年会、声明書をもって管長自決の要望と運動の継続を表明

管長、教監、宿老、有志中央委員、文部省に出頭し、文部省指示要項による具体案を提示

を公刊

信行会結成

教規、教則改正案、文部大臣の認可を受く 第五○回臨時議会を開催し、教規教則改正案を可決

有志盟約、畏敬信行を実施

有志盟約解散 金光攝胤、大教会所神前奉仕者に就任

小林鎮、和泉乙三、関口鈞一、畑一、専掌に就任(近藤明道、昭和一三年一〇月八日任)

教団粛正期成会解散

の事実とその意味』八、一四―一五頁。 ・その意義と働き―』五一―五三頁。 高橋正雄『教団自覚運動 大淵千仭「教規の精神を正しく深く理解するために」『教団

1 注

前掲大淵書五〇—五一頁。 前掲大淵書四三—四四頁。『概説金光教』三一八—三一九頁。

発第二七号「真金光教ノ建設ニ邁進セヨ ――指導精神ニ関スル 金光教有志中央事務所指導部発金光教有志各教会長宛、中央

件」、昭和一〇年五月三日。

6 (5) の動機を求めて――国粋新報事件の対応をとおして――」、昭 溯って論究したものとして、真鍋司郎「教監小林鎮の『進言』 昭和一〇年二月二五日。同「九・十年事件の要因」。 なお、小林教監の懇談、進言に至る動機を教監就任の事情に 浜田幾治郎「本教時局私観」『未曽有の教難に直面して』、

和四三年度研究報告がある。 三]三]頁(以下『不祥事件』と略記)。 小林鎮他『本教に於ける不祥事件の真相と其の経緯』二八一

古川隼人「昭和九年十年事件記録 第一集」八四——一六百。

(3508)

(聖社の人) ・ 教祖五〇年祭を目指して進められていた大教会所復興造営事 ・ 教祖五〇年祭を目指して進められていた大教会所復興造営事 ・ 大小年之中、コハ事業進行上大ナル障害トナレリト思フ、コノ際之ヲ明ニセラルル意志ナキカ」とその無計画性についてのノ際之ヲ明ニセラルル意志ナキカ」とその無計画性についてのノ際之ヲ明ニセラルル意志ナキカ」とその無計画性についてのノ際之ヲ明ニセラルル意志ナキカ」とその無計画性についてのノ際之ヲ明ニセラルル意志ナキカ」とその無計画性についてのノ際之ヲ明ニセラルル意志ナキカ」とその無計画性についてのノ際之ヲ明ニセノアリテ其点ニ不安挿入サルルニ至ル、思フニ期畑ク間エルモノアリテ其点ニ不安挿入サルルニ至ル、思フニ期間予算等如何ニ拘ラス着手数年ノ今日少クトモ造営奉行迄ハ相にコーカランヤト思フ、之ヲ一般ニ発表スル其時期ニ非ストスルモ支部々長位迄ニハ其ノ大体方針位ハ誠サルヘキモノトモスルモ支部々長位迄ニハ其ノ大体方針位ハ誠サルヘキモノトモスルモ支部々長位迄ニハ其ノ大体方針位ハ誠サルヘキモノトモスルモ支部々長位迄ニハ其ノ大体方針位ハ誠サルへキモノトモスルモ支部々長位迄ニハ其ノ大体方針位ハ誠サルへキモノトモスルモ支部を長力といる。

文三五—三六頁、注⑥参照。

- 七―一二頁。 関係の項。谷天籟『水に画く』一一頁。「黒白評論記事集成」関係の項。谷天籟『水に画く』一一頁。「黒白評論記事集成」 前掲浜田「九・十年事件の要因」一二―一三頁、両家の財力
- 一例を挙げますれば、御自分に感じの好い教師に対しては、 一族の関係に発す」との発言がみられ、既に早くからその様な一族の関係に発す」との発言がみられ、既に早くからその様なの関係に発す」との発言がみられ、既に早くからその様なの関係に発す」との発言がみられ、既に早くからその様なので、

31

- 不祥事件』、昭和九年九月二五日、三七一三八頁。前掲宮田論となされ、又御自分に感じの悪い教師に対しては、相当の功あとなされ、又御自分に感じの悪い教師に対しては、相当の功あとなされ、又御自分に感じの悪い教師に対しては、相当の功あとなされ、又御自分に感じの悪い教師に対しては、相当の功あとなされ、又御自分に感じの悪い教師に対しては、相当の功あとなされ、又御自分に感じの悪い教師に対しても、之を重用せんとなされ、又御自分に感じの悪い教師に対しても、之を重用せんとなされ、又御自分に感じの悪い教師に対しても、之を重用せんとなされ、又御自分に感じの悪い教師に対しても、之を重用せんとなされ、又の如何にか」は言ず、恒例を無視しても、之を重用せんとなされ、又の如何にか」は言い、「他例を無視しても、之を重用せんとなされ、又の如何にか」は言い、「一旦八百。前掲宮田論

⑩ 小林内局がこうした施策を採ったについては、九月二五、二代中の小林内局がこうした施策を採ったについては、覚書手交ぐる検察当局の金光文孝喚問などが生起し、その様な動きが管長の覚書捺印に与って力をなしたと考えられる。また、小林教監への県刑事課長の提言も、管長への覚書提示へと踏み切らせる大きな要因であったろう。そして、小林内局の覚書提示の基本姿勢は、事態収拾へ向けてのものであったことは、覚書手交後の小林の心境述懐によって知られるところである。『不祥事件』四八一五五頁参照。

- ⑮ 『不祥事件』三六頁。
- 取せよ」との態度を示した。同右書、六七―六八頁。 前後五回にわたって専掌畑一に対し、「余(菅長)は、国粋新報前後五回にわたって専掌畑一に対し、「余(菅長)は、国粋新報の、不二夫は当方(菅長)へも申し来たれる事あるにより、聴れり。不二夫は当方(菅長)へも申し来たれる事あるにより、聴び、小林、古川両人の一方的取調べを以て、事を処断するは誤ば、小林、古川両人の一方的取調べを収す。 「余(菅長)は、国粋新報の、管長金光家邦は、一〇月二七日より一一月七日までの間に、
- (8) 当時、第一三教区支部々長会議の模様について、「『これに嘉一郎は、のちこの支部々長会議の模様について、「『これになって決するものにあらざれば』との説明者を信じて調印する体って決するものにあらざれば』との説明者を信じて調印する事になり、さて出来上りたる文章に、いざ調印と云ふ時に至れば、此の調印者中過半数は嫌々渋々となされたる事は事実の証ば、此の調印者中過半数は嫌々渋々となされたる事は事実の証はざれば是非なく、一応この進言書に調印すれば本書は教監をはざれば是非なく、一応この進言書に調印すれば本書は教監をはざれば是非なく、一応この進言書に調印すれば本書は教監をはざれば是非なく、一応この進言書に調印した。事に、第一三教区支部々長会議の模様について、「『これに充った。第一郎、八、五十嵐孫太郎は署名がない現職支部々長である。郎、八、五十嵐孫太郎は署名がない現職支部々長である。
- 『不祥事件』六〇—六一頁参照

19

- 注®参照。
- これを事前に聞知した古川隼人がその計画の撤回と原稿の回収の奉仕者攻撃から金光本家及び金光文孝攻撃へと鉾を転じたが、の奉仕者攻撃の宣伝、演説がなされ、これを主謀した山王不二の奉仕者攻撃の宣伝、演説がなされ、これを主謀した山王不二の本仕者攻撃の宣伝、演説がなされ、これを主謀した山王不二の本仕者攻撃の宣伝、演説がなされ、これを主謀した山王不二の本仕者攻撃の宣伝、演説がなる光明のからの本人が表別がある。

を求めたところ金二千円を要求され、要求のままに支弁して計を求めたところ金二千円を要求され、要求のままに支弁して計を求めたところ金二千円を要求され、要求のままに支弁して計を求めたところ金二千円を要求され、要求のままに支弁して計を求めたところとなる。

27

- 『不祥事件』六二一六三頁。
- 長もこれに加わっていたとも考えられる。 にしと述べていることから見て、或いは議員有志のみならず部にしと述べていることから見て、或いは議員有志のみならず部ので、先の議員有志の教監宛声明から大略その内容を推察する この陳情書は現物、写ともないので、内容の検討は出来ない この陳情書は現物、写ともないので、内容の検討は出来ない
- 内局総辞職の一一月一三日、文部省の招致(二三月)による教内局総辞職の一一月一三日、文部省の招致(二三月)によると、すた、小林する覚書返戻要求が、「貴職は余(菅長)を信任せず余も亦貴職する覚書返戻要求が、「貴職は余(菅長)を信任せず余も亦貴職する覚書返戻要求が、「貴職は余(菅長)を信任せず余も亦貴職する覚書返戻要求が、「貴職は余(菅長)を信任せず余も亦貴職が、管長の以後の施策に反映したことの議員有志の主務省陳情が、管長の以後の施策に反映したことの場合の

ろうことは充分推察し得る事柄である。 たものと思われ、そのことが覚書返戻要求、教監面責となったや小林内局の方向転換についても恐らく早い時期に聞知してい握していたことを示唆するものであり、文部省への陳情の一件の動向について管長が比較的早い時期に、殆ど時を遷さずに掌頭にて人を介し禁足を命ぜられている。これらのことは、内局監の上京を管長側で聞知するところがあり、小林教監は福山駅

教監更迭ノ経緯ニ関スル報告」、昭和一〇年四月二七日、「本 青年会、信徒会に対する釈明であり、他に、中央発第二六号「 は管長罷免、乃至は辞任による事態解決を要望してやまなかっ 高橋教監就任受諾にいたる経過を釈明するが、青年会、信徒団 視す」とも言い、四月二八日、全国信徒大会に於て中央委員は 員が調停に妥協したとして、「中央委員の妥協工作を厳正に監 長に自決勧告書提出、等々である。これらは、いずれも中央委 成会主催全国信徒大会の管長即時辞職その他四項目の決議、 年信徒大会の声明、同二八日青年会の声明書、同日教団粛正期 た。四月一七日の信徒団、青年会の共同声明、同二一日全国青 と反対の意志表示をし、当初それらは有志盟約側の大勢を占め 的解決はないとする立場の一般盟約教師、青年、信徒は、続 停案とそれに対する調停経過について、管長の罷免以外に最後 た。この「現局に対する指導部談」も、一連の一般盟約教師 高橋正雄『教団自覚運動の事実とその意味』五三―五四頁。 「現局に対する指導部談」、昭和一〇年五月二一日。知事調

進セヨ」、同月同日、等々が同趣旨のものである。 指導精神に関する件」、同年五月三日、「真金光教ノ建設ニ邁 教最近ノ事態ニ就イテ」、同年四月二八日、中央発第二七号「

宮本嘉一郎は次の如く記している。 志と議会議員有志とが、「気脈を通じ」たとされる点について、 山上会議」の模様について、わけても、小林内局と支部々長有 議が図られた、同年一○月一一日より一三日にかけての所謂「 昭和九年一〇月一二日付、支部々長等の教監宛進言書提出の

知り乍ら管長排撃運動せられるのか始めから計画的に策動して つかざりしはお気の毒干萬にして、それを見抜く力が無いのか 流して管長の不信任問題に奔走しても己れの不行届不徳に気の 取扱を一任受けたる小林鎮君等が、取纒めが出来ぬ上に他と合 益々不可思議に思ったのであります。事国粋新聞に起り、 にて已に其の運動に上京したるとのお話でありましたが、私は(9-4) **居られるのか、疑わざるを得ないのであります。」前掲宮本著** 議員が明言せられたとて、それを信じ切り、其の上今夜の夜行 局に運動を起して是非とも、閣下の御隠退を迫る事を議会代表 いま』、昭和一〇年二月、一七一一八頁。 「或る部長の如きは、事が運ばざれば文部大臣に、或は文部当 其の

されたとされている。 によって総辞職の止むなきに至った、或いは、「詰腹を切ら」 であるとされ、小林内局は覚書返戻要求に現われた管長の翻意 今日まで、 覚書は管長側から一方的に返戻が求められたもの 『不祥事件』六九―七〇頁。前掲『教団

目覚運動の事実とその意味』三六―三九頁。

(31)

奉仕神習会について」一八―一九頁。なお、これらの動静につ よって、その思念の現実的指向性を知ることができよう。「御 は我々の方に来て頂けるでしょうか」と問うている。これらに 別途の行動にいでねばならぬ様なことになりました場合、先生 対し、「もしも最悪の場合、一千二百幾名の教会長が一致して 言をしている。さらに、有志中央委員、白神新一郎、大阪地方 有志盟約中央委員長小林鎮に対し、「現在ノ本部並ニ大教会所 委員、吉田新太郎、和田伊三郎、湯川安太郎等は、佐藤宿老に した。また、四月五日、第三教区教師細川熊次郎も同趣旨の進 立シ新教団ヲ組織スルノ賢明ナルニ如カズ」との建議案を提出 トナシ新タニ清浄ノ土地ヲ選ンデ聖場ヲ建テ現管長ヨリ分離独 意味ニ於テ此際断然本運動ヲ打チ切リ全盟約教会長ヲ以テ一丸 ハ現管長執念ノ籠ル処ナレバ潔ク之ヲ其侭現管長ニ進呈スルノ 昭和一〇年三月二二日、鹿児島県教師会、行徳熊次郎他は、

』には、阪井教監の就任事情について、「佐藤宿老より、 余儀なく拝命せり」と記している。 るべからず、その為めに捨石になれ、 つつあり。一刻も速かに内局を組織して、教内の鎮静を図らざ の決定を見ざること十余日に亙り、教内に非常なる不安を與へ 前掲「本教時局私観」六頁。他に『金光教地方有志会議要項 との切言ありしを以て、

その展開」、昭和四二年度研究報告に詳しい

いては、三矢田守秋「有志盟約側の事態に処する態度・姿勢と

- (33) - 佐藤宿老栄称辞退の顚末」、昭和一○年二月二一日
- 34) 前掲「本教時局私観」五頁。
- 雄「昭和十年一月における有志盟約結成の意味」、昭和四四年 約結成時における教団状況に関して論究したものに、藤井記念 度研究報告がある。 「金光教有志盟約」、昭和一〇年一月三一日。なお、有志盟
- 阪井新教監への二項目の照会、すなわち、 一、教監は昭和九年十二月前本部当局の発せられたる共同声明 との通牒は、去る一月五日、議員有志の名をもってなされた。
- 一、右記載の事実を否認せらる」とせば、其の理由並に其の措 是認されるや。是認せらる」とせば、其の措置如何 書『本教に於ける不祥事件の真相と其の経緯』記載の事実を

に対する回答でもあった。

42

視同仁、抱擁のこと (以上要約) の諸点である。

- 明書」、昭和一〇年一月一八日。 金光教議会議員有志発各教会長宛「教監通牒に関する所見声
- 昭和一〇年一月二六日。 金光教各教会長連署、教監阪井永治、専掌今田周吉他二名宛 金光教各教会長連署、文部大臣松田源治宛「陳情書」雛形、
- との他、前本部当局者小林鎮以下六名の名をもって招集した「 場一致をもって決議し、それに応じて有志の結成を結び、連結 金光教地方有志会議」は、現管長並に現本部当局の不信任を満 「声明書」雛形、昭和一〇年一月二六日

按捨に度し難きもの」があるとの批判が加えられている。 何ら触るる所なくして一教を瞞過せんとする心事相見え、陋劣 日無責任にして誠意なき教監通牒を発し、今回の不祥事件には 機関の設置をみたが、この会議の通知状において、

「本月十四

顚末」。 「答申案写、昭和九年一一月二一日 —— 佐藤宿老栄称辞退の

40

- 融和、家内和合の実現、
 、、管長排撃運動の中心者に対し、
 一 と、四、山下梅太との関係を絶つこと、国、金光家一族の協議 に対し正式文書により制度改善案遵奉意志を答申し、教内に対 ┤、後任内局任命につ銓衡方を宿老に委任のこと、□、文部省 しても公表すること、曰、金光文孝を教政に関与せしめざるこ 教監阪井永治発管長宛「進言書」、昭和一○年二月一一日。
- 満ヲ旨トスル教風上遺憾此上ナキコト乍ラ豫テ教制ノ定ムル處 クハ依然統制ヲ紊シ教治ヲ妨ケテ改メサル者ニ対シテハ平和円 ナカラン。昭和一〇年四月七日付「管長諭告」。 モ右手続後ト雖モ反省ノ実認メラルム場合ハ即時之レヲ取消サ ………反省ヲ求メテ之レヲ肯セス出頭ヲ促シテ之レニ応セス若 ニョリ處断セシメラルムヤ計リ難キニ付篤ト御了知置相成度尤 ノナルカ改ムルヲ知ラス 帰スルヲ忘レテ背馳ヲ継続スルニ於 --------||今年尚反省自重ヲ望ミ正道ノ復軌ヲ祈リテ止マサルモ 教規ノ命シ教則ノ定ムル所ニ従ッテ暫ク處断スルノ外途

→様取計可致。昭和一○年四月七日付「一○監第五号教監通

旭

49 覚書(昭和一○年四月一一日

二、佐藤宿老ノ栄称辞退書ハ四月十三日内ニ返却スルコト一、金光文孝教監ハ四月十三日迄ニ解職スルコト

シ之ヲ行フコト三、後任内局(教監専掌等)ノ組織ニ就テハ佐藤宿老ノ意見ヲ徴ニ、佐藤宿老ノ栄称辞退書ハ四月十三日内ニ返却スルコト

立ヲ待チ速ニ其ノ具体案ヲ樹立スルコト四、金光教改革ニ就キ文部省ニ於テ指示セル事項ハ新内局ノ成

七、前記ノ事項ハ管長ニ於テ速ニ誠意ヲ以テ解決ニ当リ其ノ実「行ハザルコト」、、昭和十年四月七日付論告及通牒ニ因ル人事ニ関スル処分ハ五、人格上非難アル人物ハ教務ニ関与セシメザルコト

中央発第二六号「教監更迭ノ経過ニ関スル報告」、昭和一〇年の金光教有志中央委員長小林鎮発金光教有志各教区委員長宛、現至難ナル場合ハ責ヲ負ヒ職ヲ辞ス可キコト

四月二七日。

について論及したものに、宮田真喜男「管長辞任運動の転換に の、立ツベカラズト云ハルレバ立タザルマデノ事ナリ」と述べ、 り、立ツベカラズト云ハルレバ立タザルマデノ事ナリ」と述べ、 の大変員の判断に委ねた(@資料)。このことは、教内情勢から して有志盟約の同意なしにはその責めを全うできないとの判断 して有志盟約の同意なしにはその責めを全うできないとの判断 して有志盟約の同意なしにはその責めを全うできないとの判断 して有志盟約の同意なしにはその責めを全うできないとの判断 して有志盟約の同意なしにはその責めを全うできないとの判断 して有志盟約の同意なしにはその責めを全うできないとの判断 の当時に表現してものに、宮田真喜男「管長辞任運動の転換に

ついて」昭和四四年度研究報告などがある。

@ @ 多照

べき途なしと思考し努力したが………。「多久知事声明書」『の責任者として文孝氏の自発的円満辞職によるよりほかにとるに対しあくまで諒解を求めて現管長の地位はこれを擁護し紛争に対しあくまで諒解を求めて現管長の地位はこれを擁護し紛争

大阪毎日新聞』、昭和一○年四月一七日。

員会記録」、昭和一○年四月一1円)との発言などに、有志中央委員の人限りい調停(=応ズルコトハ)出来ナイ」(括弧内筆者、「有志盟約委べているとと、また、「本県知事ガ小林、畑両氏ヲ招致シ。信べているとと、また、「本県知事ガ小林、畑両氏ヲ招致シ。信は申す迄もない」(前掲「多久知事声明書」昭和一○年四月二六日)と述は管長自決を強硬に主張して譲歩の余地なき様子であったととは管長自決を強硬に主張して譲歩の余地なき様子であったととは管長自決を強硬に主張して譲歩の余地なき様子であったととは管長自決を強硬に主張して譲歩の余地なき様子であったととは管長自決を強硬に対している。

∞ 「答申」における希望条件は左の諸規則制定によって実現さ∞ 「本教最近ノ事態ニ就イテ」、昭和一○年四月二八日。

姿勢が示されている。

○「本支部職制」第三条 教監ハ管長之ヲ任免シ専掌属員ハ教

○「大教会所職制」第二条 大教会所ハ本教教義ノ源泉ニシテ第四条 教監ハ管長ヲ補佐シ一切ノ教務ヲ統理シ其ノ責ニ任ス

一般教会所ノ模範タルモノトス

長之ヲ任免ス姓ヲ冒セル男教師中ニ就キ教監専掌及支部々長ノ協議ニ基キ管第五条 大教会所ノ神前奉仕者ハ金光教祖ノ直系ニシテ金光ノ

ヲ許ササルモノトス第六条 大教会所ノ神前奉仕ハ本教至高ノ聖務ニシテ他ノ侵犯

ニ繰入ス 一条 大教会所ノ収入ハ財団法人金光教布教興学基本財団

号「本盟約解散ノ件」昭和一○年八月一四日。号「本盟約解散ノ件」昭和一○年八月一四日。

「現局に対する指導部談」昭和一〇年五月二一日。

お監就任条件の一なる管長の責任自覚要求の内容に関しては
 教監就任条件の一なる管長の責任自覚要求の内容に関しては
 教監就任条件の一なる管長の責任自覚要求の内容に関しては

その意義と働き――』二九頁。 前掲「教規の精神を正しく深く理解するために」『教団――

「昭和十五年管長との折衝記録」、昭和一五年一〇月一一日、

同右資料。

三六一—三六四頁。

は特定個人でなくてもよいとの見解を示していた。
「何もあすこに御座る人を拝むのでなく、あの座を拝むのであが、その内容を、「取次の座」に見ようとした。かねてより、が、その内容を、「取次の座」に見ようとした。かねてより、家邦管長とて、教義の中心を取次に置くことに異論はなかった

「人代」――その神の忘却と隠蔽についての素描

金光大神 理 解 研 究) 1 ŀ

福 嶋

義

次

悉皆、金神様の御地にして、 日月金神様の御恩光と申せば、一切衆生の生まるるより、五穀を初め物の出来るも、死して葬らるるに至りても、 日々夜々おかげを蒙らざるはなけれども、 日本国中に日月金神様の御社ある事を未だ

聞かず。金神様は地をば諸神に貸してあると宣いしなり。

は

U

 \aleph

VC

右は、 ってどのような意味をもつかという問題である。 年の諸々の理解のことばを通じてどのように説かれているか、また、説かれていることが、現代の人間の生の状況にと のである。本論で論及しようと試みることは、引用文で示されている「金神様の御地」と人間との関係が、金光大神晩 は欠落しているが、補うと、主語は金光大神である。金光大神が白神に説いた理解のことばを白神がこのように記した 明治四年(上)晩春、白神新一郎(一人)が著した『御道案内』の一節である。「宣いしなり」の主語はこの文で

れまでの研究成果に任せて、 ていく理解のことばで「神の地所」「神の御地内」などと表現される境域へと到達していく経過についての論述は、 (一~六巻) に依拠するが、読解の便のため、言葉遣いに手を加えたものもあるので、あらかじめ断っておきたい。 金光大神が金神にまつわる日柄方角への恐れからその信仰を深めて、「金神様の御地」、その他、 本論ではふれない。引用する金光大神理解のことばは、主として『資料 金光大神言行録』 以下考察し

一、歪 み の 提 示

いという宗教的確認は、人類の歴史過程でさまざまになされてきた。 間の占有の意欲に任されるものではなく、神的なものに帰属する場であって、人間の勝手な計らいに任されてはならな 広濶とした天空が、人間の計らいのままにならないように、人が、その上で生から死への歴程を歩む大地もまた、人

して不動の位置にすえられたのであった。 シオドスの神々の系譜の中で「最初から最後まで、ただひとりその身は不滅であり、その力は不朽なるまことの神」と まう」とあるように、神々、そしてその後の人類の生みの母神としての位置をもって語られる。そして「大地」は、 意識がきざまれている」と評する紀元前七〇〇年ごろのヘシオドスの叙事詩にも、その確認は見られる。『神々の誕生』 では、大地神ガイヤは、「雪しろいオリンポスの頂に住まいたもうすべての神々が、とこしえにゆるぎなき御座とした 認は生まれていたのである。久保正彰が「人間や神々のあり方を、ほんとうの根本から見なおそうという強い、鮮明な めではない。はじめてその確認をしたのは誰か、どこの民かという問いが成り立たぬほど、古く、そして昔に、その確 のであるとしても、人と大地との関係史という巨視的な目で見ると、大地を神のものとして説いたのは金光大神がはじ 大地は「金神様の御地」また「金神の地所」であるという、金光大神の確認を基に構築される信仰世界は、独自なも ヘシオドスから四世紀下って悲劇作家として活躍したソフォクレスもまた、

関係の来るべき破綻が暗示されてくる。

「大地」について記している。しかし、そこにはすでに、「大地」を疲れさしてしまう人間が登場し、大地と人間とのポーテ

不思議なものは数あるうちに、

人間以上の不思議はない、

波白ぐ海原をさえ、吹き荒れる南風をしのいで

渡ってゆくもの、四辺にとどろく

高いうねりも乗り越えて。

撓みを知らぬ大地まで、攻め悩ましてない。 わけても畏い、朽ちせず神々のうち わけても畏い、朽ちせず

馬のやからで耕しつける。来る年ごとに、鋤き返しては、来る年ごとに、鋤き返しては、

ずいぶん古いものと言えよう。神のものとして、あるいは神としての大地の確認も古いが、また、その母なる大地を「 うと必ず術策をもって迎える」人間が、よからぬ企みに組して、国を滅ぼすことのないよう、という願が歌われる。そでは、「の」 れは、神々の中の神、万物の生みの母として確認されてきた大地への、人間による挑戦の姿が描かれたものとしては、 『アンティゴネ』のコロスの一節である。とのコロスでは、「心慧しい人間」「万事を巧みにこなし、何事がさし迫ろ

第に大地の神性を人々に忘れさせ、そして世紀を重ね、世代を経て強化されていったのである。今はもう、人は、大地 攻め悩まし」、疲れはてさせていく人間の大地制圧の行為のはじまりも、いかに古いことであろうか。その行為は、次

れていく神性の憂いが言葉となって、人間の世界へと送付される。 人を守護し続ける大地の神性の、重い労苦の歴史の実相でもある。その神性の歴史を、人間による神性忘却の歴史が覆 人間によって特別に謝恩を供されるでもないが、人間に住むことを許し、人間によってその存在を忘却されながらも、 地は、天空の協賛を得て、人をその上に住まわせ、稔りを与え、生きること、死ぬことを許し続けて止まない。それは、 い隠し立てていくのである。 0 いつしか慣習的祭祀へと変貌し、その残された痕跡さえも雲散霧消の危険にさらされている。それにもかかわらず、大 しまったかのようである。その昔、かろうじて人が示してきた大地への謝恩の祭り事も、大地への畏怖からの儀礼も、 恩義を知らず、大地からその神性を引き裂いて、大地を、人の自由にできる「土地」、占有できる「地面」と化して しかし、時として、大地の神性を経験する稀有な人が生き、その人の口をもって、

要となる神伝である。そこには、 六年(芸)の十月十日、金光大神は重要な神伝を拝受した。その神伝は、晩年の金光大神の信仰内容を明らかにする上で の動きの只中へもたらされたものとして聴き受けられねばなるまい。白神が『御道案内』を記してから、二年後、 程への眼差しが表出されてきていることに注目しなければならない。 に引用 した白神新一郎の『御道案内』の記述は、上述したような、大地の神性の忘却と隠蔽という、 白神が記述した「金神様の御地」という確認を生み出す根拠、とりわけ神・人関係の 人間の歴 史

天地金乃神と申すことは、天地の間に氏子おっておかげを知らず、神仏の宮寺社、氏子の家宅、 そのわけ知らず、方角日柄ばかりみて無礼いたし、前々の巡り合せで難を受け。氏子、信心いたしておかげ受け。 氏子ありての神、 天地乃神より生神金光大神差し向け、 神ありての氏子、上下立つようにいたし候。 願う氏子におかげを授け、 理解申して聞かせ、末々まで繁盛いたすと みな金神の地所、

ている。ここでは解釈の重複を避け、以下、本論が究明しなければならないこととの関係で、この神伝のもたらされて 神忌避の俗信との関係に見る神伝の意味究明を基礎に、詳細な解釈を施し「神の怒りと負け手」と題した論文にまとめ との神伝については、瀬戸美喜雄が明治六年前後の金光大神の信仰世界と、信仰世界形成の諸動因について論及し、金

みた。明治三十四年(bh)日本在留二十五年目を迎えたトク・ベルツは、その記念講演を行い、その中で、 明治維新後、日本は急速にヨーロッパ的なものを受容し、鎖国時代の政治、文化等各面における遅れを回復すべく試 日本の西欧諸

くる状況と、神伝の意味を略述するにとどめておきたい。

科学の受容の仕方について、次のような厳しい批判を投げかけた。

満足し、この成果をもたらした精神を学ぼうとはしないのです。® の精神的大気もまた、自然の探究、世界のなぞの究明を目指して幾多の傑出した人々が数千年にわたって努力した結果であります。 る機械であると考えています。これは誤りです。西洋の科学の世界は決して機械ではなく、一つの有機体でありまして、その成長 ………日本では、今の科学の『成果』のみをかれらから受取ろうとしたのであります。この最新の成果をかれらから引継ぐだけで にはすべての有機体と同様に一定の気候、一定の大気が必要なのです。………地球の大気が無限の時間の結果であるように、 人々はこの科学を、年にこれこれだけの仕事をする機械であり、どこか他の場所へたやすく運んで、そこで仕事をさすことのでき

指された大地の神性の労苦の歴史を際立たせることとなり、それがまた金光大神に確かに感受されていったのである。 歪みを生み、人々の意識に混乱をもたらしはじめた。そうした歴史状況が、とりわけて金光大神の許で、「金神」と名® 拠へは見向きもしないで、その成果だけを切り取って受容することに懸命となった。その動きが日本社会にさまざまな ことに指摘されているように、維新を迎えてからの日本は富国強兵・文明開化を急ぐあまり、西洋文明の歴史とその根

を誘い、 その感受性が深められるとともに、金光大神はより深く大地の神性、つまり金神の労苦の歴史へと歩み入り、 人間の世界へと神の言葉をもたらすこととなったと言えよう。 神の発言

復せしめ、神と人との関係の歪みの歴史を正す道筋を人の世にもたらす働きのために、神は金光大神を差し向け、 てることを告知したのである。 ものとして、その歪みの歴史がこの神伝によって言い当てられてくる。さらに、人々の心に大地の神性への眼差しを回 の歴史が横たわっているのである。人とその世界で「難」として現象し、 人間の勝手な算段による土地の区分と独占、それに対する神の憂いなど、 そのようなものとして、この明治六年の神伝の背後には、人間による、 人々を苦難の渕に追い立てる状況の根となる 相互の巡り合せによって蓄積された長い歪み 大地の神性の忘却、 神の所在の喪失、 用立

ととばは、すべてとの神伝から発し、そしてとの神伝へと収斂していくものとして考察されることとなろう。 千差万別、多種多様な言葉をもって、人々に解き明し、理解していったのである。次節から採り上げる金光大神理解の む大地の神性として、金光大神の許で「金神」と名指された神の憂いからの発言は、人とその世への愚知ともならず、 ましてや怨念、呪いの言葉ともなっていない。金光大神は、晩年、この神伝で伝えられてきた人の世への神の願いを、 人類の歴史とともに、いや、神々の歴史とともに古い、大地の神性の労苦、それでもなお耐えてその歴史を支えて歩

二、人代への神の憂い

慣習的信仰世界といわれる世にも、

金神忌避の俗信も、

神仏信仰も行じない、

特異な人はいる。

金光大神

0

と止めたが、頓着せず建てた。倉の建前ができた夜、どうしたことかそれは、倒壊した。その人は「根比べじゃ」と言 の町はずれにも、 そのような人がいた。その人は方位家に頼らず倉を建てはじめた。人々は鬼門の方角にふれるから

つ つつまた建てた。その時は、瓦も葺き壁も塗ったが、再度、 困惑のはて、その人は金光大神広前を訪ね、委細を語った。その時、 建物は倒れ、 金光大神は、 用いた材木は折れ、

さずにするから叱られるのは無理もない。神様にお願い申して、御地内をお借りし、今までの御無礼をお詫びして この大地も、その他のものも、 みな神のものであるのに、 わがものである、 わが金ですると思い、 神様に . お願

建てれば、差し支えない。

切を自らの目論見の範囲内に収めてしまっていたのである。 ちているという信仰あってのことであった。他方、その人は、引用した理解のことばから窺うと、自分の占有する地所 らなかった。金神遊行を恐れて日柄方位を見なくてもよいというのは、大地のありとある場が、金神の働きによって満 とその人に理解した。 に、自分の資金を投じて自らの企画にかなう倉を建てるとと以外、大地への何の思いも持たなかった。土地、金、材一 金光大神のようには、 大地が神のものであり、人間の勝手さに攻め立てられた、労苦の歴程を重ねてきていることを知 日柄方位を見なくてもよいという思いは、金光大神もその人も同じであった。しかし、その人は、

駆り立てられる素材は、その本性を曲げられ、大地との関わりを思うこともなく疲れ、歪み、いつとはなしに葬られる 素材となったありとあるものが、 地との関わりを思うことも、大地へと帰還することも、目論見を守り立てる人によって拒絶されてしまう。そうして、 りの根を一方的に断ち、目論見へとそれらを使い立てて止むととがない。素材へと取り上げられたものは、もはや、大の根を一方的に断ち、目論見へとそれらを使い立てて止むとの。 ® 目論見の素材としてその範囲内に取り納めるため、ありとあるものが、それぞれなりに本来許されてある大地との関わ 大地が神の地所であることを知らず、大地をわがものとして責め嘖む者の目論見は無気味である。ありとあるものを 目論見を現実化せしめるための、労務へと駆り立てられる。 そのようにして労務へと

二度と使えぬようにな

以上、

運命を強いられる。

いる。

長屋を建てたのであった。 神の知らせのままに、 再び言うと、金光大神もその人も、日柄方位、家相など見なくてよいと思っていた。事実、金光大神は文久元年(トバ)、 方鑑を頼まないばかりか、 神の命のまま棟上げ祭りも止めた。 人々が 「死に間」「死に坪」といって忌み嫌った 『金光大神覚』では、神はその訳を次のように知らせて |二間に四 間

ほかでは棟でまつり、此方には神のさしず、 かえっても(スパマピカ゚)しょうがないぞ。 棟ばさみ(棟に立てる幣)、まつる米もいらんぞ。 此方には地を治め、 末の繁盛楽しますため。 棟でまつりても、

葉の出所は、上述したととへの眼差しに秘められていると言えよう。 神の地平に根差し収められている限りにおいて、建て上げるということが成就する。 それへと用立てられる地所、材木、職人その他、建て上げるということに関わる一切のものが、大地という神の地所、 差しは、 とあり、 とのように早くから、大地へと向けられていたのである。目論む者も、 棟上げ祭りの代りに、広前での祭りをするよう金光大神を促している。@ 目論まれて建てられるものも、 建築が成就する根拠への金光大神の眼 金光大神が、その人に理解した言 また、

ある。 な計らいで切断されずに守られているという限りで、人は、またそれぞれのものとの人としての関わりが許されるので の関わりが保持されている限りにおいて、それぞれのものがそうとして在る。 みよう。 つまり、 「みな」、つまり天と地の間にある一切のものは、それぞれに神との固有な関わりの中に存在している。 神のものとして所在するそれぞれのものが、神から人の世界への用立てとして現われ、 したがって、その関わりが、 人と関わり、 人間 の勝手 神と

論及してきたところから、その人への「みな神のもの」という金光大神の言葉が示唆する意味へ思いを向けて

の限りで、 人の目論見、つまり建て上げるという計らいに組み入れられてくるのである。

とその世の転換を促しているからである。 り、人は神のおかげを知らないで難儀をしているということへ向かっての神の憂いが、その詫びる行為を軸にした人間 歴史、とりわけその歴史を歩み続ける神の憂いに向けられていかねばならないものである。なぜなら、 却し、久しく知ることのなかった、生きること、住まうこと、世界を建て上げることの根拠としての大地の神の労苦の 負って生きていることの金光大神の体験が、神への「詫び」へと人を仕向けるのである。その「詫び」は、 ぐり来った無礼の責めは、人間が人間の歴史を背に生きる限り、一人一人の生に刻印されずにはおかない。その責めを 言う「人代」「無礼」の世へと繋がってきていると言っても過言ではない。そのようにして、長い人間の歴史を経てめ も歌われた「大地」を「攻め悩ます」という「心慧しい人間」の行為が建て上げてきた世界は、時を経て、金光大神の て建て上げられていく世界、つまり「人代」は、神からすれば無礼の世である。既述した『アンティゴネ』のコロスに に対する挑発的な使い立ての行為に、調子づけられてきた世界である。明治十三年(公)十一月二十四日のお知らせに基 られるべく金光大神による要請が向けられてくるのは、われわれの世界である。その世界は、「わがものである、 金ですると思い、神様にお願い申さずにする」というその人に象徴されるように、大地の神性の忘却、一切の神のもの づいていることが、確認されねばならない。 使う、動かすなどの行為は、ものが神より世界へと用立つように仕向けられてくる、その動きに人として与ることに基 内をお借りし」と言われるときの「借りる」という言葉で、信仰的に規定されてくるのである。なにものであれ 神からの用立ての動きに「与り」、神のものを「借りる」という行為を基盤として人間の世界とその歴史が建て上げ 神との関わりが保たれ、世界へと用立てられ組み入れられて来るものを、人として享受する行為が、「御地 神の憂い、 人として忘 つま

右に引用したととばに表現されているような、大地から離れずその定めを守る、植物の姿を種々指示しながら、

地とひたすら結ばれた関係で生育する動植物の姿や、天と地の息遣いである雨風などの現象が、具体的に用いられ表現 「詫び」への促しは、 金光大神の理解のことばとして「人代」へと送られて来る。送られてくることばは、大

されたものが多い。

天地の恵みで出来る作物は、 実を持つほど頭を下げる。人は、花実を持つほどそり返る。

で教えてやるがよい。

©教えてやるがよい。

の表別である。五穀は実が熟すほど頭を下げる。氏子は、天地乃神のありがたいことを知ったら、 人間は、 身代がよくなったり、賢くなったりすると、そり返って歩き、下のものを馬鹿にし、口不調法の者を言い 人に教えるにもかがん

し、「口不調法の者を言いとめる」と言われるように、人間の世界としか向き合うことをしない。® 世界と向き合う人は、「身代」「権威・権勢」「知識」などを競い合わずにはおれないからである。それゆえにまた、 という「人代」は、価値の秤、差別の網、区分の物差しがきしみ合う音で調子づけられた歴史を歩んでいるので、その もせず、その定めを守る。ところが、人は、植物が「頭を下げ」大地の定めに身を委ねる姿を経験しようとはしない。 人は時がきて、自らの世界を建て上げれば建て上げるほど、「そり返り」大地に向き合わずに、 大地から養いを受ける植物は、 へと向う。あたかも無条件な大地への帰郷の姿であるかのように。植物は、そのように大地から離反せず、大地と抗い 層大地の定めに反して「そり返って」生きることになる。 時が満ちて実る。引用したことばにもあるように、実るほどに「頭を下げ」そして大地 「下のものを馬鹿」に わが力で何事もする

(3525)

ととばの中から、

紙数の関係で、二つ引用しておこう。

枝葉を茂らせる木の節から人間の生の節目、播種から妊娠、肥をするでもなく成育する森の樹木から大地の働きの姿を、大神は人とその世の問題を、人々にさまざまと解き知らせてきている。例えば、稲の白穂黒穂から夭折、早世の意味を、 語るといった具合である。そうした語り口のなかでも、 の目には直接見えない根の在り様への想いは、大地の神=金神への思慕と直結しているからであろうか。多くの理解の 植物の根への金光大神の注視には、 特別な雰囲気がある。 人間

その元に心をつけよ。

っち木にたとえれば、根元を忘れて枝葉に目をつけると、その元を知らぬ間に虫が食い、一緒に倒れる。ゆえに、立ち木にたとえれば、根元を忘れて枝葉に目をつけると、その元を知らぬ間に虫が食い、一緒に倒れる。ゆえに、

ない。おかげで枝葉も茂って繁盛する。とれがめでたいのじゃ。太い幹も茂った枝葉も枯れてしまう。日々、信心の根どりをようしておると、無常の風が吹いても、 「めでためでたの若松様よ、枝も栄える葉も茂る」とめでたい時に歌うが、枝も栄え葉も茂るのは、 幹が太るのは、地の底に、目には見えぬが大きく根をとっておるからじゃ。元になる根が枯れてみたがよい。 幹が太るから 倒れることが

かな関係に驚く者は、 き合おうとしない人には経験されることがないであろう。天空を突く樹木の勢いには驚きはするが、大地の内奥での密 に は 植物の根は「地の底」に入って拡がり、大地と交わり、その養分に融け入る。植物の根であり続けながらである。 枝葉へと養分を送る。「目には見えぬ」場所での根と大地の働きとの密かな関係は、 地を分けて融け入ってくる根を大地に抱えて、その養いを根を透して植物の枝葉へ用立てる。根はその役目に忠実 「人代」にあっては稀有である。金光大神が前半生を生きた慣習的信仰世界といえども、人の「 「目に見える」世界としか向

とばは、大地忘却の「無礼」の歴史を際立たせ、人とその世界へ、神の労苦への「詫び」を促す役目を担うこととなる。 大地の神との密かな関係の経験が人とその世界へと神から用立てられ、差し向けられるとき、その時結ばれる理解のと を受けたのであった。それがあって、神からの用立てとして、人とその世界へと差し向けられることになったのである。 身を任すように、自らを大地の神に任せ、明治三年十月二十六日、「心徳をもって天地のしんと同根なり」と神の礼言 避する大地の神、金神を思い、目に見えない地平へと届いていったのである。そうして、あたかも、植物の根が大地に 勝手さ」、つまり天地の理を知らず行為する人が建て上げた「人代」に変わりはない。その中で、金光大神は人々の忌

三、人の心身と神の働き

明している。しばらく、水にまつわる金光大神理解のことばに思いを寄せてみよう。 大地と人との本来的であり根源的な関係を、水という人の現実生活に深く関わったものによっても、金光大神は解き

穂も、五合の水をもって締め固める』と言うではないか。水の恩を知れよ。 氏子、水あたりということを言うなよ。水がなくては一日も暮らせまい。大地は何とある。みな水が元。

しかし、 この理解のことばから、大地・水・人の関係の基礎的確認が知らされてくる。文意は解説するまでもなく了解されよう。 人とその世界が、神の地平、大地からいかに遠く隔たってきているかを具体的に示すことばともなるのである。 次に掲げる一連の理解のことばともなると、人々を躓かせて余りあることばとなる。しかし、人を躓かせるものこ 知的にはその文意は了解されることではあり、 周知のことであると言っても、この理解のことばに密接に連な

しても、手足を折るとも、同じ。いただく品は同じことなり。すがればおかげあり。 おなかが苦る時は、山なら土をいただけ。また川なら水をいただけよ。また、土用に田の草取りに行って、 田の濁り水を手にすくいていただけよ。後は、あぜに腰掛けて、大神様を頼めよ。日々心得よ。また、けがを 痛けれ

いただけば気つけにしてやる。それもない時には、お土をつけておいても、おかげは受けられる。神棚に供えた水でなければ、おかげは受けられない、とは言えない。道を歩いていて、馬の足跡にたまった水でも、

とである。それもなければ、お土をいただけ。お土なら、どんな山のいただきにもある。 ければしかたがない。そういう時には、水があれば水を、やはり神様のお物と思っていただけば、お神酒と同じこ 山の中や道の途中で、思いがけない傷をした、という時などに、『さあ、お洗米、さあ、お神酒』と言っても、な

とのような非常識とも見られる教えを残した宗教者が、これまでいたであろうか。神は人とその世の何に思いを向けて、田の濁り水」「馬の足跡のたまり水」など頂けば、おかげになると言う。たとえ危急の場合という限定を付していても、 よって聖化された水との接触という宗教現象の解釈であることは言うまでもない。金光大神は、聖化儀礼にはふれず「 右に引用したものの外に「顔を洗う水」「ひなたの熱くなった水」「海の水」など、いずれも手近にある水、土を頂き 接触は「水」つまり生命の始源への還帰と、始源からの生の更新を象徴的に現わすという。エリアーデの言は、儀礼に接触は「水」つまり生命の始源への還帰と、始源からの生の更新を象徴的に現わすという。 で、不浄・罪が浄化され、病が癒されるという信仰は普遍性を持つことがわかる。エリアーデによると、水との宗教的 願うことで痛みが癒され、神のおかげを受けることが出来ることを、金光大神は教えた。 世界の宗教史をひもとくと、特殊な宗教儀礼で聖化された水や土と触れたり、それらに浴したり、飲んだりすること

とのような教えを説くべく金光大神を仕向けたのであろうか。

体が、人とその世が、 言うことができよう。 具体的な信仰行為となろう。しかし、その行為の勧めは、人とその世にとっては、明らかに躓きの石となる。ましてや、 じめから、 説いている。それは、「日柄方位を見なくてよい」という既述した信仰的確認と関連したものである。つまり、 うものである。通常は、 いつどこにあっても神の地平として均質であるから、そこから人とその世に向かって用立てられて来るものは、 贈物としての水を頂き、倦むことのない天地の働きに与り、生命の充溢を経験するというような、 思えば、 あらかじめ聖化されてある。そのようなものとして、土や水をおし頂くということは、大地への信倚の最も 神への信倚は、 種々雑多なものによって汚染されつつある現代にあっては、その行為はもはや奇行でしかなくなったと しかし引用したことばによって提示されている行為が、躓きの石となり奇行となっていること自 大地を攻め立てながら離別し続けてきた歴史を逆照射してくるのではなかろうか。 それを、定められた宗教儀礼を通して行う場合が多いが、金光大神は、いつどこにあってもと 神的イデアへの観念的な信倚ではない。 「神の地所」といわれる大地に傷口を触れ、 具体的信仰行為を伴 そのは 大地は

る。 によって聖化されて用立てられた土も水も汚れ、 世界の体臭となって大地を覆ってきた。大地は、 大地の神性を忘れ、 大地を使い立てることしかしない人とその世は、「勝手さ」と「無礼」に調子づけられ、 それをおし頂くという信仰行為も奇行としてしか見られなくなってい めぐりめぐって受け継がれる無礼の行為の堆積物によって隠され、神 それが

もせずに荒らしておくのじゃもの。人間でも、風呂へ入らずに垢がついたら、心持ちがよいか。® 神様は、 荒れ地にしたり、 荒れ屋敷になっておるのを一番お嫌いになる。それはそうじゃろう。 神様のお体を掃除

52 いないことを指すという以上の意味が隠されていることが了解されよう。人間が大地の神性を忘れたことから、 とこまで思惟させられてきて、 この理解のことばを思うと、地の荒廃ということは、もはや、 ただ見た目で整序されて さらに

進んで、人間の神への「無礼」が大地を覆い、層をなして垢のように堆積するその様を指示するものとして、「荒れ地」

そのように、人間によって隠蔽されていく歴史を経験し続けて、なお、人間との関係を保ち、その関係のあらわな顕現 ない、死んだように冷たく枯れた、人間の力によって力ずくで占有された地面が、大地を隠して拡がる。大地の神性は、 の時の到来を待機しているのであろうか。 の行為によって覆われ隠されつつある。人間と大地との密やかな関係も感受されず、奇蹟もおかげもそこからは生まれ 「荒れ屋敷」が聞き取られねばならなくなった。思えば今、金光大神生前の想念を超えて、加速度的に大地は、

のように説いているか、理解のことばを考察することをとおして問うこととしよう。 その問いは種々な側面から論及されうるであろうが、ここでは、人間の心身と天地の神性との関係を、 金光大神はど

人知れず母の胎内に宿り、五体が調って生まれ出るのである。 神からのお種下ろしである。肉体の方は地からお授けくださってある。御霊は天地乃神様からお与えくださって、神からのお種下ろしである。肉体の方は地からお授けるださってある。神にま 五穀を田へ植えるのを、種下ろしという。夫婦の間に人知れず子供を授けてくださり、魂をお与えくださるのは、

既述したヘシオドスのようには、天地と人間の創造に関わる神話的ストーリーを、 の造作もない表現に、心身と密やかな関係にある神への、金光大神の信仰的思慕と畏怖が現されている。 の心身を、 人間の世界を建て上げるため、自然を道具として制御し組み立て直すことができてきた「心慧しい人間」でさえ、自ら 自らの目論見に適うよう作製するととはできない。その事実がととに語られている。 絶えて語らなかった。 「人知れず」という何 金光大神は、 しかし、一人

人の誕生と死において、神話を感受し、表現し、その理を解いていったのが、金光大神であったと言えよう。

るのである。こういうことは、一心の者でなければ言わない。何も証拠があって言うのではない。死ぬというのは 死ぬと言うのは、 り教えられた。とういうととは、めったに話さない。話しても、真に受ける者もあるし、受けない者もあるから。 魂と体とが引き分けになるのである。 であるが、体は死ぬことがある。体は土から生じて、元の土に帰るが、魂は天からお授けになって、また、天へ帰 みな日のもとへ帰るのである。仏で言うのも、 「先の世のことは知るまい」と言って、神様が三日の間、先の世のことばか 神道で言うのも、同じことである。 魂は生き通し

者の喩えであろう。その畏怖とは、人間のありとある目論見を超えた働きが、外でもない自らに一番近いもののうちで 根源としての神と向かい合う人のことであり、また、自らの心身に融け入ってある神の働きへの畏怖を経験させられた えないからである。金光大神が話して了解してもらいたいとする相手は、「一心の者」である。一心の者とは、生命の ことになる。 も最も近い心身に脈打っていることへの驚きである。その驚きの経験があらためて、目に見えないもの、 ろうか。わが力で何事もするという「人代」では、証拠のない話は信じられない。そこでは見えないものへは向かい合 文意は解説する要もなかろう。右の中で、なぜ「何も証拠があって言うのではない」と言われねばならなかったのであ へ人を向かい合わせ、それへの謝念を育てる。そして、その謝念が、心身の具体相に、神の働きを判然と了解せしめる 例えば 神的なるもの

何も見えないであろう。日天四、月天四のお光はあっても、わが目の玉があがっていたら、明りは知れないであろ 左の目は日天四、 右の目は月天四である。目の玉が、いくらよく光っても、日天四、月天四のお光がなかったら、

と問う問いでなくて、人への問いとして問い質されることになる。 どの時にあって、なお神は人との関係の顕現の時の到来を待機し続けているかどうかという、先に立てた問いは、神へ 事実を、金光大神は上述したように、ことばとして人の世へ、人がそれを知るべく告知する。その事実を知らされると、 い「人代」の人々の心身へ、神は「人知れず」その働きを送り続け、人はその働きを受けて、人の世を建て上げている 人には、遠くて届かない理であろう。理は届かず、ことばは聞かれなくても、大地を「無礼」の垢で埋め尽して止まな 一心の者には、ことで何が言われようとしているかが拝受されようが、「人代」にあって「人代」としか向き合わな

き続けている。そうとしても、人とその世界では、その事実への眼差しは、いよいよ虚ろとなり、人はただ枯死した、 「無礼」の堆積する地面と向き合い、見るべきものは何も見ていない。 神と人との密かな関係は、昔からすでにあり、今もってなお、「人知れず」人の心身の一つ一つの相にまで浸透し働

四、権化として

よう。彼は、 人がものを見る眼差しはどうなってきたのであろうか。ここで、歴史家コリンウッドの言うところに先ず注目してみ 『自然の観念』という著書で、

るかのように記述する。 偉大な科学者達(フィロソファー)は、平静に、そして自らの視界が透明になるまで情熱をかたむけ、あたかも、山頂から諸事象を見

れる」ことは、その性に従属させられてしまうのである。金光大神ではその関係は逆転される。 現象や諸事物を強引に引きよせて、その限りで「見る」ことを、人々は己の性としてしまっている。それゆえに「見ら のように」視界が透明化するのを待った、偉大な人々の情熱、忍耐には無頓着に、現状のままで視界の届く手許 と」に対する「見る」ことの優位性を、精神に捺印してきたのではなかろうか。さらには、「山頂から諸事物を見るか ととをとおして、われわれは無意識のうちに、その成果の源泉ともなった、「見る」ととの効用、つまり「見られると 術世界が建ち、そうして大衆一般にその成果が届くと彼は論じている。顧みれば、そうした成果を世代を経て享受する そのように観察された事実についての知識は、パブリック・プロパティ(公共財)として人々に与えられ、技

仕方である。 った神の秤で、ありとあるものが見られている。どのように大地を隠蔽しても、人はそうして見られることからは逃れ 人とその世界は、神によって見られている。見られ方は、じっと、「一目に」「悪いことも、善いことも」みなという 知る」と言うであろう。それが、天地乃神様が知っておられるということである。天は見通しであるからなあ。 天地乃神様は、天と地とでじっと見ておられる。地におれば、天からじっと見ておられる。 人が「見る」というときは、方角、高度、明暗、上下、貴賤などを秤りつつ見る。しかし、それとは異な 「天知る、地知る、 我

できる問いではあるが、ことで、もう一歩進めて論じておかねばならない。 人とその世界は、なぜそのように神によって見られるのであろうか。前節の心身と神との関係の論及で、すでに推察 られない。

天と地との間に人間がある。すなわち、天は父親、地は母親である。 人間、また草木など、みな、天の恵みを受け

て、 地上に生きているのである。それゆえ、 天は父親、 地は母親のようなものである。

昔から「天は父なり、 一生、死なぬ父母に巡り会い、おかげを受けていくのである。曹から「天は父なり、地は母なり」と言うであろう。天地金乃神様は、 人間の親様である。 此方の信心をする者は

を、その本性とするかのように、本来の関係への復帰を要請して、金光大神を世へと差向けてきているのである。 その世界を見つめ、憂いをもって見護り続けている。そのことが金光大神の口をとおして言い出され、解き明かされて 既述したように、ただ人間だけが、自らの内に目論見を育て、「術策」を持って、母胎からの脱出を計らい続けて、そ うには決して離反せず、それぞれの関係の定めに従って、母胎としての天地に、とりわけて大地に庇護され続けてきた。 続けてきた。天と地は、生き物にとっては「母胎」であり、それとの関係がいかに苛酷なものになろうとも、人間のよ 天が父で、 いると言えよう。天地、とりわけ母としての大地の神は、大地に人が根差し、関わりを人が見失わないよう庇護するの の歴史を建て上げた。天と地は、その歴史の陰へと、人間によって押し隠されつつも、それゆえにまた、特別に、人と め生きとし生けるものは、人間とは異なって、そのはじめから、天と地、つまり親の懐の只中に、その身を任せて生き 地が母であるという指示を含む金光大神理解のことばは枚挙にいとまがない。さて、人間以外の草木をはじ

が進行する。その進行につれて、天と地の神、神々は遠くへと引退せしめられ、人とその世界から隠蔽されていく。 人であることを拒絶する歴史とも言えよう。人として、天と地の間に誕生を許されたにもかかわらず、人でなしの歴史 ことのできない神の働きの追放の年月でもあったわけで、そのようなものとして人間の歴史を規定すると、それは とし生けるものの父母を、人とその世界から放逐し続けた歴史であったのである。それはまた、人の心身から引き離す 論述してきた人間の「無礼」の歴史を、ここで言い換えると、それは、見護り続けて止むことのない神、つまり生き

れにもかかわらず、いや、それゆえにこそ、神は労苦しつつ、憂いをもって「人代」を見続けていることが、金光大神

によって知らされてきているのである。

ておれば、(神は)手は放さない」とか、「おかげを受けようと思えば天地金乃神と一つ心になれ」とか、あるいは、あるいは、抽象化せしめられ、精神の病が蔓延し、難儀がその世界の色調ともなりつつある。そのような時、「すがっそのように見られている許で、なお、神の忘却と神への無礼の世界史は進行し、人の生も死も、あるいは記号化し、 ならない。しかし、金光大神の生前中も、また、その後も、それをそうとして聞き取られることは稀有であった。「人 要して、「無礼」の歴史を大地の上に蔽い被せた人とその世界全体へ、神から告知されたことばとして聞き取られねば への、具体的生活問題に応じてなされた、歴史的に限定された教示に止めて了解するだけで終ることはできない。 「神様の御地内をお借りし、今までの御無礼をお詫びして」という金光大神の様々な理解のととばを、ある特定の個人

天地の神様のことを何とも思わないから、 地がびりっと動いても崩れてしまい、広大なおかげが受けられない。 代」の進行は止まるところを知らない。

感せしめたと言えようか。晩年の、つまり明治十年前後からの金光大神は、天と地、とりわけて大地の神の労苦と、 を、つまり、人の世を庇護すべく用立てられたありとあるものの、用立てとしての働きの喪失の日々を、 ていく「人代」の実態を、金光大神は実感し、さらに、神と人との関係の道筋が、「人代」の内奥、つまり、 うな警句のことばも生れる。大地の根拠から離反して、人とその世が建てられれば建てられるほど、 早くから、天地の神と同根として名指された金光大神が、上述したような「人代」の進行を見たとき、右に引用したよ を建て上げている人の心からも消去されていく様を金光大神は経験した。その実感と経験が、地の狂い、山川海の狂い 無根の樹木となっ 金光大神に体 「人代」 (3535)

0 神性を隠し立て見向きもしなくなった「人代」に生きるすべての人が詫びつつ根拠へと帰郷していくことを、 日天四の下、 金神の地所である世界に住まうものに促して止むことがなかったのである。 日本・

人代」への憂いの権化と化したかのようである。そのような権化として、金光大神は「人代」の無根さを知らせ、

と が

き

あ

六年前後の事蹟研究、 ができた。 の教学の成果は、その努力の結晶であったと言えよう。筆者も他の研究者と共に、その貴重な学的経験を分ち合うこと ようやく近年、はじめられたところである。 の世界への教学的アプローチは、 本論は、 金光大神晚年、 事蹟解釈を礎としながら、金光大神の信仰構造を究めようと努めた経験を持つ。今日までの つまり明治十年以降の信仰世界における教義の一側面にふれようと試みたものである。 『お知らせ事覚帳』と言われる金光大神直筆記録の、本所における解読作業をもって、 本所における教学は、『金光大神覚』を根本資料として、主として、安政

いてである。 な資料批判を後日に期すことを余儀なくさせられる。本論のテーマに「素描」と付したのは、 としか言えないであろう。 っていい状況である。そのような状況下にあって、 その経験から顧みると、金光大神晩年の信仰構造を究めてゆくについて礎とすべき基礎的研究成果は、未だ皆無と言 筆者は、 との素描としての本論が、 基礎的解明を欠いた教義的論究は、しばしば問い究めねばならない課題を傍らに寄せ、 本教、とりわけ本所における金光大神晩年の信仰世界の基礎的研究 金光大神晩年の信仰に教義的論究を加えていくことは、 上述したような意味に 無謀な試み 厳密

(教学研究所所員)

果蓄積の開始を告げる先触れの意味を持てばと願っている。

大地

- 1 『御道案内』大阪教会刊 昭和二七年
- 2 久保正彰『ギリシャ思想の素地』岩波新書二頁
- 4

3

同右 一二八頁

摩書房 同右 呉茂一訳「アンティゴネ」『世界古典文学全集』第八巻 筑

- 『金光大神覚』金光教本部教庁刊 一六一—一六二頁
- 紀要『金光教学』第一七号所収
- トク・ベルツ編『ベルツの日記』第一部下 岩波文庫五一― 維新期の一般民衆の精神的混乱と金光大神の信仰との関係に
- 第一二号参照 ついては、「維新期における金光大神の視座」紀要『金光教学』
- 『資料 金光大神言行録』(以下『言行録』と畧称)第三巻 一七二 三村佐野の伝え
- 品もしくは、構成部品たらしめるための道具となるよう強制さ 定の方法に適合する素材を検証する。自然科学分野で言えばそ 建て直す、人材を育てるなどいろいろと目論見をもつと、現実 動員せしめる。つまり素材は、目論見が構想する構造の構成部 れは実験である。それによって素材を選択し、目論見実現へと 化のための諸条件・方法等を考慮し定める。そして諸条件と一 人間の目論見について補足しておく。建物を建てる、組織を

- (12) 『金光大神覚』八四―八七頁参照
- である。「神代」については、筆者の講演記録「差し向け・布 もやり……」とある。「人代」に対置されることばは「神代」 「金光大神関係資料」によると「人代と申し、わが力で何事

三頁参照

『言行録』第四巻 二〇七二 岡本駒之助の伝え

教・身代わり」東北青年教師連盟誌『青芽』三二号 一一――

- 同右 第二巻 一〇七八 佐藤光治郎の伝え
- 向うところとの対比で問題にした。 詩人リルケは、詩人としての目で人間の視線を動物の視線の

すべての眼で動物たちは/開かれた世界を見ている。われわ たたえられた開かれた世界を見せようとはしない。…… 形の/世界を見るように強いる。動物の顔に/あれほど深く …おさない子供をさえも/わたしたちはこちら向きにさせて れ人間の眼だけが/いわば逆の方向に向いている。……/…

「ドウイノの悲歌」(ff塚宮雄訳)の第八の一連目の冒頭である。

「開かれた世界」「無限な純粋な空間」という詩的ことばで暗 ない。/われわれが向きあっているのは、いつも世界だ…… びらで掴みとる/あの無限な純粋な空間に向きあったことは われわれはかつて一度も、一日も/ひらきゆく花々がその花 『世界文学全集』一四巻 河出書房

(3537)

ことができる。

「われわれが向きあっているのは、いつも世だ」という時の「「われわれが向きあっているのは、いつも世だ」という時の「とは、同じ次元で別様に捉えられる世界であろう。そしてまたとは、同じ次元で別様に捉えられる世界であろう。そしてまた示されたものと、金光大神の「大地」「天地」という神の世界

- など参照 いずれも山本定次郎の伝え 『言行録』第三巻 一八六四・一八五九、第六巻 三〇四四
- とができる。」奉修所資料二四五 福嶋儀兵衛の伝えいけば、節年を境に年勝り、代勝りの繁盛のおかげを受けるとしかし節は堅くて折れやすい。人間も同じこと。信心辛抱してしかし節は堅くて折れやすい。人間も同じこと。信心辛抱して
- 村光五郎の伝えのは神からの種下しじゃ……」『言行録』第一巻 一四二 市のは神からの種下しじゃ……」『言行録』第一巻 一四二 市卿 「夫婦の間に人知れず子供を授けて下され魂を御与え下さる
- …」『言行録』第三巻 一八三七 山本定次郎の伝え 山には肥やしを施す者なし。日に月、年を重ねて大木となる…山の親神のおかげである。田畑に植える物には肥やしを施すが、の生えはじめ、双葉であるが、おいおい成木するのは天
- ② 『言行録』第四巻 二二九〇 神原八重松の伝え
- ◎ 慣習的信仰世界の問題性については、拙稿「慣習世界と信仰❷ 『尋求教語録』金光教徒社刊 四九
- ② 『金光大神覚』一三三頁 形式」紀要『金光教学』第一五号参照

- 同右 第三巻 一七五七 森政さだのの伝え同右 第二巻 一〇〇六 斎藤宗次郎の伝え『言行録』第四巻 二二七七 桂松平の伝え
- 同右 第六巻 三八七二 金光萩雄の伝え
- 同右 第一巻 二四 石田友助の伝え

も、これをお神酒と思っていただけば、おかげが受けられる…体人間は土からできているのも同じことである。顔を洗う水で「もし、山の頂で腹が痛んだら土をお米と思っていただけ。大、「「・・・・・・・・・・・・・

と思うのと、ありがたいと思うのとで、おかげになると、ならとれをいただけばありがたい』と教えれば、おかげになる。毒暑気あたりになる』と言うが、『ご陽気を受けている水だから、『親が子に教えるのに、『ひなたの、熱くなった水を飲めば、⑩ 同右 第三巻 一五一四 難波幸の伝え

ものじゃのう。海の水は塩水じゃが、塩水でも真水でも、水と「土でも水でも病が治るといえば、人間は薬の上におるような) 同右 第一巻 九〇七 近藤藤守の伝え

ないのとのちがいができる。」

いえば一つじゃ。」

害を禁ずる政策の影響や、教内の知識層から呪術的・迷信的と図)この種の理解を受けての信仰実践は、明治政府による医薬妨図)エリアーデ『豊饒と再生』せりか書房「九二頁参照

評価され批難されることなどがあって、次第に陰をひそめて今

われに新しい信仰への目を開くについて重要なことと思念させ うした消し去られた理解のことばの意味を尋ねることは、われ の手綱」に記された金光萩雄の談話など参考になる。今日、そ 日に至っている。このことについては、綾部教会資料「古々呂

『尋求教語録』一一

られている。

『言行録』第一巻 一四二 市村光五郎の伝え

同右 第二巻 一一一一 佐藤光治郎の伝え 同右 第三巻 一五一九 難波幸の伝え

引用文中の日天四・月天四という神性が、金光大神の信仰世界 で持つ意味については、岩本徳雄「日天四と金光大神」紀要 。金光教学』第一八号参照

Collinwood "Idea of Natur" Oxford Univ. Press, GB

つであろう。

一五一頁

『言行録』第二巻 一一一 佐藤光治郎の伝え

41) 真砂教会編『真砂広前とその初代』一四頁 金光大神関係資料 石原銀造の伝え

昭和五十四度研究報告で詳述した。 人の生死の記号化の問題については、拙論「身代り論序章」

『言行録』第一巻 六七二 伍賀慶春の伝え参照

『尋求教語録』一〇四参照

『言行録』第二巻 一一〇一 佐藤光治郎の伝え

の関わりで、今後論究され明らかにされねばならない神伝の一 …」という知らせを金光大神は受けている。明治六年の神伝と 金乃神、生神金光大神、日本開き、唐、天竺、おいおい開き… 金光大神関係資料によると、明治十三年九月には、「…天地

金光大神教語記録編纂の歴史過程

―大正二年の「御理解」公刊に至るまでを中心に―

宮田喜代

秀

じめに

は

その中で佐藤範雄は 明治四十一年(トピ)一月、教監佐藤範雄(トミス~トサニンは、金光中学校講堂で「金光教の将来に就て」と題する講演を行った。

えがいつのまにか教祖の教えとして普遍的に権威を持つものとして語られるようになってくると、教祖没後入信した信 切もともと直信たちの伝える教えは、自分がこのように聞いたという性質を持ったものであるにもかかわらず、その教 い。それは、教祖直信がなお存命中で、彼らが各自信念的に教えを語っていることに一因があること。 ①教祖帰幽後年が浅いため、本教には教祖の教えについての一定の表現形式がととのっておらず、またその解釈も乏し

生じ、 ③それがため、信者各自が教団の指し示す信仰見解を離れて、教祖理解や神誠神訓を得手勝手に解釈するという傾向が 次第に教祖の真意が伝わらなくなるという弊害を生んできたこと。

者は、直信たちの伝える教えを、教祖その人のまぎれもない教えとして受け取り従うようになってくること。

二か条を収めたものを臨時に小冊子として二万部発行するという形をとった。冒頭に示した講演での佐藤の発言の背景

ることは困難なことであったので、教政当局は、教祖二十五年祭には教祖の履歴を略述するにとどめ、

直信たちの信仰経歴は多少なりとも明らかになったとはいえ、教祖生涯の事蹟を僅かな間に調査しようとす

てきた青年層からの教祖像闡明化の要求等、山積する教内問題を解決しようとする佐藤の、責任感と使命感に促されて としての決意に裏付けられたものであった。すなわちそれは、 改めて教祖像と教祖の信仰を教団的に明らかにし、教団を信仰的教義的に統一しなければならない、との教政リーダー と教祖の教えをめぐる教内状況を分析している。佐藤のとの分析は、 教祖理解の誤伝や訛伝の全教的な広がりや、当時台頭し 金光大神教語記録類の結集や教祖伝の編纂を進め、

佐藤は、明治三十三年(ムタ)の教団別派独立をさかいに管長金光大陣(金光萩雄・賦~|炕)に内申書を提出し、 第一線から退き、もっぱら本教人材育成のために教育事業に専念していたのである。 上述したような願いと使命を強く抱いて佐藤が教監に就任したのは、明治四十年(dt)四月のととであった。それ 自身は教務の まで

の決意であった。

同時に調査内容を具体的に説明する通牒も発していた。その結果、百五十余名の者の信仰経歴が明らかとなった。 ® また、既に六月十五日には、直信たちの信仰上の経歴等についての調査を、管長金光大陣名で部長教会長一般に命じ、 年(トロウ)六月八日の教祖御略伝編纂委員会の設置であった。それは、同年十月執行予定の教祖二十五年大祭の記念事業と して、教祖の事蹟調査をめざすものであった。自ら委員長に就任した佐藤は、六月二十一日この旨を全教に通牒した。 とうたい、教団を教義的信仰的に統一する方向での教政路線を示した。そして、佐藤が第一に着手したのが、明治四十 カナ、以下も資料引用時平仮名に直す)、 第二条では「教祖立教の大旨を遵奉し教徒信徒の信念を増進するの道を講ずる事」 条の宣言文を発表した。宣言文の第一条では「上下協力一致して教義の発展を期し教祖の神意に奉答する事」(原文カタ 教監に就任した佐藤は、さっそくに四月十日の大教会所大祭時に教監就任申告詞を奏上し、規箴四か条を定め、

巻末に信条八十

には、 以上のような教団の動きがあった。そしてその発言の背後には、 直信たちの伝承する教えをどのように教団的に位置づけたらいいのか、という佐藤の長年の教政課題が読みと 本教の教義形成、 とりわけ教祖の教えの結集に

闊達な信仰世界の内部において、あくまで人間の難儀救済のレベルでなされていった。その意味でとの両者の間では、 教祖の教えの位置づけをめぐる緊張の相が見出されるのである。 ったのである。 の場にあっては、直信たちの伝承する教祖の教えを、筆写したり筆記したりすることで継承していこうとする動きがあ ところで、こうした組織化、 前者の動きが、社会の動きに対応し、 ひいては信仰集団の秩序維持のために目指された教義形成の動きとは別に、在野の布教 いわゆる時流にのって進められたのに対し、後者の動きは、

づけや継承をめぐる教内の動きに焦点をあてて究明を試みることにする。 公刊に至るのか、また、「金光教祖御理解」編纂にまつわる基本的な諸問題とは何であったのかを、 そこで本稿では、教祖没後展開される両者の緊張の相が、どのような形をとって大正二年(一)の「金光教祖御 教祖の教えの位置 理

記録されて資料化された教祖理解を意味する場合には、 なお、本稿では、明治四十年(dセ)頃の定説に従って、「神誡」「神訓」等の信条以外の教祖の教えを教祖 金光大神教語記録という呼称を用いることにした

三直信の契りと二つの布教路線

明治九年(気)春正月十日(旧暦)のことであった。その時、「辰の年、 身となれよ」との御裁伝が佐藤に下がった。一時この裁伝をとり違えていた佐藤は、 備後高屋の人土肥弥吉(トトトーイトトン)から教祖の教えを聞いて心動かされた佐藤範雄が、 一心に信心せよ、大願成就をさせる。 後に裁伝の意味を神の御用に自身 教祖広前に初めて参拝したのは、 人を助ける

布していくことになった。

を捧げることにあったと気付き改まるとともに、神より彼に依ざされた「大願」の真意は、学問を修めて表の御用すな

編修することになり、 教への歩み出し」を開始することになったのである。 そこから佐藤は、 金光萩雄とともに教祖の教えを拝承し、教祖帰幽後、拝承した教えの一部をとり出して「神誠」 「神誡」を主軸に、 「教祖に顕わされた信心を神道のなかに位置づけ、その限りにおいて公認宗

たる慎誡」として、教団的に意味づけられ位置づけられていったのである。 準備が着々と整えられていった。との過程で「神誡」十二か条が、 十八年)、神道本局六等直轄教会昇格(明治二十年)、同四等直轄教会昇格(明治二十三年)というように、教団独立への 次第に教団公認化の要件を満たしていくという方向で進められた。そして、 佐藤のこの願いは、野田菅麿への「随行巡教」を発端として、巡教という具体的な働きを通して神道界に信用を得、 「教祖三拾余年間道のため国家のために教諭せられ 神道備中事務分局所属金光教会認可

国家体制迎合の向きに傾いていかざるを得なかった。そとで組織者佐藤は、「神誡」を基にそれに一か条ずつ説明を加 当然のことながら、当時の国家神道体制が強化されていく状況の中で本教が公認を得るためには、 し」もの、 神道的教説とかかわらせた「慎誠正伝之弁」を作成し、それを、 「教祖の本意を誤らしめず本教の旨趣ある所」を衆人に説き明かしたもの、として権威づけ、教内に宣 「道の知るべの建石として正しく真の道を教諭せ 組織形成の方向は

方の転回を人々にもたらした。 あった。 方、その頃教内には、 教祖理解は、それぞれの難儀や問題に応じて、その人その人に下げられた教えである。それは、 教祖にまみえた者たちが、教祖から教導の場で直接受けた理解を人々に伝えるという動きが ある人々には「前代未聞」の教えとして聞きとめられ、ある人々には「電気にうたれた しばしば生き

66 され、また、助けられた喜びから一念発起し、自身も布教者となって、世の人々に教祖理解を説く者も生まれた。とれ ているのである。とのような動きの先駆をなしたのが、佐藤範雄とともに本教草創期に教団形成に関与した二代白神新 らの人々が伝承した教祖理解は、後述する金光大神教語記録類の収集活動の中で、幾千項目とも幾万項目とも伝えられ ごと」き衝撃を与え、その教えは一生涯の糧として耳底に留められていった。そうした人々の中には**、**教祖理解に魅了

郎(気~一次、以後白神新一郎)と近藤藤守(気~気)である。

保つととになっていった。 してその役割遂行の中で、白神、近藤の両者は、布教の場で次第に教祖理解に重きをおいて道を説くという教導姿勢を いわゆる「外に対して」の組織化、「内にあっての」道の拡張、という三直信の役割分担ができあがったのである。そ 道本局や政府当局との折衝を受け持つことになり、白神、近藤が実際布教の場にあって布教に専念することになった。 申上ぐる」と、佐藤との間で約束を交わしていた。その約束に従って教祖没後は、佐藤が直接教会創立を担い、専ら神 白神、近藤の両者は、明治十六年(小)六月十日に、「将来御上に斯の道を貫き、独立の一教派として、生神様へ御礼

を堅持していた。そとには、教祖理解に対する白神の厳しい思いが示されているようである。 か言葉とかいうものを挿まれることはありませんでした」と語っているように、正しくありのままに伝えるという姿勢ては、斎藤俊三郎(텄~l畝)が「(白神先生は――筆者)いつも教祖様、四神様から承られたままでほとんど自身の意見と 白神新一郎は、初代白神新一郎(云〜云)の著わした「御道案内」を基に道を説くとともに、教祖理解を伝えるについ

と語った言葉には、彼の教祖理解についての一貫した姿勢が感じられる。近藤もやはり、白神と同様教祖理解への深い からの講題だけを話してくるようではならぬ。必ず別に御理解を座談としてくる事にならねば、藤守の弟子とは言えぬ。 度参っては教祖理解を聞くのを何よりの楽しみとしていた。それゆえにか、近藤が弟子に対して「巡教に出た時、

近藤藤守は、入信後、明治十四年(小)二月の教祖広前初参拝ののちは、妻とともに教祖夫妻を親と慕い、月に二、三

思いに生きていたのである。

閾)、西村菊三郎(≦<\\\)、田畑五郎右衛門(鹹~炊)、畑徳三郎(ホシ~|ホウ)、高阪松之助(忥<-|ホョ)、矢代幸次郎(蚖~|ホョ)、 年(氘)の時点で布教者になっている。また、近藤の手続き(杉田政次郎、高阪松之助の縁も含む)からも、杉田政次郎、6 本教の教勢は、明治二十年代には、 谷村卯三郎(黙~ハヤウ)、岩崎平治良(朊~トサホウ)-順不同-ら多くの布教者が生まれた。これらの布教者が、兵庫、京都、 并光雄(叔~bh)、大場吉太郎(叔~妘)、增田誠元(叔~hh)、虎谷吉兵衛(弘~bh)、杉原功(欳~bh)、浜田安太郎(叔~ (텄~?)、岡繁蔵(텄~덠)、魚住半次郎(叭~?)、和田安兵衛(釱~蚖)-生誕順-ら百余名の者が、早くも明治二十四 田道之助(156~?)、安藤みね(157~151)、松尾源次郎(157~151)、甲島伊三郎(157~152)、中野米次郎(155~151)、 白神のもとからは、初代白神からの縁も含めて、井口市兵衛(llivelati)、寺田茂兵衛(llivelati)、有田儀助(livelati)、芦 愛知、静岡、東京等へと布教していき、さらにその布教者たちがまた各地へ布教者を送り出すというようにして、 京阪神はもとより東は東京、 西は九州、北は北海道までに及んでいくことになった。 田中庄吉

白神新一郎教縁者(明治十~二十年代)

安藤 みね 20	芦田道之助 14 11 9	有田儀助	寺田茂兵衛 12·9	井口市兵衛 13・6	氏 名 入信年月日
" (三代)	"	"	"	白神新一郎(初代)	入信時の教縁者
21 6 4 (転)		17	25 1 4 (転)	17 • 12 • 5	くは転属年月日教導職取得もし
25 明石へ出向布教	社所属講師	20・9・26 大阪船場で自宅布教	大阪浪花布教	14・5 兵庫へ出向布教	布教年月日及び布教先

杉原 功 17・2・3	虎谷吉兵衛 17 1	増 田 誠 元 16・4・18	大場吉太郎 16・3	沢井光雄 16・1・15	杉田政次郎 15・5・28
"	"	"	"	"	近藤 藤守
21 · 6 · 4 (転)	17	19	21 • 4 • 26	21 • 11 • 22	18 • 3 • 14
20 • 5	22 20 • • • 5 10	21 • 3	21 • 12	22 • 1 • 22	18 • 6
神戸へ出向布教	東京へ出向布教	彦根へ出向布教	東京へ出向布教	和歌山へ出向布教	京都島原へ出向布教

近藤藤守教縁者(明治十~二十年代)

和田安兵衛	魚住半次郎	知 繁 蔵	田中庄吉	中野米次郎	甲島伊三郎	松尾源次郎
13 3 6	9 } 11	13 1	14 • 4 • 23	11 秋	15	17 • 2 • 14
"	"	"	"	"	"	白神新一郎(
"	"	"	"	"	"	(初代)
21 6 4 (転)		17 • 12 • 13		17 6 6	17 12 5	20・1・29 (転)
商売のかたわら取次に従う	27 21 • • 8 12	大阪教会で世話係	16 15	16 6	18 • 3	19 6 16
ら取次に従う	を創立を創立	苗係	御金神社を設立京都へ出向布教	京都で自宅布教	大阪府南部で自宅布教	兵庫港川で自宅布教

谷村卯三郎 19·10	高阪松之助	20 6	23 3 •	名古屋へ出向布教
岩崎平治良 20・6・28	"	23 6 18	25 6 28	静岡へ出向布教
本表は、主として近畿布教史編	集室編「教団史参考資	料抜萃(大阪布教の初期	部 52 9 10	主として近畿布教史編集室編「教団史参考資料抜萃(大阪布教の初期)昭50・9・10」を参考にして作成した。
右のような教勢の拡大過程で、教祖理解が次々と伝承されていったのである。また、後には、白神や近藤らの手続き	祖理解が次々と伝承	歩されていったので	である。また、	後には、白神や近藤らの手続き
間に伝承される教祖理解に加えて、教祖没後神前奉仕に従った金光四神(脈~脈)の伝承する教祖理解や、	教祖没後神前奉仕に	に従った金光四神(酛~贮)の伝承	(する教祖理解や、金光四神独自
の教語類もあわせて伝承、流布されていくことになった。そこから、教祖理解に重きをおく布教路線が、	ていくことになった	た。そこから、教知	位理解に重きを	おく布教路線が、在野の布教者
たちを中心に展開していった。とのように、「内にあって」の道拡張、「外に対して」の組織化、	ように、「内にあっ	て」の道拡張、	「外に対して」	の組織化、という佐藤、白神、
近藤三直信の交わした約束がもとで、教内には、信条=「神誠」を主軸にする布教路線と、	、教内には、信条=	- 「神誠」を主軸に	にする布教路線	と、教祖理解に重きをおく布教
路線とがおのずからに生まれ、それが、明治年代教内の二大潮流となっていったのである。	が、明治年代教内の	二大潮流となって	こいったのであ	.る。

矢 高

代

幸

次

郎 助

20

18

"

21 6

25

24 21

北海道へ出向布教近江八幡で自宅布教

9

阪

松

之

18

6

杉田政次郎

21

10

14

(転

19

9

大津へ出向布教

畑

徳

三

郎

16 15

9

7 24以前

田畑五郎右衛門

18

10

21 18 • • • 5 10

21

東京へ出向布教

京都府南部で自宅布教

田畑五郎右衛門

4

白神新一

郞 (初代)

21

11

19

転

12 20 21

• 7~15春

京都府寺田で自宅布教

西 浜

村

菊 安

 \equiv

郎 郎

19

"

20

11

21

10 3

西宮へ出向布教 大阪池田で自宅布教

田

太

17

5

16

近藤

藤守

19

3

17

顧みると、信条を基に組織化を進めるということは、 金光萩雄、 佐藤範雄のとった教団形成の方策であった。 それに

70 の場では、 は、いわば教祖の信仰の骨格・精髄を示したものである。したがって、具体的な個々の難儀や問題が持ち込まれる教導 うな教条的意味合いを持ったものでなかったし、信条の枠内に収まるものではなかった。「神誠」は、 た教えを基に編修されたものであったので、そこに教祖の信仰内容が盛られているとは言えるだろう。だとしてもそれ 対して金光四神も、 教祖の信仰の精髄を語りながらも、より具体的で身近な例話を駆使して救済や信仰の授受がなされていかな 白神、 近藤も異論はなかった。しかし、教祖が存命中に下げた教祖理解は、もとより「神誡」 教祖から拝承し のよ

ければならなかった。との意味でも、むしろ信条のように整理されていない教祖理解が、教導の場では欠かせぬ教えと

らいをそとに付していったのである。 の補命手続きを進めることとし、 行うことになった。これを佐藤は、明治二十一年(炂)の教会規約改正の際に組織的に位置づけ、 る。次いで十九年(穴)十二月広島から願い出た二人に実施し、以後次々に備前、備後、大阪京都よりの願い出に応じて はならぬ」と、佐藤範雄が明治十八年(公)に初めて「神誠」の読み方とその大意を伝えたことが端緒となったものであ が、若干流布されていたに過ぎない。それが、金光大神教語記録類の筆写・筆録活動として教祖理解等を全教に流布 しめるに至ったのは、明治二十一年(炂)の「神誠」や「慎誠正伝之弁」等の伝習が引金となってのことであった。 布されていったのではなかった。資料的に見ても、明治二十年(心)までは、ごく一部で「御道案内」や後述の もちろん、 |伝習||は、元吐普加美講の信者であった高畑弥吉(宝~?)が圓山教会支所詰になった時、 金光四神や白神、近藤及び直信たちの伝承する教祖理解が、明治十六年(竺)の教祖帰幽当初から活発に流 「神誡」や「慎誡正伝之弁」の学習という目的に加えて、本教の教風統一をはかるね それには次のような事情があった。 「間違うたことを言うて 「伝習」受講後教導職 一神訓_

明治二十年(公)、大阪を中心とする近畿一円の結収を果たした佐藤範雄は、 翌二十一年(人)教内統一をはかるためには規約の改正を急がねばならぬ旨を教長金光萩雄に進言し、 同年神道本局六等直轄教会昇格の勢いに 許しを得て

政次郎によって教語記録類が島原教会に集められ、

写活動について」で明らかにしたように、岡本駒之助(鮎~ob)の霊地での金光大神教語記録の収集活動が契機となって たのである。以上のような経過で、在野の布教の場において、金光大神教語記録類の継承、流布が始まっていっぽ 四神の教えを書き残すというように、未整序のままながらも信仰の教えを収集、発掘しようとする風潮が徐々に生まれ 接生命に響いた教えを自ら顧みて記し、ある者は金光四神伝承の教えを記し、ある者は直信たちから聞いた教祖や金光 ていった。ところが布教者たちにとってこのことは、「神誠」や「慎誠正伝之弁」の筆写にはとどまらなくなっていっ そして、多くの信仰者(教師) 方向は、 押し切って、 くことが、独立へ向けての教政者側の重要な課題とされた。そこに、 直轄教会昇格となったのを機会として、本教布教の方向を、一層「神誡」「慎誡正伝之弁」による布教へと整序してい 淫祠邪教視される布教者の輩出を抑制しようとする意図が働いていた。既に見たように、国家神道体制下での組織化の ない淫祠邪教視される布教者が出現し、組織形成を妨げる要因になっているという教政当局の立場による状況把握から、 「神道金光教会條規」を作成することになった。また佐藤は、この時「條規」作成と並行して、一部からの反対運動を との金光大神教語記録類の流布は、大阪、京都を中心に起きてきたものである。それについては、さきに さて、明治二十一年(穴)の「伝習」実施以後、「慎誠正伝之弁」等のテキストを写すという風潮が教内に生まれた。 教えを書くという方法で教団が標榜する信仰の植え付けをねらった教政者側の意図を離れて、ある者は教祖から直 具体的には、 大阪教会、 「神誡」 「部下支教会所説教所講社事務所等の新設の中止」を実施した。との佐藤の動きには、『 「慎誠正伝之弁」を主軸に国家神道体制とのかかわりを深める方向で考えられていた。そとで、六等 難波教会などとかかわりのある人々の間で起きた。そして、難波教会との縁で京都に布教した杉田 岡本の収集した教語記録が大阪教会に持ち込まれたのに端を発し、 の間で、教えを書き、写すことが信仰にとって欠かせぬことであるという意識が定着し 「伝習」が強化されていく要因があったのである。 教祖等の教えを書き写すという 布教の拡張にとも 「教語の筆

杉田の弟子及び教縁者を通じて各地へ流出し、その過程でさらに多

すぐそれを書き付ける、御理解が出ればすぐそれを書き留めて帰る」といった動きも伝えられており、早くから金光大られていったことと無関係ではない。けれども、その一方では、「信者が説教を拝聴して居ても、一つ御神訓を承れば ども教語類の収集は難しかったし、一部に浸透していたに過ぎなかった。それは、あくまでこの動きが、秘密裡に進め ると聞きつけ、 くの教語類が加えられて逆流入するという動きとなっていったのである。 最初の頃との動きは、例えば、畑徳三郎が伏見にいたとき、彼が浜田安太郎のところに若干の教語類が収められてい 「態々大阪迄十三里の路を歩いて、それを写しにお出になった」と伝えられているように、教師といえ

、「神誡」路線の強化と教祖理解流布の拡大

神教語記録類収集の動きは、所によっては信者間に及んでいたことも推測されるのである。

二か月後の六月一日、本部教会専掌(佐藤範雄) 名で正式に達示が全教に達せられた。 前年の十二月に教祖没後の精神明治二十七年(証)、神道金光教会創立十年祝祭を期して、四月十一日教祖遺訓収集の旨が教内に口達された。次いで ついては、その年七月に勃発した日清戦争や、三十七年(bm)から始まる日露戦争の影響が考えられる。 ある。しかし、この時の教祖遺訓収集の具体的な成果は、その後教政当局からは公にされないままで終った。 的支柱であった金光四神を失い、いよいよ一致団結の教団体制を整え、独立に向かって教義の拡充が求められたからで

愛国の節操を忘れぬよう篤く説諭を行え、との諭達に応じて、金光教会長金光大陣は、ただちに各分支所、説教所に「®」下での対応を迫られることになり、神道管長稲葉正邦よりの、国威の発揚を祈念し皇国の臣民として此際一意専念忠君 国威振張武運隆昌」祈念のための祭典を行わせ、 周知の如く日清戦争による国家の非常事態によって、挙国一致の国風が作られた。この国風に従って本教も戦事時局 「教導職たる者の力むべき宣教」の指針として、 『講録』を配布した。

燈映画講演等を通じて赤十字事業の普及にますます尽力するなど、社会的にも本教の地歩を固めていった。❸ 者の慰問を行うなど、国家に対する金光教の至誠を表わそうとしたのであった。さらに佐藤は、日清戦争を機会に、 うになっていった。これ以後教団の動きとしても、明治二十八年(妘)には佐藤範雄と畑徳三郎が戦地に赴き、戦地傷病 祖の道であることが強調されたのである。こうして日清戦争とともに、教祖の教えが国家奉仕の道具として扱われるよ さらに同書では、 であるとの吾教祖の御教であります」と、教育勅語の内容を受けて、それが教祖の教えとも合致するとして提示された。 講録』では、「若一旦緩急あるの日は義勇公に奉じ、身をも心をも唯管大君の御為国の御為に尽くさねばならぬ訳 「万世一系の大君」としての天皇を頂点に据える国家観が示され、尽忠報国の至誠を尽くすことが教

中学を設立し、目下数百名の生徒を教養しつつ有」之 、其他教務上の組織凡て完備に至り候に付」との添書を得て、三 七月には教師速成科を同中学部内に設け、七月二十五日には、本科生から初めて中野辰之助(ム5~ト畝)、山下石太郎 授するととであった。明治三十年(証)には学問所を充実させ、「神道金光教会中学部」と改称した。続いて三十一年(証) また、いち早く日清戦争の勝利を予測した教政者側は、戦争終結後の社会対応のために有力な教師を養成しようとし 払~kが)ら四名の卒業生を出すことになった。これらが要因となって、本教は、神道管長稲葉正善の、「既に金光® 明治二十七年(証)十二月に神道金光教会学問所を開設するととになった。学問所の授業内容は、主に国史国文を教明治二十七年(証)十二月に神道金光教会学問所を開設するととになった。 (**)

立教団にもとらぬ教師の自覚の高揚と人民の教化訓導を内外ともに展開することであった。 年(bホウ)、三十九年(bホウ)と巡教師の数も増え、規模も範囲も全教的になっていった。一連の巡教が目的としたことは、独巡教活動は、この時まで実質佐藤範雄の働きに負っていたが、明治三十五年(bホウ)を出発点に、三十七年(bホウ)、三十八 策との絡みの中で、巡教と出版物による啓蒙活動を通じ、さらには人材の育成によって、ますます強化されていった。 しかし、独立後も組織化の方向が、国家神道体制の枠から離れることはなかった。むしろこの路線は、 巡教にさいしては、讃題を 国家の宗教政

十三年(トロク)六月、別派独立を成し遂げるに至ったのである。

73

設け、 篤に親切に且つ平易に、明瞭に教え導き諭す」ことに力点を置いた。しかし、教祖の教えを説き教え導くといっても® 後述の神誠正伝の一節や神誠、 神訓を奉読し、説教では、 「幽遠玄妙なる大真理、即ち我教祖の神訓信条を、

それらは、三十七年(dm)の日露戦争時局下での戦時巡教として実施されたものであり、二十七年(dm)の日清戦争下での 教政方針を基本的に継承するものであったことは明らかである。

る。文章は一段と整い、内容も復古神道思想が一層明確に打ち出されている。 れていたが、 光教祖神誠正伝』は、既述のように、 出版物による教化、 独立時には教義の所依の典籍として修正位置づけられ、明治三十三年(68)十月十日に公刊されたものであ 啓蒙活動は、 『金光教祖神誠正伝』、『神訓』、 「慎誠正伝之弁」「教祖慎誠明弁」としてその内容はこの時までに教内には知ら 『天地乃大理』等によってなされていっ た。 金金

神人 | 致)、その後の幾度かの修正加筆を経て 大正二年 (トホウ) に完成されたもので、本教初の本格的な教義書と言える。 佐藤範雄が本来持っていた教祖に対する考えと、神道的道徳的な考えが区別されることなく同居して著わされている点 は、 訓』の公刊(明治三十五年十月) によって、信条を基とする組織化路線が補完されるようになったことは意味深い。 公刊後 れ、政府当局に提出されたが、『神誠正伝』同様教内には流布されていて、その内容は既に知られていた。けれども、『神の したものを基としているが、 全体が七章に分かれ(立教沿革大意、天地の大理、人の本務、修行の本旨、 『天地乃大理』は、明治三十七年(chl)二月に開催された巡教師講習会において、 本書の特徴を見ることができよう。 当時の国民生活に浸透していくのに恰好のものとして、なおさらに布教活動に活用されることになったからである。 "神訓』は、独立請願時に「信心の心得・道教の大綱」として、 "神誠正伝』に次いで教義の所依の典籍と位置づけら "立教要旨" として佐藤範雄が講述 顕幽感通、 死生の安心

以上見てきた当時の出版物の大部分は、戦時下での軍国主義的国家体制追随の教政方針の確認を全教に要請すること 国学を基にした教祖の教え、すなわち神誠・神訓の解釈を通じて、金光教を内外に宣布することに大いに貢献した。

特立して、 校と改称、 学勧奨のための通牒が発せられた。以後教内子弟の入学は一段と多くなり、翌年十二月には学則を改め、私立金光中学 るのみでは教師の自然減少を僅かに補うという程度であったため、明治三十七年(bh)の二月と三月には、あらためて入 出している。そして本教の教師は、金光中学校本科及び講習科の卒業者から任用された。しかし、これらの措置を講ず 治三十四年(bh)九月の第一回講習生入学から三十八年(bh)二月までに前後七回にわたって開講され、修了者一七四人を 等の課目履習を通して、教団の各面で活躍することのできる若い人々を育成しようとするものであった。講習科は、 的には、 金光中学校本科生としての五年間の修行と、同中学校内の講習科設置にともない始められた金光教教義、 人材の育成は、 金光教教義講究所が設置されることになった。 普通中等教育機関へと変わっていった。そとで、従来の教師育成を目的とした金光中学校本科及び講習科を あくまで教団人育成に主力をおき、組織の充実をはかることをねらいとして進められた。

とになった。 活動は、 年(64)に発足した佐藤内局が担った教団を教義的信仰的に統一しようとする課題に、共に取り組んでいくことになった。 の多くは、 ここから巣立っていったのである。 これらの人々が、次章で述べる『新光』グループを形成し、 明治四十 適当な人物も出づ可く」との願いを受け、育てられていったことは言うまでもない。のちのちの教団を背負った人たち 上述してきたような教団中央での教政的な動きに対し、在野の布教者たちの間で始まった金光大神教語記録類の収集 前者金光中学校本科生が、明治三十三年(bb)に佐藤範雄が提出した内申書に示された「かく被成候内には後進者なる 明治二十七年(転)の教祖遺訓拾集の達示を受けてさらに活発になり、 教語記録類の流布の輪を拡大していくと

れるものである。ところが三十年代に入ると、独立への機運の高まりや独立後の本教教師としての内実を培おうとする。 明治三十年(松)に入ってからである。との傾向は、いぜんとして大阪、京都、岡山を拠点とする布教者たちの中に見ら 教祖理解を中心とする秘伝的傾向にあった教語類の流布の枠が広げられ、筆写資料や筆記資料が多数成立するのは、

筆記活動が教内で盛んに行われていくようになった頃、大阪教会では、 初代白神以来のこととして、学

布教者たちの努力が、一層、教えの筆写、筆記活動を促し、その活動は、ほぼ全教にわたってみられるようになってい

者の比較的優秀な子弟を小学校五、六年時代から膝下において、これに宗教教育を施したりしていた。その過程で、雑 は神訓研究等を会活動の中心としたものであった。一方近藤も、難波教会内に学問所を開設し、大阪市内居住の篤志信 問を重んじ修行生に勉学に勤しませるととが伝統化していた。明治三十五年(bl/)金光教大阪青年会が発足したが、とれ® (後の雑誌『藤陰』)の発行などの組織的な活動も起こされた。

よって金光大神教語記録類の収集活動も、より充実していったのである。 で教団中央へ送り込まれ、本部での教育を通して改めて全教的視野を持つよう育てられていった。そして、彼らの手に 地方教会でのとのような作用を受けて、学問を修め、時代感覚を身につけた若い教内の子弟が、本教教師を志すとと

誌

その他、 動について」で詳述したように、 各教会巡回之節(明治三十一年―筆者) 本教会行事上に就き見聞せし廉並に先年拝聴せし教祖の御遣訓左に列挙致候」と 付録に、 刊がとれに加わり、ますます収集活動に拍車をかけることになった。特に、明治三十三年(55)四月発行の『秀真』十号 『秀真』にその掲載を依頼したものであるが、独立直前の快挙として、若い布教者たちを大いに刺激することになった。 とのようにして、数多くの金光大神教語記録類を収集した各種筆写本が成立していった。それらは、 その上、『秀真』(明治三十一年四月刊)、『令徳』(明治三十二年七月刊)、『みかげ新聞』(明治三十三年五月刊) 『令徳』『みかげ教聞』では、「初代白神師小伝」や四神教語、若干の直信の伝承する教祖理解が掲載された。 九十項目の教語類が掲載されたことは、注目に価するものであった。これは桂松平(翫~|効)が、 (斎藤俊三郎)、 「規兼手記」(堤政治郎)、 「金光大神御遺訓叢誌」(天野慶蔵)、 「教祖大神金科玉条集」(谷村萬之助)、 「貝原谷五郎本」 (貝原谷五郎) 「御理解」 教語の筆写活 「過般来全国 (中谷富隆)、

考えると、現在までに発掘された資料の背後に、相当数の喪失もしくは未発掘の教祖教語記録類の存在が窺われるので 資料の発掘が進められていない九州地方、教会誌等には出てくるが原資料が未発見の全国各地の教会初代の筆録類等を 十年代、三十年代併せて約七十点の筆写本を数えることができる。それに、戦災に遭って資料を失った大阪・東京地方、 (八木栄太郎)ら数百項目を超える教語類を収録している。そして今日本所で確認できるだけでも、

局面に教政者側は立たされることになっていったのである。 側に事態の解消と何らかの対応を迫るととになり、明治四十年(dt)を期して金光大神教語記録類の結集という、 活動を促し、金光大神教語記録類の流布の輪を全教に拡大することになったことを見てきた。これらの動きが、 以上、明治二十年(公)当初の「伝習」に発する教語の筆写、筆録活動は、 以後在野の布教の場での教祖理解等 教政者 の収集

三、教団二世の台頭とその役割

かな教語類を写したりするということが関の山という実情であった。
の
それゆえ大部分の教師以外の信奉者のもとでは、教導の場で語られる教祖理解等を筆記したり、知人を通じてわずた。それゆえ大部分の教師以外の信奉者のもとでは、教導の場で語られる教祖理解等を筆記したり、知人を通じてわずい。あくまで、これら教会や布教者間で収集された金光大神教語記録類は、秘密占有物としての性格を示すものであっい。あくまで、これら教会や布教者間で収集された金光大神教語記録類は、秘密占有物としての性格を示すものであっ かし全教に広がったとはいえそれは、教師間のひそかな筆写活動の積み重ねが生んだ状況としておさえられねばならな 二章で述べたように、金光大神教語記録類の流布の輪は全教に拡大して、明治四十年(dむ)を迎えることになった。し

加筆したり改良を加えたりする者もいただろう。また、聞いたものを書き取る時には筆録者の聞き間違いもあっただろ 筆写の際には、書き間違いや読み間違いは当然のごとくつきまとう。 中には、意識的に、自身に了解しやすいように

78 導の場で信奉者に伝えられ、 要点を書き記す手法も、 それが聞く者によって書き取られ、さらに写されていくのであるから、伝承過程で教祖理 人それぞれであっただろう。さらに、何段階もの人の手を経て筆写された教祖理解等が教

解が誤って伝えられる可能性はますます増大していく。金光大神教語記録類の流布の拡大は、また必然的に教祖理解

誤伝や訛伝を全教に広げていくという状況をも生むことになったのである。

られたり自身が筆写収集していた教祖理解等をとりまとめ、私版本として『信心の栞』を明治三十九年(イタン)九月に刊行 することで、 既述した大阪青年会の一員(当時副会長)森定虎吉(穴~點)は、大阪教会入所以来師匠白神新一郎や先輩諸師から口伝え 新聞や同人雑誌に教語類が掲載されるなど、若い世代を中心に金光大神教語記録類をめぐる新しい動きが起こってきた。 そうした中で、 森定が同書に自ら記しているようにとの刊行は、「信心の道を進行く道導」として同書を位置づけ、これを出版 「信心の道奥深く分入らん為に資する」ことを願ったものであった。 明治四十年(ob)に教祖二十五年祭を迎えるにあたって、教祖理解等の自主刊行がなされたり、

が間々ありますが、 ている。 同書では、 発刊後たちまち教内一般に流れ、教義講究所生の間でも人気を博して翌四十年(bḥ)一月増訂再版されることになった。 教語類の掲載にあたっては、「御理解が、教祖の神様のであるか、將金光四神様のであるかが甚だ不分明なの 巻頭に神誠神訓を掲げながらも、 兎に角何方にもせよ人を導くに力あるものは悉く載せる事」にしたという。 教祖や金光四神の理解百五十一節が収められ、必要な項には解説が付され

るゝ一助ともならんには」と記されているので、 は 「神訓集」として掲載されている。 教祖略伝その他より成るもので教政当局者以外のものによる初の教祖伝であったが、 続いて明治四十年(分)三月には、 「神訓集」の掲載について末尾には、 斎藤誠逸郎(宗~詩)の手によって『教義叢談』が刊行された。 森定同様の願いが斎藤の同書刊行の意図にも読みとれる。 「多少とも信仰の道程を高め真理の霊光にふ 巻末に二百十七項目の教語 『教

神訓集」では、

「三千余訓中を抜抄したるものなれども、

との他神訓幾何なるを知らず……再び訂正増補をなして、

(3556)

年(6粒)十月には、文学士佐藤薇洞こと金造の手になる『直信片岡次郎四郎師』も発刊された。

他 の批難を浴びて、再刊はとり止めになった。森定や斎藤の刊行の動きは、これまで教師の秘密占有物とされていた教祖の けれども、 読者に、 神訓集という名称を御理解集とすべきだとの批判があり、さらに四神教語が教祖のものとされていると 至高深遠の神訓を悉く編述し、 ……再び大部の物を著さんと欲す」と、近い将来の再刊が約束され

あと―近藤藤守」、「大谷旅館の濫觴―津川治雄」、「結界の御準備―藤井くら」、「戻の風は十層倍―髙橋富枝」、 上には、「教祖の百日修行」と題して同じく「片岡の伝え」を中心に佐藤金造(イヒトー~トヤウ)が筆を執り、次いで「過ぎに 資料を基にし、 藤陰青年会月刊雑誌)らに掲載されるようになってきた。この動きが、若い世代によって担われたことは言うまでもない。 入ると、 神の伝承に負っているという特徴があり、次第にこのことが問題になってきたからである。それゆえ明治四十年(bt)に 教祖大神金科玉条集」 0 理解を、 『令徳』『みかげ新聞』を継承、旬刊)、『新光』(明治三十九年五月刊、同人月刊雑誌)、『藤陰』(明治四十年八月刊、難波教会 「世界の大谷―国枝三五郎」、「信心の初め―大本藤雄」等、 御裁伝」 時期、 (明治四十年六月二十二日)から一○○号(四十一年二月二十一日)まで二十五回にわたって執筆、 森定や斎藤の動きに呼応しながら、教内新聞雑誌を通じ、 - 片岡次郎四郎の伝え」は、山下鏡影が前記明治二十七年(転)の教祖御遺訓拾集の達示に応じて片岡が自記提出した 一般化しようとするものであったと言えよう。 「片岡次郎四郎の伝え」を中心に有力な直信たちの伝承する教祖言行が、 教会や布教者間で収集され成立した金光大神教語記録類には、 「御理解」 『大教新報』に、「小伝直信片囧次郎四郎師」を掲載することで紹介された。山下はこれを、同紙六六 ⑩ の欄が設けられ、 「教祖様の御遺訓」というように教祖を冠したタイトルは付けられているが、その多くを金光四 「片岡の伝え」や「津川治雄の伝え」が同誌上に掲載された。 より積極的に教語類を整理しようとする動きも起きた。 直信の伝える教祖言行が談話の形で紹介された。 「金光大神御遺訓叢誌」「金光教祖御神訓」 『大教新報』(明治三十九年一月刊 提示した。その間同 また、 明治四十 同時に ح

陰』では、明治四十年以降「近藤の伝え」を中心とする教祖の言行が掲載されるようになった。 ◎ る教祖」として入江雄次郎(の5長谷川、趴~bb) が執筆した中に、教祖言行が数項目紹介されるなどした。その他 の校閲を経たるもの」とされた「教祖の御帰幽」と題する一文(佐藤金造筆)が掲載された。また同号では、「予が信ず 『新光』一八号(明治四十年十月八日)は、教祖二十五年祭記念号であった。 その関係か、 瀬戸廉蔵先生及び古老に就きて詳しく教祖御帰幽前後の事実を質し、謹んで稿を綴りて、管長金光大陣大人 「直信佐藤範雄、近藤藤守、

結集や教祖像の闡明化を促す動きへと結び付いていった。との動きの背後には、例えば次のような言葉に代表されるも 御一生を終始し給えりや(等々の吾等の関心事は神誠・神訓では明らかになし得ない―筆者)」とかというように、教祖理解の 時代に出で如何なる機に触れて神を信じ教を布き給うに至れりや、如何なる道程を経て神に達し給えりや…如何にして 事業として御伝記編纂と共に是非共 者であったり学生であったり教務者であったりというように、それぞれ違いはあるものの、彼らが一様に教祖没後に生 は即ち教祖より抽象したる教祖なり、 わって起こされてきたものであった。 を受けた、いわゆる教団二世として、教祖の信仰をどのように把握、継承していくかという世代特有の願いと深くかか 右に述べた若い世代を中心に始まった教語記録類を一般化したり整理しようとする新しい動きは、彼らの立場が布教 (御理解の結集―筆者)に着手をしてもらいたいものである」とか、「彼の神誠神訓 教祖の精髄なり、神としての教祖なり」、それゆえ「教祖は如何なる所如何なる との願いが、「御理解は教祖の教えの血であって神訓は骨だと思う。されば記念

狭い様な気持でいたのであります。 ……(そこで学生時代、先生が誤って金光教を紹介した時、その先生の自宅をたずね― それで世間からみれば淫祠邪教と言う風に思われもし、扱われもしていった。だから一方からいうと非常に肩身の 言うのは、花柳界の人だとか、商売人だとか、役者だとか、そういう人に信仰する人が多い、おかげおかげという。 …私共のそういう時代には金光教というものが、 一般から淫祠邪教として取扱われていた、 天理教と相並んで。 0

があったと見てよい。

金光大神は百姓から出られて、とうこうで(と)その時の私のもっている知識で話をした……

される本教のイメージを払拭し、世界の明教としての金光教を打ち出そうとする彼らの強い願いもあった。 にとって、教祖像の闡明が不可欠であるとの彼ら特有の願いを表すものであった。しかしその願いの奥に、淫祠邪教視 たことが分かる。上述の教団二世たちの動きは、たしかに彼ら教祖に相まみえることのできなかった者たちの信仰確立 てくる。そとから金造らの意識が、社会との関係で教祖理解の結集を求めたり、教祖像の闡明化を要求するものであっ 時本教が世間から淫祠邪教視されていた問題を積極的に担い、正しく本教を伝えようと努めた金造らの姿が浮かび上っ 右に掲げた一文は、本所第一回総会(昭和三十年二月二十二日)での佐藤金造の回顧談である。 金造の回顧談から、当

る霊験中心の在野の布教の在り方に、淫祠邪教視される本教の問題の根を指摘することになった。こうした教内外の状の霊験中心の在野の布教の在り方に、淫祠邪教視される本教の問題の根を指摘することになった。 したとする、 原因を、在野の布教者たちが道及び教祖の教えに対する態度を誤り、教えを記憶し説明するのみで信仰上の問題を解決 が欠けてきているために、混乱する思想界の指標となれないのだと本教の現状を批判し、同時に、力ある信仰の欠如の 祖に求め、それに見合った教祖像をこの時打ち立てようとしたのである。彼らは、全教的にみて生命ある、力ある信仰 光』同人間で顕著であった。そこには、 自身の精神の安定を教祖の中に求めることはもちろん、より積極的には、混迷する思想界をリードする思想的源流を教 との願いは、 教祖伝の編纂と教祖理解の結集を求める若い世代の願いを生んだと言えよう。 その信仰姿勢に求めることになった。さらに彼らは、社会の人々に妄誕無稽の教えを宣伝すると臆測させ 佐藤金造、 入江雄次郎、 当時の思想界が混乱状況にあったという問題もあった。だから『新光』同 佐藤一夫(気~しか)、和泉乙三(鼠~心)、高橋正雄(気~気)らを代表とする

郎 仰的に統一しようとする動きを推進する一つの力となっていった。前述の教祖御略伝編纂委員会の設置を促し、畑徳三 以上のようなとの時台頭した若い力とその願いは、明治四十年(clt)に誕生した佐藤内局が企図した、 白神新一郎、近藤藤守、安部喜三郎(紅~賦)、片岡幸之進(缼~烹)、髙橋富枝(訳~烹)らに混じって、山本豊(紅~ 教団を教義的信

≌)と共に若い佐藤金造が委員に任命された (注④) ことも、その表われである。 しかし、もとより教祖伝編纂という大事

学中の高橋正雄を本部に呼び寄せ、同年四月十八日高橋を臨時常務委員に任命し、とのことの作業に当たらせることに 教祖理解等についての聴取記録を作成した。こうして委員会がようやく実動化することになった。 した。高橋は、同年四月から十月まで、備前、 た。明治天皇に教祖伝などを献上しようとする動きが持ち上ってきたからである。そこで委員会では、早稲田大学で勉そのような中で、明治四十三年(lb)、明治天皇の岡山行幸により、御略伝編纂の動きは再燃し本格化することになっ う状態であった。したがって委員会は設置されたものの、御略伝編纂の実動には至らなかったというのが実際であった。 た作業が担当できる人材の確保がなされねばならない。御略伝編纂委員会の実情は、どれ一つ満足に果たし得ないとい んでいくための組織面での充実が必要であり、二つには確実な資料の収集と分析批判が不可欠であり、三つにはそうし 業が、一朝一夕に成し遂げられるものではないことは明らかである。この事業の成就には、一つに編纂作業が円滑に進 備中、備後、大阪等各地を訪れ、教祖から直接教えを受けた人々に会い、

され、教祖伝作成よりも金光大神教語記録類の結集等による教典作成に主力を注ぐようになっていった。その問題は、 次の三項目に要約することができる。 しかし、調査を進めるうちに新たな問題が出てきたため、教祖御略伝編纂委員会は、教典編纂委員会へと改称、移行

A教祖立教安政二年説についての疑義の発生。

(B)管長金光大陣(萩雄)にとって好ましくない資料の発見。

C宗教学者姉崎正治の助言。

神宣を受けたということは定説であった。ところが、 願の時でも、 の教祖の立教が安政二年であるという説は、 立教は安政二年ということで当局に届けられていた。そのため教内では、安政二年九月十日に教祖が立 従来の断片的、概略的な教祖略伝では全てそのように記され、 高橋正雄の調査の結果、 との問題に疑義が生ずることになったの 独 公請

みの中でどのように位置づけることになったのかは、

教団二世代が、公刊された「御理解百節」をどのように受け、その後の教政者・教務者としての彼らの歩

なお究明されねばならない問題として残されている。

高橋正雄らの願いとした教祖の信仰あるいは教祖像の明確化にどのように応えることになった

のか。また、

二世代である佐藤金造、

が分かった。これが、Bの理由である。Cは、明治四十三年(18)八月頃に委員佐藤金造が、その師姉崎正治教授(訳~Lt)、 自が行うことになったが、筆写してみて、その中に、第一世管長金光大陣の在り方を嘆いている教祖の記述のあること。 政六年十月二十一日の立教であることが確認されたという問題である。この出来事は、管長金光大陣を始め、 に倉敷で会い、教祖伝編纂のことについて相談した。その時姉崎は、 かわる重大な意味を持っていた。また、安部喜三郎の筆写資料提出後、広前家に保存されていた四神本の筆写を委員各 近藤藤守、畑徳三郎ら本教教団首脳陣が一貫して立教安政二年説を採り続けてきたことからいっても、 光四神が写したもの、現在本部教庁刊『金光大神覚』)を安部喜三郎が書き写した資料が安部から提出され、それによって安 それが委員会で問題になり、 議論沸騰の中で四神本(教祖の生誕から明治九年の時点まで教祖自らが記した手記を金 「伝記よりも布教材料の収集が先なるが順序なら 教団の沽券にか 佐藤範雄

ずや」という助言を金造に与えたという。 行した。以上が、のち『金光教教典』に掲げられたいわゆる「御理解百節」 業を受け持つことになった。以後教典編纂委員会は、若い力を借りながら順次編纂作業を消化し、佐藤範雄の城崎での業を受け持つことになった。以後教典編纂委員会は、若い力を借りながら順次編纂作業を消化し、個 (一)教典編纂委員会が発足した。そして、佐藤金造、高橋正雄らは、委員長佐藤範雄の指示を仰ぎながら教典編纂の作 「神言百節」の選定、その後の委員会を経て、大正二年(|訟)十月の教祖三十年祭時に記念冊子『金光教祖御理解』を刊 ところで、佐藤範雄が企図し、そのような形で一段落を見た編纂事業が、共にこの課題を担い作業にかかわった教団 上述した理由が相互に重なりあって金光大神教語記録結集のことがともかく優先されるようになり、 の編纂過程である。 明治四十四年

12

らいとしての教えの授受、 大正二年(lin)の『金光教祖御理解』公刊に至るまでの教内事情を中心に論述した。そして、そこに二つの位相を確認し 体制下での、 の刊行によって、その全貌を近々表わすことになった。本稿では、このような教祖の教えの結集をめぐる教団の歴史を、 して位置づけ、 存命中教祖のもとを訪れた人々に下げられた教祖理解は、 すなわち、 金光大神の道存続のための歩みを一先ず開始することになった両者は、 教祖没後の組織形成、 後者は、 在野の布教の場で救済への道筋、 継承、 展開という二つの相である。 組織統一をねらいとした教えの確認、 導きのために教えを位置づけた。 幾多の歴史過程を経てわれわれの手許に届けられ、 前者は、教団中央での組織形成過程の中で教えを信条と 継承、 展開の相と、 車の両輪のごとく相補いあって、 教祖没後、 人々の難儀 明治の国家神道 の救済をね

このことの実現に邁進した 離れて教えを得手勝手に解釈するという風潮が生まれ、 類の収集活動の輪が全教に拡大するにつれて、教祖理解の誤伝や訛伝が激しくなり、その上教団の指示する信仰見解を 神教語記録類を収集しようとする動きとの、教えをめぐる姿勢の違いに端を発していた。そこから、 として用いられた の場で活用、 録類の発掘や筆写活動が進むに従い、 の信仰を打ち出そうとすることとの、矛盾や緊張関係のもとに絶えずおかれることになった。そして、金光大神教 両者の抗争は、 しかし、この相互の補完作用は、国家との関係で組織形成をはかろうとすることと、厳しい国家体制下での本教 流布されていった教政当局によって位置づけられていない資料との間に、抗争が生まれることになった。 「伝習」を受けることで教えの文字化にめざめた布教者たちの、教理の研究や精神の糧として金光大 「神誡」 や「慎誠正伝之弁」によって教内の布教を整序しようと試みる教政者側の動きと、その方途 教団内で公の位置を得て教義の所依の典籍と定められた資料と、 その結果、 金光大神教語記録類の教団的位置づけを教政者側に 金光大神教語 在野の 実際布 独自

迫るととになった。

教政課題となっていった。そこで、長年との問題で腐心していた佐藤範雄が教監に就任して事にあたることになり、大 との時期台頭しつつあった若い世代の教祖像闡明の要求と相俟って、 金光大神教語記録類の結集は、

とである。 た、金光大神の道による助かりの広がりを人々に与えることになったことも、 制することになったことは否定できないであろう。しかしながら当時の厳しい国家の制約下にあっては、 れ装いを新たにした。このように教えを体系化し、それに教団的枠をはめることが、ある意味でその後の本教信仰を規 正二年(一塾)の『金光教祖御理解』の刊行を迎えることになったのである。 金光教祖御理解」 編纂によって、教祖の教えとして人々に自由に届けられた金光大神教語記録類は、 われわれにとっては忘れてはならないこ そのことがま 選別、 整頓さ

であるのか、 本来的なものであるならば、 金光大神教語記録の公開・公刊を迎える今とそ改めて問われねばならないのである。 われわれにとって今後教えをめぐって展開される相が何であるのか、 否、本来教えとは何 (教学研究所所員)

明治の国家制約下での特殊事情という問題に還元できない

そうとして、本稿で確認した教えをめぐる二つの位相が、

注

- ① 『大教新報』九七号参照。
- ルキハ白神新一郎専掌ノ任ニアルト云ガ如シ。 カク被」成候内郎教監タルキハ近藤藤守ハ専掌ノ任ニアリ、又近藤藤守教監タノ内ヲ先ヅニケ年交代トシテ御任命相成度、タトヘバ白神新一氏と略) 内申書では、「然テ教監ニハ白神新一郎、近藤藤守二氏の『信仰回顧六十五年』上、三九四―三九六頁。(以下『信仰回顧』
 - と述べている。 二御命ヲ拝セバ、引続キ暫ラク謹而奉職仕可ク精神ニ御座候」 業ノ一部丈ハ、 将来本教大計ノ事業トシテ、 不肖ヲ不ュ顧、更業ノ一部丈ハ、 将来本教大計ノ事業トシテ、 不肖ヲ不ュ顧、更ニハ後進者ナル適当ノ人物モ出ヅ可クト存候。(+略) 此教育事
- 拙稿「教語の筆写活動について」紀要『金光教学』第一九号、『大教新報』同号に掲載されている。『大教新報』六○号参照。なお、本文に記した以外の宣言文

4

3

(5363)

注⑫。 (以下「筆写活動について」と略)

- 同右注⑩⑪。
- 6 四〇達第九号 同右注③。

部長教会長一般

旨相達ス ナク信仰セル者ハ左ノ各項ヲ具シテ八月末日迄ニ届出ヅベシ此 有之明治十六年九月以前ョリノ信仰者ニシテ今日ニ至ル迄懈怠 此二十五年間ニ於ケル本教々徒以上ノ者ノ信仰状態調査ノ必要 来十月九日十日ノ両日教祖二十五年紀念大祭奉仕スルニ就テハ

原籍 現住所 職業 姓名

生年月日

始メテ信仰セシ年月

信仰スルニ至リシ動機 教徒ニ加列セシ年月

Ŧī.

信仰上ノ閲歴

一家ノ信仰状態

明治四十年六月十五日

金光教管長

大教主

金光大陣

⑧四○監第十六号

来十月教祖廿五年紀念大祭奉仕セラル、ニ就テハ教祖御帰幽後 成候所該達ノ御趣旨ハ始メテ信仰セショリ懈怠ナク今日ニ至レ 年九月以前ョリノ信仰者ノ調査ヲ今般達第九号ヲ以テ御達示相 廿五年間ノ本教々徒以上ノ信仰状態御調査ノ必要有之明治十六

> 仰ヲ継続シテ今日ニ至リシトカ否トカ又信仰ノ徳ニヨリテ益々 フ第七項ノ一家ノ信仰状態トハ譬へバ現在ノ信仰ハ親ョリノ信 体セラルベク而シテ調査要項中第三項ノ始メテ信仰セシ年月ト 調査ハ所属教会長ニ於テ之ヲ調査シ教会長ノ任ニ在ル者ノ調査 後ハ何々教会所ニ属シ又何々教会所ニ転属シ今日ニ至ル等ヲ云 云ヘルニテ譬バ始メテ旧大本社ニ参拝シ爾来何々広前教会創立 アルハ教祖御在世中大教会所(旧大本社)ニ参拝セシ年月ヲ云フ ハ支部々長ニ於テ調査シ部長ノ任ニ在ル者ノ調査ハ本部直接ニ 第六項ノ信仰ノ閲歴トハ此廿五年以上ノ間ニ於ケル信仰状態ヲ 一家円満幸福ニアリトカ等ヲ云フ而シテ右ハ教徒教師タル者ノ

追テ調査ハ総テ本人ヨリ口頭ニテ聞取リ其上達第九号中 一ヨリ第七マデノ事項ニツキ書面ヲ徴シ夫レニ教会長部長調

調査スル義ニ候間此段通牒ニ及候也

明治四十年六月十五日

査書ヲ附シテ差出ス儀ト御心得有之度候

「信仰閱歷調査名簿」参照。

10 9

て御神誡を除く他の七十条の御信条の上にのみ用いる事となっ 新報』五七号に「新刊に就て」と題して掲載されたが、その中 後述する斎藤誠逸郎著『教義叢談』を紹介する一文が『大教 『大教新報』八三号「記念大祭彙報口」参照 「御承知でもあろうが神訓と云う語は早くより規定があっ

ル実蹟ノアルモノヲ調査セシメラルヽコトニ候へバ篤ト此旨ヲ

る。これによって、神誡神訓と御理解との間には、はっきりし解と通称する事に決定たのではないが自然に定って居る」とあて、この神誡神訓を除いた他は如何なる者があっても単に御理

た区別があったことが知られるし、神誡神訓以外の教祖の教え

照講話、教話集』二〇一三二頁参照。

② 『信仰回願』上、明治十一年—十三年の項及び『佐藤範雄、が御理解と呼ばれていたことが分かる。

③ 同右五六—五七頁参照。

ぐ」とされた分に、 明治三十七年六月二十六日、取りあ帳、鉛筆消えゆくにより、明治三十七年六月二十六日、取りあり 近年明らかにされた佐藤範雄メモ中、「明治十五、六年の手

。わが心にまかせ、みだりに不浄汚れを犯すこと。わがこと。わがこと。

。時節を待たず、物事を怠り、苦労すること。。みだりに、わが口にまかせ、不浄汚れを犯すこと。

人の欲情を見て、わが身に欲情を増すこと。

。わが心の角で、わが身を打つこと。

。神国に生まれて神と君との御恩を知らぬこと。

。ただ一つの神の教えの真の大道を知らぬこと。

この分では、教祖の教えは、奥義九か条と約四十項目の信条がこの教えを基に「神誡」を編修したものと思われる。しかし、など、「神誡」の原型を窺わせる教えが記されている。佐藤は、

これらの点については、今後の研究に待つしかない。訓の拝承分としては、今なお不充分であるし不明な点が多い。記されているのみであるので、伝えられる八十二か条の神誠神

藤尾節昭「布教と教義化の問題」紀要『金光教学』第一一号これらの点については、今後の研究に待つしかない。

明計にい、正に見される。 山田実雄「巡教の様相とその問題性」紀要『金光教学』第一五四頁。

(16)

(15)

) 「慎誡正伝之弁」 『諸言』参照四号五七―五九頁参照。

心』や『資料金光大神言行録』(以下『言行録』と略)などによって、⑱ 初代白神新一郎著「御道案内」、金光教九蟠教会発行『和賀⑱

その様が知られる。

条なるを知らず」と記されている。々道を説き随機教諭あらせられたる御神訓に至りては其数幾万々道を説き随機教諭あらせられたる御神訓に至りては其数幾万教祖御神訓」の序に、「かくて教祖の神が日夜詣で来る徒に諄 斎藤俊三郎が明治四十年七月十七日に本部に提出した「金光

20 『信仰回顧』上、六一頁。

松原龍太郎述『恩師近藤藤守先生』七五頁。電金光教徒』一一号掲載「白神先生の御理解」。

神道金光教会大阪分所教師名簿。

月の神道金光教会結収手続大意中、教会講社のために出版するいが、当時唯一の本教を紹介する書であること、明治十八年七い「御道案内」の流布は、現段階での資料的裏付けは充分でな

書目として、「先師白神先生ノ遺筆文御道噺略記」が掲げられ

第一世管長真筆神誠神訓(写浄書)」『はしがき』によると、金号一七一一八頁参照。その他、大正十三年十一月佐藤範雄記「畑愷「金光教教典の成立過程について」紀要『金光教学』第四畑党「金光教教典の成立過程について」紀要『金光教学』第四

伝習」参照。─ 佐藤範雄述『金光教教義講究所史要』「二、教会成立と教師・光萩雄が自ら筆写し、篤信者に与えたりもしている。

- @ 同右。
- ❷ 『信仰回顧』上、二○八一二二三頁参照。
- ◎ 同右二○八頁参照。

例えば、「慎誠正伝之弁全」(平安教会資料ル77)、「教祖慎誠

解説)が筆写、収録されている。

解説)が筆写、収録されている。

解説)が筆写、収録されている。

拾、説百九十六、乙説弐百〇弐、乙説弐百十四、説乙部弐百廿た「金光大神御遺訓叢誌」(Kmg嚴) には、説百三拾弐、説百七教材料の収集云々は、例えば、「筆写活動について」で紹介し教の材料を収集しようとする動きへともつらなっていった。説教解料を収集しようとする動きへともつらなっていった。説と発展していった。さらに、布教者たちが、教導の場でする説と発展していった。はいは、一つに実践の教えとして、あるいは心の手控と)との風潮は、一つに実践の教えとして、あるいは心の手控と

いることから窺える。七、説甲弐百九、等の文字が、教語類を記述した頭に記されて

浜田安太郎「二十年前の信心」『新光』第三七号。

32 同右。

(31)

33

十日御大祭之節御口達ノ件ハ、弊生誠ニ不都合乍差出申候処、に応じて奈良支所光谷要次郎が提出した文面「然ルニ過日四月の。『金光教年表』七二頁、及び明治二十七年の遺訓拾集の達示

「筆写活動について」注②。

過日来少シ用々モ有之候テ」参照。

⑤ 「神道本局達書綴」。

◎ 前掲山田論文六○─六一頁参照。

☞ 『信仰回顧』上、二九三―三二二頁参照。

39 『金光教教義講究所史要』「三、私塾を始む」参照。

⑩ 『信仰回顧』上、三五二頁。

④ 前掲山田論文参照。

② 高橋茂久平著『講座の燈火』参照。

@ 前掲山田論文六六頁参照

M37・6・23)、『神訓の威徳』(M37・3・3)、『天地ハ吾住家』雄述、M35・4・12刊、以下「刊」を略)、『日露宣戦大詔講義』(佐藤延、世述、M35・4・12刊、以下「刊」を略)、『日露宣戦大詔講義』(佐藤範) その他の出版物は、『日本赤十字社看護婦訓誡講義』(佐藤範)

『大教新報』五四号「悲しむべき余の感想」参照。

影』、(山下石太郎著、M3・4)、『金光大教』(M3・6)、『明治(同上)、『講座の燈火』(高橋茂久平著、M3・4・13)、『千代の面(同上)、『講座の燈火』(高橋茂久平著、M3・4・13)、『千代の面

三十七年十月十日勅語大意』(佐藤述、M37·10·28)、『出征軍人

- 》 『神誡正伝』「第一条」参照。 家族戦病死者遺族慰安』(佐藤述、M38・8・1)。
- ∞ 明治三十三年独立の時の「金光教教規」第三条に規定されて
- で 『天地の大理』「序」に、佐藤本人が記している。
- 年金光教学院発行)「第三章金光中学と教師の育成」によった。) 金光中学校関係の論述は、『金光教学院沿革史』(昭和三十二
-)「筆写活動について」参照
- ∞ 昭和五十四年五月金光教総社教会発行『いしずえ』六頁参照。
- 😥 前掲『恩師近藤藤守先生』「@学問所の開設」参照。
- ちの間では一貫したものであったろう。 時代は溯るが、神道金光教会学問所設置当初の生徒であった福嶋政治郎 (のを堤と改姓) も「規兼手記」を作成している。前記斎藤俊三郎の「金光教祖御神訓」の資料化も、斎藤のこの頃の本部での生活が影響していると思われる。こうした傾向は、若い布教者た おの間では一貫したものであったろう。

金光教篠原教会発行『祖父の語り草』二九頁参照。

65

- りしている。 編者の氏名が省かれていたり巻頭の神誠・神訓が除かれていた.g) 前掲『いしずえ』八頁。なお、増訂版では甲本と乙本があり、
- 困難であったためか、以後発刊された形跡はない。らかにして、再刊したい旨を述べていた。しかし、そのことが「いたのして、再刊したい旨を述べていた。しかし、そのことが「点について、同紙六〇号「拙著に就きて」で詫びを入れ、"神点について、同紙六〇号「拙著に就きて」参照。なお、斎藤はこの」『大教新報』五七号「新刊に就て」参照。なお、斎藤はこの
- 別、片岡の自記提出分の筆写も、この頃より始まっていることが 製える。「古々呂の手綱」(八木米太郎)「才崎への教祖神御理 類える。「古々呂の手綱」(八木米太郎)「才崎への教祖神御理 類える。「古々呂の手綱」(八木米太郎)「才崎への教祖神御理 が会長故片岡次郎四郎氏教祖ノ御元ニ月参リスル「殆ンド廿年 村田二承リシモノ」あるいは「……御理解アリシ其侭ヲ記載 世別に、「左ニ記載スル御理解ハ前ノオ崎 であるいは「……御理解アリシ其侭ヲ記載 でタルモノ」と記され、四十か条以上の教祖理解が収められて がる。
- 試みている。 『大教新報』『新光』『藤陰』ら主な教内出版物に掲載されの『大教新報』『新光』『藤陰』ら主な教内出版物に掲載され

『藤陰』四号「出版物の過去と将来」八頁。

60

『新光』一四号「好適なる紀念事業」二頁。

惑うのは、何に頼って己が心霊の安慰を得ようかと云う事であ と想像はれる」と述べ、「思想界の混乱時代に遭遇して人々の 比べたならば、其秩序あり、規律ある事如何計りであったろう れぬ乱世の極みであるが、それすらまだ思想界の今日の有様に 有様を言い現わす言葉であって、東西の歴史共に之れ有るを免 得ない嘆声である。戦国時代とは実社会の状態が紛糾を極めた ぞや』とは、我現今の思想界の潮流を観て、誰しも発せざるを る」と述べている。 高橋正雄は、『新光』一八号で、「『嗚呼何たる混乱の状勢』

- 同右。
- 64) 『新光』一九号、「将来の本教」七―一一頁参照。
- 光教報』昭和三十三年六月号)参照 高橋正雄述「教祖伝を頂くについて」(関東教区教師研修会、『金
- (稟議書

判決四月十九日 施行四月二十日

明治四十三年四月十八日 副管長 教監印 主査 伊木 専掌師 教務課長師

編纂委員任命ノ件

教祖御伝記拝撰ノ件ハ既ニ数年来ノ宿題ニ有之候ガ最早今日ニ 義高橋正雄ハ之レカ適任者ト被存間左案之通被命可然存ジ此段 トシテ専ラ編纂之事ニ当ルベキモノ無之候テモ不相成依テ中講 至リテハ一日モ緩ウスベカラザル事ニ御座候就テハ之レガ主任

伺上候也

中講義

高橋正雄

67 明治四十三年四月十八日 れの大半は、『言行録』へ収録されている。なお本所では現在 教祖御略伝編纂臨時常務委員ヲ命ズ 「原ノート」三冊を保管している。 とれがいわゆる「原ノート」と呼ばれているものである。こ

れている。少なくともこの頃までは、作業は続行していたと見 開催の重要会議の中で『教祖略伝の交付』が議題にとり上げら てよい。 また、『金光教年表』一〇二頁には、明治四十四年十二月五日 伝記」編纂の作業は、教典編纂委員会の作業内容となっている。 はなかった。注⑩の委員会の作業内容でも明らかなように「御 しかし、そのことで「教祖伝」編纂の作業が中止されたので

ている。「右教祖之略履歴通ニシテ生前刑罸小過無之候」とな く、専ら神祇官や浅尾藩など「お上」との交渉について記され 略伝」が現存している。①は、「明治二十二年五月一日輯之金 と思われる。回と①は、明治三十二年一月調のものである。 っているので、これが何か必要な目的があって作成されたもの 光萩雄」となっている。教祖の信心上の経歴を述べるのではな 教祖之御履歷略書」回「金光教会起源沿革」①「金光教会教祖 明治四十年までに教団で作成された教祖略伝としては、 同右。

刊)でも、「安政二年九月十日、教祖は愈々立教の宣伝を承け給 としての教義」(昭和四十八年度研究報告)があるので参照されたい。 宣』から『立教神伝』へ」(昭和四十八年七月研究発表)、「教団史 究では、立教概念をめぐって佐藤光俊が考察した、 の大理』(一版~四版)、『教義叢談』でも安政二年立教説がとられ 十日立教の神意を奉じ」と記されている。その他、前記『天地 立請願の時と関係して作成されたものと思われる。それらでは に所属せし理由、を掲げていることから考えると、回公は、独 沿革。教祖及び中與者乃略伝。奉教主神教義の大綱。神道本局 に別ち甲号には左の事項を載志壱冊と須」として、。教会起源 光教会調査事項、備考中、「本教会取調事項甲乙丙丁の四部門 日平安教会長中野正寅謹書の「教祖略伝完」によると、神道金 は、罫紙で一九頁、記述も詳しくなり、妻、子女の名前も出てく へり」と安政二年立教説は変わっていない。なお、この種の研 「安政二卯年九月十日ニ忌由敷神宣アリ」「安政二乙卯年九月 前掲一教祖伝を頂くについて」(高橋述)参照 また、対外的な面も若干詳しくなる。明治三十五年十月十 さらに、佐藤金造著『金光教の成立』(明治四十二年六月 「『立教神

> 委員」と書かれた資料も発見されている。 第五号畑専掌、第六号山本専掌、第七号安部課長、第八号佐藤第二号副管長公、 第三号教監、 第四号管長顧問(近藤-筆者)、

等が出てくる。しかし、記述は全体で罫紙三頁程度である。◎の教祖の信仰始め、三十九才の顕幽感通、安政二年の立教神宣教会に至るまでの要点を記したもので、その中に二十八才から

は

明治十八年の神道金光教会創設から明治三十一年一等直轄

72

- ⑩ 『言行録』三巻「教典編纂委員会に関する資料(原ノートより)参照。 参照。 かり 参照の 金光教青年会大阪地方連合会発行『立教の神意に聴く』六頁
- その理由の一つは、従来の四十三年説は、注慮で紹介した高橋現在では明治四十四年の成立とするのが妥当であると考える。明せず、最近まで一応明治四十三年のように言われてきたが、明 教典編纂委員会の成立時期については、今日まで正確には判

神本すなわち『金光大神覚』の発見と、その場に自分が居たと神本すなわち『金光大神覚』の発見と、その場に自分が居たとしたことになった」と述べている。これが四十三年説の根拠でたるととになった」と述べている。これが四十三年説の根拠で上上」を作成する御用に携わるようになった云々の下りで「教具になった」と述べている。これが四十三年説の根拠であるようだ。しかし、この時の高橋の話の主眼は、あくまで四時本すなわち『金光大神覚』の発見と、その場に自分が居たと神本すなわち『金光大神覚』の発見と、その場に自分が居たと神本すなわち『金光大神覚』の発見と、その場に自分が居たと神本すなわち『金光大神覚』の発見と、その場に自分が居たと神本すなわち『金光大神覚』の発見と、その場に自分が居たと神本すなわち『金光大神覚』の発見と、その場に自分が居たと神本すなわち『金光大神覚』の発見と、その場に自分が居たと神本すなわち『金光大神覚』の発見と、その場に自分が居たと神本すなわち『金光大神覚』の発見と、その場に自分が居たと神本が展していている。

いうことであって、教典編纂委員会の成立時期を意識している

委員会を発足させたと思われる。 であるが、名称としては四十三年度はそのまま御略伝編纂委員 八三頁で指摘した明治四十三年度半ばに開催された問題の委員 以上の四点を併せ考えると、御略伝編纂委員会は、本文八二― 四年二月の時点でも教祖伝記編纂の名称が用いられていること。 あり(古藤に筆を執らせて自伝を作り家に伝えよ)」と記され、明治四十 頁では、「明治四十四年二月十六日教祖伝記編纂会議後御裁伝 昭和九年四月発行(宗徳書房) 編纂委員会の設置を四十四年春と記していること。その四は、 として金参百拾円七拾四銭五厘がそれぞれ計上されていること。 が寄り集まって、本部内に教典編纂委員会を設置し」と、教典 教会の近藤藤守など、教祖金光大神から直接に教を受けた人々 の大神』一六頁には、「昨年の春以来、本部の佐藤範雄、難波 その三は、明治四十五年四月一日輝文館発行早川督著『天地金 とは別の款が設けられ、当初予算の形で金五百円、決定後増加 歳出臨時部中第四款教典編纂費として従来の典籍出版費(第三款 ないこと。その二は、明治四十四年の本部教庁決算報告書では がなされてしかるべきであるが、そのような資料は発見されて のであれば、同年の決算書において、その名称で何らかの補正 ないし、もし四十三年半ばにおいて教典編纂委員会が成立した ものではない。その意味では、これを根拠とするには適当では 御理解の編纂、教典の編纂を先行さすようになったの 新たな会計年度となる明治四十四年度から教典編纂 の『高橋富枝師自叙録』中、六七 したがって教典編纂委員会の

> とされるべきであろう。 公的な成立時期は、明治四十四年四月もしくは四月以降六月頃

義講究所で進められるようになったことも推測される。 また、佐藤範雄メモから、教典編纂の事業が、この時から教

業過程が浮上してくる。 ・・・ク版三冊が現在発見されている。 ―を通じて次のような作れを筆写したもの十六冊、委員が持っていたと見られるコンニがを筆写したもの十六冊、委員が持っていたと見られるコンニを (教師補命昭和六年九月十九日) 芸備教会に修行に入り、神徳書院後 (教師補命昭和六年九月十九日) 芸備教会に修行に入り、神徳書院後 (教師補命昭和六年九月十九日) 芸備教会に修行に入り、神徳書院

作業の第一段階は、明治二十七年提出の自記資料、四十年の作業の第一段階は、明治二十七年提出の自記資料、四承資料、高橋正雄筆録の原ノート等を伝承者別に自記資料、口承資料、高橋正雄筆録の原ノート等を伝承者別に自己資料、口承資料、高橋正雄筆録の原ノート等を伝承者別に自己資料、口承資料、高橋正雄筆録の原ノート等を伝承者別に自記資料、口承資料、高橋正雄筆録の原ノート等を伝承者別に自記資料、口承資料、高橋正雄筆録の原ノート等を伝承者別に自記資料、四十年の一つ丁寧に分類し清書する作業である。

七月十三日新八月廾一日」、ハ立教「安政六年十月廾一新十一め「嘉永三年八月三日新八月廾九日」、问顕幽感通「安政五年ある。<議案>第一、左記各項年代及事実ノ決定、汨御信仰始第二段階は、教祖事蹟の重要事項の決定と研究事項の選別で

常識的世間的道徳的ニシテ神秘的ナラズ」、研(市五六)号、「神 月十五日」。研(市ハニ)号、「此一段及(市ノハセ)ノ説キ方甚ダ て窺える。 汎神論的傾向トノ関係ハ如何ニスベキカ」等々の記述によっ ハ親ナリトノ思想ハ一見超越神論ナルガ如シ他ニ随所ニ視ラル

なされるものを選び出し、多少文章を補ったり、理解の出所に ついて調査を行うというものであった。 なれるか。」との如く、沢山の伝承理解のうち、教祖理解とみ 出所明ラカナラズ〝生きて居る時神になりおかいで死んで神に 第三段階は、「理―四十六号、岡山教会所島村八太郎提出ス、

十四節、八十二節のみである。したがって、この時「御理解百 点で選び出されていないのは、僅かに第三十節、三十九節、四 の七〇パーセント余は、 飽キョ、徳永健次、押木マスら約三十人に絞られている。全体 豊松、佐藤光治郎、山本定次郎、青井さき、森政さだの、難波 近藤藤守、荻原豊松、佐藤光治郎、山本定次郎の伝承理解であ 岡本駒之助、国枝三五郎、難波なみ、田淵愛造、松本太七、塩 らに厳選し、百六十四の教祖理解をとり出している。そして伝 承者は、市村光五郎、高橋富枝、片岡次郎四郎、近藤藤守、荻原 第四段階においては、第三段階で選び出された教祖理解をさ 公刊された『金光教祖御理解』に収録されていて、この時 河本虎太郎、吉田多三郎、山形春蔵、大本藤雄、宮永延蔵、 大喜田喜三郎、津川治雄、石田友助、鳥越四郎吉、石井と 市村光五郎、高橋富枝、片岡次郎四郎

> うだ。 解の有効性、意義等の教義上の問題点の検討が主力であったよ たりして文章上整理することと、社会状況との睨み合せで、理 削ったり、長いものを適当に切ったり、適当に他の文章と併せ とか、一つ一つに公刊を前提とした吟味を施すこともなされて とか「コノ意義如何」「四神様ノ教ナラズヤ疑、五○ニ合ス」 いる。この作業では、それぞれの教祖理解の前後を加えたり、 シテハ訝シ、六二ニ併セルカ」とか、「信仰ト経済ノ関係如何 第四段階では、厳選した理解について、赤字で「教祖ノ用語ト 節」の原型は、ほとんどでき上っていたことが分かる。また、

- を下し、配列を考えるというものであったと思われる。 閲と、厳選された教祖理解をさらに厳選あるいは補い最終決定 めた佐藤金造、高橋正雄らの作成、選別した教祖理解の最終校 いた。したがって、佐藤の城崎での作業は、彼の命を受けて進 らかなように、佐藤の城崎行までの間に作業は大詰めを迎えて 刊行との関係事項)」(教学研究所蔵)参照。 内田律爾筆録「佐藤範雄先生に随行、 城崎行のこと(御理解集 なお、右の注⑩から明
- 伝えられている。 日二万五千、が教会長に引率せられた参拝者に下付された」と は分からないが大要、第一日七千二百、第二日七千六百、第三 本文では触れなかったが、具体的な編纂過程で起きてきた諸 『金光教徒』二九号「記念品の下付数」によると、「正確に

問題には、①理解とお知らせとの混在及びお知らせの読み違い

るという形でその声に応えた。これらの著書には、管長金光大 大正元年九月発行) に伝え、彼らの手によって教祖伝を刊行せしめ や大阪朝日新聞社会課長渡辺霞亭(ペンネーム碧瑠璃園、『金光教祖』 を世に紹介せんと試みた大阪毎日新聞社会部記者早川督(前記) られねばならない。―詳しくは金光寿一「『神誡・神訓』『御 理解』に関する研究」昭和四十五年度研究生レポート参照―。 会において収集された資料内容を、四神本も含めて、当時本教 本教の神観、人間観にも深くかかわる大きな問題点として押え 的な誤りを犯した箇所があること。③神名が、資料では「金神 ているのに「人には上下がある」と意味転換されるなど、決定 され、第九十三節では、「人には上下がない」と原文ではなっ や修正の問題(例えば「御理解」第三節)。②「御理解」の修正にか かわって、第七十四節では「其侭神ジヤ」が「神心」へと変更 「天地金乃神」に統一された問題等が掲げられる。これらは、 「天地乃神」と記されている場合もあったが、「神」あるいは 御伝記刊行を望む教内の声に対して教政当局は、委員

教祖百年祭時に公刊しようとする動きが進められている。光大神理解」(仮称)を合本にし、新教典として昭和五十八年の委員会の審議を経て、「金光大神覚」「お知らせ事覚帳」「金委員会の審議を経て、「金光大神覚」「お知らせ事覚帳」「金

る。

幕末から明治初年にかけての時刻制度について

大谷村を 中心として

金

ľ め に

は

四つ半、十字、十一字と申し」等と記されている。これらは、今 ている。即ち、 金光大神関係資料には、種々の時刻をあらわす表現が用いられ 「五つの頭」「明け六つ二分」「四つなれども、

刻に関する事について研究をする事とした。 ういう疑問から、金光大神が生活していた当時の大谷村周辺の時 でいうと、どういう時の概念をあらわしているのであろうか。そ

『日本の時刻制度』(塙書房)を参考にした。

なお、時刻制度の一般的な事については、主として橋本万平著

一、当時の時刻制度一般について

光

和

道

になって太陽暦に改められた。その名称と改暦されそれらが用い 太陰太陽曆は江戸時代において、四回の改曆が行なわれ、明治 $(\!-\!)$ 定 時 法

られた年は次のとおりである。 貞享暦

貞享二年(二六八五)

寛政丁巳暦 寛政十年(二七九八) 宝暦甲戌暦

宝暦五年(コセエモ)

(3)(2)

天保壬寅曆

太陽曆

(5)

明治六年 (1八七三)

天保十五年(二八四四)

制度が使用されている。まず定時法について記してみよう。 との五つの暦の中で⑴⑵⑶⑸は定時法、⑷は不定時法による時刻 金光大神の出生した年、即ち文化十一年の暦をあけてみると、①

(3573)

八月九日のところには

秋分八月中今晩とらの三刻 日の出より日入まで夜四十九刻半余

ある。したがって一辰刻は二時間となる。この二時間を詳しく表 二支を割り当て、一日の十二分の一の時間帯を一辰刻とするので 法である。一昼夜を十二等分し、順番に子、丑、寅、卯……の十 時刻は定時法で記されている。定時法というのは、現在使用して いる時刻制度と同一で、昼夜の長さに関係なく時刻をあらわす方 五十五刻余、夜は四十四刻半余であるという事である。これらの 十刻余り、夜は四十九刻半余り、六つから六つまでの昼の長さは 入るという事であり、日の出から日の入りまでの時間は、昼が五 と記されている。これは、八月九日が秋分で、寅の三刻に秋分に 六より六まで昼五十五刻余

午の刻(現在の午後零時)はそれぞれの辰刻の真中である。したがっ 用して時をあらわすのであるから、一辰刻は八刻と三分の一とな なる。一日を十二に分けた一辰刻と、一日を百に分けた時間を併 定時法による時刻制度によれば、正子の刻(現在の午前零時)、正

は二時間、一刻は十四分二十四秒、一分は八・六四秒という事に を一分という方法がある。これを今の時間に換算すると、一辰刻 現するため、一日を百刻に分け、その一刻を更に百に分け、それ

> の暦に記されていた寅の三刻を例にとるならば、 分の一、正午の刻は午刻の四刻六分の一ということになる。さき るのである。当時の言い方からすると、正子の刻は子刻の四刻六

寅の一刻 寅の初刻 寅の一刻から二刻の間 寅の零刻から一刻の間

寅の八刻 寅の八刻から八刻三分の一の間

ということになっているので、寅の三刻を今の時刻に換算すると、

事になる。 午前三時四十三分十二秒から同五十七分三十六秒までの間という なお、以上は仮名暦における時刻制度であるが、同時に使用さ

てあるものである。したがって、八刻三分の一を二等分するので 前者を初刻、後者を正刻といい、それぞれを初刻から四刻に分け れていた七曜暦による時刻制度もある。即ち、一辰刻を二等分し、

(1) 不定時法について

あるから、四刻は一刻の六分の一の長さとなる。

に記されている。 次に不定時法について記してみる。天保十五年からは、 暦の上

今まで頒ち行れし寛政暦ハ違へる事のあるをもて、更に改暦

時刻時乃鐘と、まま遅速の違あり。今改る所ハ、四時日夜乃 用日月食の時刻をいふもの、皆昼夜を平等して記すが故、其 とす。然れとも、是まで頒ち行れし暦には、毎月節気中気土 わる如く、一昼夜を言ハ、今暁九時を始とし、今夜九時を終 壬寅元暦と賜ふ。抑元文五年庚申、宝暦五年乙刻の暦にこと の命あり。遂に天保十三年、新暦成に及び、詔して名を天保 長短に随ひ、其時を量り記し、世俗に違ふ事なからしむ。今

という。
で、零分から九分までに分けられている。
「分」は「ぶ」と読む 六つとする時刻法である。この六等分した一辰刻を更に十等分し ら夜明け迄を六等分して六つ、五つ、四つ、九つ、八つ、七つ、 六つ、五つ、四つ、九つ、八つ、七つ、六つとし、同じく日暮か ある。不定時法というのは、夜明けから日暮までを六等分して、 でも用いる様になった事が、従前の時刻制度とかわっている事で 天保の改暦では、この表紙に記してある事からうかがわれる様 当時一般で用いられていた不定時法による時刻制を、暦の上

じ数字の時刻があるので下の表の様に区別していた。 四節気に分け、その同一節気中には昼夜の長さがかわらないもの として同じ時刻を使用していた。 昼夜の長さは毎日変化する。しかし、時計の方は、一年を二十 との時刻の言い方では、昼夜同

夜	暮	タ	昼	朝	明	暁
五時	六時	七時	九時	五時	六時	九時
四時			八時	四時		八時
						七時

という事が決定的な問題と どこに来た時に決めるか、 暮れ六つを太陽が地平線の 不定時法では、明け六つ、

刻半を暮れ六つとした。し を明け六つ、日の入り後二 の出の二刻半前(1日百刻制) いては、季節に関係なく日 なる。貞享曆、宝暦曆にお

より後、此例に従ふ。(句読点筆者、変体仮名は改めた)

順番に二更三点等とかぞえ、五更五点が夜明けとなる。夜半は三 更に一更を五等分して一点とする。日暮れを一更一点とし、以下 これは、日暮れから夜明けまでを五等分して、これを一更とする。 来た時を薄明、薄暮のはじまりとした。 り後二刻半における太陽の俯角、即ち七度二一分四○秒の位置に 寛政暦になって、春分、秋分の時京都の日の出前二刻半、日の入 かし、同じ二刻半前であっても、季節により明るさがちがうので、 七曜暦では、月食の時刻を記すのに、特に更点法を用いている。

明治の改暦による時刻法

更三点と三更四点の間となる。

その時の太政官布告で、時刻に関係のある所を次に記してみよう。④ 明治六年一月一日、太陰太陽曆は現行の太陽曆に改正された。

刻迄ヲ十二時ニ分チ、午後幾時ト称候事ョリ午刻迄ヲ十二時ニ分チ、午前幾時ト称シ、午刻ョリ子今後、改テ時辰儀、時刻昼夜平分、二十四時ニ定メ、子刻、時刻之儀、是迄昼夜長短ニ随ヒ、十二時ニ相分チ候処、

可」称事(既点筆写)但、是迄時辰儀、時刻ヲ何字ト唱来候處、以後何時ト一、時鐘之儀、来ル一月一日ヨリ右時刻ニ可」改事

とのかかわりが増加し、西洋時計がだんだん日本に入ってきたことの改正により、暦の上の時刻も、時をつげる鐘の時刻も、東本でによることとなり、公的には不定時法は廃止され、現在で定時法によることとなり、公的には不定時法は廃止され、現在でにる通り、「何字」という言い方と字がちがうだけで、内容は同じである。文久二年にはすでに「西洋第八字」とか「西洋第一字」と記されており、同一文書の中で「後明十六日十字ノ朝米国公使館ニ……」という様に記されている。明治元年十月二十一日のもしは草には「十時」「十二時」と記されている。この様に、『太政官日誌』あるいは、文久二年からの『新聞集成明治編年史』をおこれており、同一文書の中で「後明十六日十字ノ朝米国公使館ニ……」という様に記されている。明治元年十月二十一日のもしほ草には「十時」「十二時」と記されている事がわかる。西洋人みると、種々の時刻表現法が用いられている事がわかる。西洋人みると、種々の時刻表現法が用いられている事がわかる。西洋人のみると、種々の時刻表現法が用いられている事がわかる。西洋人なの改正により、暦の上の時刻も、時をつげる鐘の時刻も、すべての改正により、「神学」と記されている事がわかる。西洋人である。

いまま種々の時刻表現法が使用されだした事がわかる。ろから、西洋時間も使用されだし、明治の初年には、統一されな

二、大谷村と時刻制度

一時刻表現法と時刻

な時刻が計算され記されている。とれまでは、一般的な時刻制度についてみてゆきたい。大谷村の庄屋であり、金光大神の手習いの師匠でもあった小野光右衛門は暦数に関する学者でもあった。暦数に関する著書にも「春秋日食法」「日本の手習いの師匠でもあった小野光右衛門は暦数に関がる学者でもあった。暦数に関する著書にも「春秋日食法」「日本の時刻制度の実際についてみてゆきたい。大谷村の庄屋であり、大谷村の市が計算され記されている。

うかがえる。 野慎一郎の日記に、時刻に関して次の様に記されていることから野慎一郎の日記に、時刻に関して次の様に記されていることからそのことは、小野光右衛門及び庄屋を継承した小野四右衛門、小しかし、普通の生活ではこの様な正確な時刻は必要としない。

五つ 夜五つ

七つ 暁七つ 朝七つ 晩七つ

暁八つ 暁天八つ 昼八つ 晩八つ 夜八つ

五更 飯後九つ

次に金光大神関係資料から、時刻に関するものをあげてみよう。 朝内四つ 夜四つ

朝五つ 夜五つ

夜明けの六つ 明け六つ 暮れ六つ

晩七つ 夜七つ

日八つ

夜八つ

昼九つ

ずれも十二支で時刻を記しているものは見あたらなかった。した う言い方には、あまりこだわっていないことがわかる。また、い のと考えられる。 がって普通の時は十二支で時刻を表現する事はあまりなかったも いてみてきたが、暦に記されている様な「暁」とか「夕」とかい 以上、小野家日記及び金光大神関係資料から、時刻のことにつ

や家老が着任したり到着した時刻、火急の手紙が到着した時刻等十二支で記されている。その他、小野光右衛門の死の時刻、領主・ 代御用記」、「永世御用記」には十二支で時刻が記されているとしかし、十二支による時刻表現法が全くないわけではない。「永 が十二支で記されている。したがって、公式なものには割合十二 ころもある。領主あるいはそれにかかわる者の死に関しては必ず

> 支による時刻表現法が用いられている様である。 さきに記した、昼八つとか、夜九つとかいう時刻を更に詳しく

る。即ち「八つ前」とか「九つ終」という如くである。あるいは、 言う場合には、「前」「頭」「過」「半」「終」等と記されてい

午の上刻とか子の中刻とか丑の下刻とか言う言い方もある。

前日の午後十一時から当日の午前一時までのことを言う。したが う。また、さきにも記した様に、暦の上では、子の刻というのは 九つから四つまでで時刻をあらわしたものは不定時法であるとい ところで、公式には十二支で時刻をあらわしたものは定時法、

って卯の刻というのは、午前五時から七時までの間になる。

え混乱していた様である。それでは、大谷村ではどうであったのという事が、幕府の関係者や当時時鐘を撞いていた人々の間でさ だろうか。 が原因となり、いつから上刻がはじまるのか、いつが中刻なのか 同じ子の刻と言っても、約半刻ほどの差がある事になる。これら る。この様に、当時は二通りの時刻に関する表現法があったため、 刻のはじまりと考えていた。明け六つの鐘は、午前六時ごろにな とれに対して、当時の人々は明け六つの時鐘が鳴った時が卯の

例のところに、 小野光右衛門の著書「吉凶方自序」というのがある。それの凡 一、カナ暦ノ節気、何ノ何刻トアルモノハ、昼夜平分ノ時刻

也。

世俗其理ラ不明シテ、此ヲ時鳴鐘ノ時ト混シテ用ルユ(ママ)

二此書ニハ平分ノ時刻ヲ時鳴鐘ノ時ニ換テ出ス。(句號点筆ツ時三分ニナリ、日ノ永短ニョッテ如此ナルモノナリ。故トアルモノ、世俗晨六ツ時初刻ト心得ルナリ。コレ全暁七へ、一毫千里ヲ誤ルノ災アリ。譬へハ冬至十一月中卯初刻

うかがわれよう。 ちかがわれよう。 この資料によれば、冬至の日でも卯の初刻の事を人々は晨六つの は明け六つの鐘が鳴った時が卯の刻のはじまりと考えていたと同 は明け六つの鐘が鳴った時が卯の刻のはじまりと考えていたとろで れている。したがって、大谷村近辺においても、一般のところで れているが、実は七つ三分にあたる……という事が記さ この資料によれば、冬至の日でも卯の初刻の事を人々は晨六つの

れている。 ていたであろうか。天保九年の巡見使の資料の中に次の様に記さされている時刻の「分」というのは大谷村ではどの様に使用されされている時刻の「分」というの、より正確な時刻、即ち暦に記さて、不定時法でいうところの、より正確な

御巡見様今暁正七つ時矢掛御出立……

御巡見様笠岡御立、朝六つ時八分之由……

また金光大神は、

七月七日明け六つ二分、生まれ、男

と記している。この様に、時刻を正確に書きあらわす時には、こ

てこないので、これらは特別なことと考えられる。文書の中でも、さきに記した暦数関係のもの以外にはほとんど出

れらの時刻表現法が使用されていた事がわかる。しかし、

口、改暦による新時刻制度と大谷村民

明治大年一月一日の改暦により公式には現在とほぼ同じ時刻制明治大年一月一日の改暦により公式には現在とほぼ同じ時刻制明治大年一月一日の改暦により公式には現在とほぼ同じ時刻制明治大年一月一日の改暦により公式には現在とほぼ同じ時刻制明治大年一月一日の改暦により公式には現在とほぼ同じ時刻制明治大年一月一日の改暦により公式には現在とほぼ同じ時刻制明治大年一月一日の改暦により公式には現在とほぼ同じ時刻制明治大年一月一日の改暦により公式には現在とほぼ同じ時刻制明治大年一月一日の改暦により公式には現在とほぼ同じ時刻制

れの、明治六年のところに、寂光院文書の中に「天朝宮様御触諸用留」というのがある。

ح

また同年十月五日のところには、寂光院へ十四日、同十五日午後二時ニ本性院へ送ル。六月十三日午後一時善城寺様、同日午後三時着泉勝院受取、

(3578)

小野家

正服着用出願…… 来ル十一月三日、祭典之大礼被」為」行候条、二日午前第八時 小田県教院

十月七日晩安養院より来、同八日午前八時蓮華院へ達…… (読点筆者)

らいで「何時」という時刻法が定着したものと思われる。つけ加 えておくと、時代はやや下るが、明治九年一月から十二月まで記 う時刻法を用いてある。したがって、寂光院では、改暦後半年ぐ と記されている。 してある小野慎一郎の「事務日誌」がある。これはすべて「何時 て公式文書にも、寺で受けとった際記したものにも「何時」とい は「申上刻」と記されているが、四日後の六月十三日以降はすべ と記されている。この様に同帳においては、明治六年六月九日に

(1)

では用いられている。

「は用いられている。

「の時」という時刻表現が行政者の所ようになり、改暦後からは「何時」という時刻表現が行政者の所 口郡勇崎浜では、明治五年四月から「何字」という時刻を用いる その他、明治になってから大谷村と同じ行政区画の中に入る浅

(4)

明治十三年旧六月晦日、金光四神は、妻の産のことにつ

う時刻表現が定着したものと考える事ができる。 う時刻表現を用いはじめ、改暦後半年ぐらいたつと「何時」とい っていたのかをみてゆくこととする。この資料によれば、明治六 以上、行政者とか寺では、明治四、五年ごろから「何字」とい 次に金光大神関係資料によって、金光大神のところではどうな

> 時法による時刻制度は浸透しなかった事がうかがわれる。 刻制度にかわったとはいえ、金光大神のところでは、なかなか定 刻で記されている。このことからしてして、改暦後は定時法の時 る。そのほとんどが四つ時とか七つ過とかいう不定時法による時 年以降明治十六年までの間に、時刻に関する記述が五十か所弱あ

若干記している。それを次にあげてみよう。 しかし、金光大神は、明治十一年からは「何時」という時刻も 明治十一年旧五月二日に、金光正神が来て、「明三日三

- (2)字」までに浅尾へ行くと言った。 日二十四日『九字』に出頭せよ、と玉島区務所から通知状 明治十一年旧五月二十三日に、川手与次右衛門が、
- (3)が来た」と知らせに来た。 明治十三年旧四月十二日の晩「卍"字」に金光正神が来
- た。
- (5)いて「四つなれども四つ半十字十一字」と言って来た。 明治十六年旧八月の晩「三字どろ」小雨が降り土地が湿
- た時刻を、川手与次右衛門が知らせに来て、それを「九字」とい まず②の資料によると、「九時に出頭せよ」という行政者の示し ①~5の資料から、これ等の時刻の使用者についてみてゆこう。

は「何時」という時刻制度を用いていた事がわかる。う様に金光大神が記したという事である。このことから、行政者

(1)、(4)の資料から、金光大神の次の世代の者のところでは、明 当中代には「何時」という言い方がかなり広まっていたという 妻の産のことについて、『十時か十一時』と言って来た」という 浅尾へ行きます』と言った」という事である。(4)は「金光四神が 浅尾へ行きます』と言った」という事である。(4)は「金光四神が 浅尾へ行きます』と言った」という事である。(4)は「金光四神が さいうまでに 事がうかがえる。即ち(1)は、「金光正神が『明三日の三時までに 事であろう。この外、明治十八年ごろに記している金光四神直筆 事であるう。この外、明治十八年ごろに記している金光四神直筆

と記されている。これ等のことから、金光大神の次の世代になる同十二月十二日一時杉立掛致シ(明治+八年旧) (過) 十七年旧十二月廿四日夜八時病四に……

おり、自らも「何字」という様に書き記しているという事がわかの資料から、明治十一年には「何時」という時刻制度を耳にして、次に金光大神自身についてみてゆこう。先に記した⑴~⑸までたと考えてよいのではあるまいか。

に「四つなれども四つ半十字十一字と申」というのは、四つが十「七つ時」のことであると説明している様に読みとれる。また仏(3)で金光大神が「四字」と記しているのは、「四字」イコールる。

言い方がかなり広まり、金光大神自らも「何時」という時刻をも言い方がかなり広まり、金光大神自らも「何時」という時刻のみを単独で記した場がである。。それ、一次神は「四字」「十字」等の時刻を用いて来たと考えられる。光大神は「四字」「十字」等の時刻を用いて来たと考えられる。光大神は「四字」「十字」等の時刻を用いて来たと考えられる。光大神は「四字」「十字」等の時刻を用いて来たと考えられる。光大神の死の一か月前に記した場が基本となり、その考え方のまま金光大神の死の一か月前に記した場がである。金光大神自身が、「何字」という時刻のみを単独で記した最初で最後の記述である。先に金光大神は死ぬまで、「七つ」とか「四つ」等という時刻を主に使用していたと記したが、金光大神自らも「何時」という時刻をも言い方がかなり広まり、金光大神自らも「何時」という時刻をも言い方がかなり広まり、金光大神自らも「何時」という時刻をも言い方がかなり広まり、金光大神自らも「何時」という時刻をも

おわりに

記す程になっていたと考えられないであろうか。

在の時刻制度に換算して当時の時刻を考えようとする方法そのも刻をいかにして金光大神は知り得たのであろうか。あるいは、現ら五時六分までの間という事になる。この様な、十五分単位の時ら五時六分までの間という事になる。この様な、十五分単位の時のいて、ある程度明らかにする事ができた。ところで、「明け六ついて、ある程度明らかにする事ができた。ところで、「明け六つに分」「三字」等に

2 ① 注

『京暦——天保十五甲辰暦』 『江戸暦 —— 文化十一甲戌曆』

のに問題があるのであろうか。この様に、金光大神と時刻につい 番解明したいところがはっきりとしない。

るという事はどういう意味があるのだろうか。今後、金光大神と か所、金光大神関係資料に「分」という単位の時刻が記されてい は、この様に正確な時刻をみつける事ができなかった。わずか一 だ一か所だけ記されており、庄屋の小野家の公私にわたる日記に き留めたのであろうか。先にも記した様に、巡見使関係資料にた 明け六つ過」と記さずに「明け六つ二分」という正確な時刻を書 られる。また大きい星がパラパラと見える程度、あるいは手のひ して生活していた当時の人々の中にあって、何故金光大神は、「 "時"について研究をすすめてゆきたい。 ◎
当時は寂光院の時鐘によって大谷村民は時刻を知り得たと考え当時は寂光院の時鐘によって大谷村民は時刻を知り得たと考え (教学研究所所員)

所蔵。

また、子の刻のはじまりは午前零時であることもわかる。 れば、午前零時が午後十二字であり子刻であることがわかる。 ④と同一資料には、次の様な表が付されている。この表によ 表

零時十二字子刻

一時

子半刻

時 1 刻 三時

丑半刻

一時	蒔	時	二時	時	一時
戌半	申半	午半	午	辰	寅
刻	刻	刻	刻	刻	刻
十時	六時	二時		九時	五時
亥	酉	未		辰半	寅
刻	刻	刻		到	半刻
十一時	七時	三時		十時	六時
	酉半	未半		巳	卯
刻	刻	刻		刻	刻
十二時子	八時	四時		十二	七時
学	戌	申		時巳半	卯半
刻	刻	刻		刻	刻

『古事類苑』方技部暦道下 四三〇頁

6

- 7 8 筆者所蔵。 『新聞集成明治編年史』、文久二年—明治五年、第一巻二〇
- 9 の二冊が残っている。小野四右衛門の日記は、文久二年正月か っている。小野慎一郎の日記は明治三年正月から、明治六年迄 ら十二月までの一冊と万延二年正月から十二月までの二冊が残 一頁。 小野光右衛門の日記は、天保八年七月から天保十年五月まで

4 『太政官日誌』明治五年第九十七号、壬申十一月九日、筆者

んだものであろう。橋本万平著『日本の時刻制度』塙書房一三

分の読み方は、歩と書いている場合もあるから、

"ぶ" と読

(3581)

- ◎ そ女にF三月から憂い切F乀目よでは一冊によっている。 三冊残っている。但し、明治六年の記述はほとんどない。
- ® 慶応四年八月から明治五年六月までが一冊となっている。安政五年正月から慶応四年八月までが一冊となっている。
- 「永代御用記」にある。「小野啓鑒翁行状」による。

13 12

受 天保九年、巡見使関係資料。

(15)

四頁。

金光大神関係資料。

- ら論述してある。橋本万平著『日本の時刻制度』一五〇―一五下刻の考え方のちがい等を大野広城著『青標紙』を引用しなが下 上野・芝の寺院の時鐘の撞き方の差、中央、地方の上・中・
- との帳は明冶四年から明治十年まで記されている。「永世御用記」明治四年七月の条。

18 17

四年度研究報告。

- 拙稿「幕末から明治にかけての時刻制度について」昭和五十との帳は明治四年から明治十年まで記されている。
- 著『日本の時刻制度』一三二頁。) 時刻対照表 (於東京中央標準時による) により算出した。橋本万平) 金光大神関係資料。
- 橋本万平著『日本の時刻制度』二八頁。 安政四年、享保七年当時の著書を引用しながら説明してある。 注⑩と同じ。

同 米

Ξ \equiv

俵ツ、

石

右之通貧民御救助米之內へ、

△資 小 野 家 文 書

(15)

御

用 記 明治三年二月~明治三年十月ー

永 世

達もの也

午二月十八日

郡 政

里

正

村 長

Þ

垪

米

九

俵 俵 覺

上高角 田田田

同 同

秋 武箕 山 藤輪 田田 喜 岩 新_多 麾筑 尾 吾務 三母 治

同 同

俵 俵ツ、 俵ツ、

六 七

願之通被前仰付,候間、 爲||心得||相達もの也 郡 政

午二月十二日

右ハ、御支配地貧民御救助米之內へ、押而獻納被"相願"候處"

所 里 正

村 Þ

長

願之通被1仰付1候間、 枩池龜 平 浦上山 田 十 彦 愼 郞三郞 作 爲1心得1相

陣屋内出火時の心得

萬 一御陣内を出火之節ハ、御太鼓櫓ニ而急々太鼓ドテくドシ 御陣內出火之節心得

罷出1事 打可」申候間、諸職員何れも火事具着用、役掛之外ハ、公廳に可!

但、居宅火近候分ハ、御用捨事

人ツヽ、雙方面會所へ相詰、他所ゟ相越候者、通先承糺、無 東西御門〆切、銃卒長壹人ツヽ、 兵員之分ハ 何れも 場所馳付、 消防方・水之手等之 世話可 副司郡壹人ツヽ、

ン致事

用之者一切通し間鋪事

金 光

和 道 編

、一三九~一四○頁参照、/解説 ・ 凡例は十八号、 所 (教学研究所所員)

(3583)

常蔵の除地調査

人差添、巡視ゟ出張候司郡へ相達可」申事 村方消防人足之義ハ、御門ニ而副司郡改之上相通し、村役 銃卒并有志組共□到次第消防ニ可;|相掛;|事(着カ) 但、伍長も壹人ツ、可1詰申1事 屋鋪并敷後口小畑共

開畑三畝歩

壹畝○六歩

四但

割有畝之內

殘公畝壹畝升四步

此高四升五合

(但、壹反二付

屋敷下

事指配可」致事

圖可」有」之候事

督軍・副督軍・銃卒長・司郡・支斗場所へ出張、消防方指

副司郡・支斗補・督工補同斷事

日督工補預たるべき事

消防道具諸品共、非常之節手支無」之樣、督工6申付、平

大監察・監察・巡視、火事場ハ勿論、御陣内共見廻り、諸

但、司郡以下役之内、壹人ツ、ハ其向に罷掛可」申事

開畑三畝歩

壹畝六歩

殘公畝壹畝廾四歩

此高四升五合

但

石盛同斷

畑并

仕□奉√存候

四但 割有畝之內

但、此内ニ田成公畝

]候得共、天水所故、

開

Þ

村 長 の也

午二月十五日

郡 政 所 里 正

別紙之通被1仰出1候間、

得1其意1、末々迄不」洩樣可1觸知1も

午二月

付可」中事

御武器藏并物置共、武器司・武器司補引受、 御武器類取片

集義館、書籍其外共、向讀屋引請、取片付可」申事

屋敷前數六ツ 開烟六畝步

107 高貳斗八升九合 公畝壹反壹畝拾六歩八厘

殘公畝三畝十八歩 此高九升 頂畝十貳步

(四割引

石盛同斷

但

屋敷上敷三ツ

開畑七畝八歩

貢畝廾七歩貳厘

(四、割引)

石盛同斷

此高壹斗九合

殘公畝四畝十歩八厘

同所上

山林貳反四畝步

午二月

無住の寂光院へ良叡を推薦

奉1 歎願1上

村

」存候。依」之以;;書付;奉;)歎願;上候。 之御仁惠ヲ以、寂光院へ轉住被"仰付」被」爲」下度奉"歎願|上 然候處、須惠村善城寺良叡義、如法僧二御座候間、何卒出格 共、無住ニ而ハ寺坊立行兼、壇中ニおゐても、心配罷在候。 候。 此段御聞濟被』仰付 |被」爲」下候ハヾ、一統難」 有仕合奉 寂光院無住ニ付、佐方村大光院に寺役兼帶被"仰付1居候得 已 上

午三月

大谷村壇中惣代 (判カ)

平

殘公畝壹反四畝拾貳步

御年貢銀七分貳厘

九畝十八歩

四但、

割有畝之內

同

理

(3585)

御年貢銀七分貳厘 山林壹反四畝十貳步

上1候

右者、常藏先祖12被\爲;\下置,候御除地畝高取調、下積仕奉;指

仰付:候樣奉:順上:候 尤、且、竈人池新開御高入ニ相成候通、

大谷

上

有畝之內四割引ニ被ニ

	同斷	寂光院へ良虧転住願
	具	口上書
	同斷 (治耶カ)	一 大谷村寂光院良快隱居被」命、佐方村大光院へ寺役兼帶被「喺ヵ)
	Ī	仰付1居候得共、掛隔候ニ而ハ、自然と指支之義も御座候間
	西	何卒須惠村善城寺良叡義、寂光院は轉住職相成候ハヽ、檀中
右之通願出ニ付、取次	村方壇中ニおゐても故障之儀無	一統忝奉」存候。此段、本寺表へ可」然御執成奉ṇ賴上」候
之	件被 仰付 被」爲」下候ハヾ、難」 有仕合ニ奉	已上
を存候	已上	明治三庚午年
	年寄	三 月 寂光院壇中總代
	武一郞	大谷村
	; 正 ()	川手源七郎
	小里 % 一 良	川手直藏佐方村里正
常蔵の除地を認めず		里正
開畑四筆合	谷村	44707 小野愼一郎
一 壹反九畝八歩		泉勝院
山林		年行事
一 貳反四畝歩		大 光 院 御 坊
右ハ、此度版籍御奉還付而	†還付而ハ、難」被」及コ除地」之御沙汰候間、	
御高入相成候上者、年貢諸	役共並之通請申旨被"仰出"候事	酒造人西沢弥三郎書上
午三月四日		酒造渡世

替桶 造桶內法 酒造米高百三拾三石三斗三升三合三勺 同桶內法 同桶內法 造桶內法 此桶 口徑 敷同 深 拾本御座候 口徑 敷同 口徑 四尺三寸 四尺貳分六 三尺九寸六分二 四尺貳寸六分七九 四尺七寸六六六六 四尺壹寸 四尺六寸 四尺四寸貳分 八本 但、壹本二付九石入 四尺八寸七分八六 四尺六寸二 貳本 但、壹本二付拾石入 三尺八寸七分八六 貳本 但、壹本ニ付四石六斗入 四本 但、壹本二付八石入 三尺七寸貳分九四 淺口郡大谷村 西澤 彌三郎 米三舛宛、御救被」下候分へハ、男女共米貳升ツ、、知事樣御 此造石數百三拾三石三斗三舛三合三勾 旨、御沙汰ニ候事 家祿之內より被」下候間、難」有頂戴仕、向後彌農業出精可」致 沙汰候。 依」之是迄土方致候男子之分へ米五升宛、 女子之分ね 成候ニ付、土方ハ昨廾四日限、御救ハ今廾五日限ニ不..下及.御 又ハ御救米被」下置候處、 旣ニ麥秋ニ臨ミ、 農繁之時節ニも相 其方共義、諸色高價ニ付而々、去月已來爲』御救「土方ニ御取遣、 右之通相違無1御座1候 造家 桁行 E 八間半 上 門 田 源 村 同村里正 大谷村稼人 小 西 其 野 澤 壹ケ所 四 彌 愼 郞 Ξ 同 郞 郞

即

(3587)

之趣村役人共6可11申聞1候

四月

大谷・須惠・延友三ケ村御救被」下

牛馬売買渡世者は鑑札をうける事

一共にハ、 御沙汰 牛馬賣買渡世之者、往々不埓之取扱致候哉ニ趣相聞、甚不都合 之事二候。依而自今無鑑札二而致1渡世1義、決而不1相成1候間

但、鑑札壹枚ニ付、爲替出金年々□歩宛取立、通商司に可言渡、追而右ノ御札番號通商司に可言は出言(ミカ) 於:地方廳:別紙雛形之通、鑑札相製、渡世もの能々取糺之上下

相納1事

用帳ニ委ク、宜略」之

土方出夫大四人

頂百目

/壹人前五拾目ツヽ/骨折ニ付、增被」下」之

此已前三月朔日ゟ四月卅五日迄被」下御救土方人員、

今年御

前末々迄可ィ觸知ィ、且、右牛馬渡世之もの更ニ名前取調、急速 右、朝廷御布告二付、從前之牛問屋•牛改共被|廢止|候間、小

可言指出しもの也

午五月朔日

土方出夫もの御願銀、五月五日御渡之分、左ニ

同斷子供貳人

四拾目

同幽壹人前貳拾目ツィ

政

所

長

村

正

Þ

英国人殺害者人相書

四月卅七日御達

五拾四匁内歸村當日拾四匁引

五拾四匁

爲

亦

五拾三匁

四拾四匁

四拾目

四拾四匁

四拾四匁

淸

次郎 吉 吉

メ貳百七拾九匁

東京淺草出生 喜八倅

吉

五月六日夫々相渡濟

年齡貳拾四才位

牢破人惣吉人相書 趣も有」之候ニ付、 支配地に立入候ハヽ、捕押引渡候様、 別帋岡山高砂町無宿惣吉、去ル十二日曉、破牢迯去候ニ付、御 ぬ急速可11相達1候 知1もの也 右之通從"朝廷」被"仰出」候間、得"其意"、末々迄不」洩樣可"觸 府藩縣ニおゐて、嚴重探索ヲ遂、捕獲之旨、此段相達候也 午四月卅七日 庚午三月 見當候ハヾ捕押置、 至急可11屆出1候樣村々 郡 政 岡山藩刑法局を御問合之 所 里 正 長 Þ 盗賊手配 忍入被||盗取||候義を存候旨、右藩は申出、尤被」盗物之内、人 松右衞門ト申者方に止宿之處、別紙之品々相見へ不」申、 鳥取藩上田長七・織部十太郎東京ゟ歸藩途中、播州觜崎驛瓦屋 馬帳

に藩印居置候

に付、御

支配地お

あて、

手掛り有」

之候ハ

、、 其餘常躰 綜髮ニ而 濃キ方 顔丸、頰骨高キ方 着服結城紺縞 言舌穩成方 鼻筋高キ方 但、別々髪垂れかけ

庚午七月十五日

相 書

備前岡山

高砂町無宿

惣吉

由、今以探索不行屆ニ付、外國に對し候而、不都合之義ニ候間右昨巳十一月廾五日夜、英商ホーイヲ及"殺害"、迯去候ものヽ

色背中肉

年齡三拾四才

但、歲ふけ候方

其外常躰

背中ニ武者之彫もの有」之由

眼大キク、右眼之下ニ貳寸三寸程疵有」之

丸顔ニ而あごこけ候方

色淺黑キ方

(3589)

」之候ハヽ、急速可;|屆出|旨、小前末々迄不」洩樣可;|觸知|もの 知達有」之度段掛合有」之候ニ付、得『其意』、聊ニ゠も手掛り有 喜せる 掛ケ守 庚午七月廾九日 紺茶博多男帶 印籠根付共 羅砂男懷中 木綿立縞單物 かんれいじや羽織 越後惟子花色縞 暑寒平袴 金札三拾五兩 全女煙草入 金札貳拾壹兩 上田長七荷物分 織部十太郎荷物分 壹 郡 壹 壹 同 壹 壹 同 筋 枚 具 政 本 ッ ッ 所 里 正 長 村 Þ 七節の祝い 爲||心得||申達候、得||其意||末々迄不」洩樣可||觸知||もの也 右七節と相唱候旨、從"朝廷」被"仰出」候二付、御祀義有」之旨、 人日、上元、上巳、端午、七夕、中元、重陽 白砂糖 午八月十日 消毒丸 金粒丸 奇應丸 手形類 萌黃紺立横縞三幅風呂敷 道中人馬帳 鰹 組 唐木綿小風呂敷 かんさし大小共 ころふく 單羽織 立. 紙 節 郡 政 本 本 本 枚 ッ 里 所 正 村 長 Þ

牛馬売買の者へ鑑札を下げる

庚午 民 牛 部 省 通 商 司

馬

懸

之

印

淺口郡大谷村

吉

裏

淺尾藩 七番

政

氏神社の祭日は九月十二日とする

大谷村

賀茂神社祭日 九月十四日

須惠村

八幡神社同

右兩社共、御趣意奉」畏、已來九月十二日二合祭仕度、奉11同 八月十一日

兩 村

午八月

巳

者也

八月十六日

御 郡

里 政 正 所

村 長

Þ

牛馬売買渡世許可の人名

番

壹

金井戸村 喜代造

貢

井尻野村

直 七 藏

四

茂三郎

須 大谷 村 村

番

無鑑札之者、右渡世難1相成1旨爲11心得1末々迄不」洩樣可1觸知 右者、牛馬賣買渡世御鑑札御下ケ渡相成候條、得11其意1、自今

収納米改札の改正

御収納米御改札、別紙雛形之通、自今御改正相成、別雛形壹葉

(3591)

もの也

ツヽ、村々に爲1見本1相渡候條、得1其意1、末々迄可」爲1相心

十月六日

村内の善行者の届

屆

書

郡 政

所

二而 御座候

正 長

村々里正に

相成候義ハ説諭仕、都而所業際立候者ニ而御座候

も外ハ御用辨ヲ勤、

賑ī家產ī、且、御定則已前、伯仲三家、已後次男壹家別宅、孰 勿論、近隣組合共、至睦接;(他人)、以;(正路;主;(節儉)、近年聊

加」之近隣若輩共にハ御法則并其餘爲筋ニ

當午五拾壹才

勉勵、租稅速ニ皆納、事1父母1盡1孝養1、男六人ヲ撫育、 父磯次郎行状正鋪、蒙:|御賞賜|、尚春太郎義、質直謹愼 一家

> 利欲勝手二不」走故、衆人美穪」之、實二一村之可」爲11龜鑑1者 陸敷、組合に示方宜、專節儉少增॥家產」、對॥他人」和順、聊、

同

讀 五. 郞

當午五拾才

字別所を唱、村內取僻地之民ニ候得共、聊人倫之端ニ臨候義ハ 蒙」御救助」候得共、節約勤苦ヲ以、當時ハ可也ニ光陰相送、且、 貧苦之處老母ロ盡言孝養」、幼稚之男女撫育、新五郞在世中ハ、 若他人論端ヲ起モ、自其事ヲ讓、聊不」爭」之、拾年前妻死失、 農事1、租稅速納、一家ハ勿論、 近隣共睦敷、 衆他人之交宜、 考新五郎、爲」人宜蒙॥御賞美一、尚又讀五郞義、性質廉直、盡॥

右者、性來貞實、御法令相守、農事專相勤、租稅速納、一家ハ

當午七拾三才

天質之事哉を奉」存候 當形勢柄、世上之人氣、自然を不」可」然候處、前書之者共、 孰も所行正鋪、一際衆人ニ勝候ニ付、此段御屆奉;1申上1候

午十月

村 役 人

上

前書之通、 孰も身行正鋪、衆人ハ勝候ニ付、此段御屆奉!!

(○ 内は ○ の様に貼紙で訂正してある)

(3592)

隠田等を報告のこと

村々畑田成、或ハ開流、又ハ致山開發」、隱田等ニ相成居候

」抱、非常之御用捨之上、御高盛ニ相成居、 併、 已後之御例 分、安政三辰年一度御改被:「仰出」、尤、其節ハ隣田之格ニ不

ニハ不11相成1趣、御達被1置候段ハ、一同承知候義ニ候處、村

し、來月五日迄ニ可"指出"候。尤、寬太之御沙汰も有」之事 ニ御察候間、 篤と取調、 粗漏無」之樣畝高・名前書付ニいた 方ニ寄ハ、 役人等も相替り、 屆方等閑ニ相成候向も有」之哉 村々脱籍者之内、張紙之願致置、數年相立候者も有」之候

有無取調、來廾日迄ニ可i指出i事 諸願・屆・伺書等、總而三ツ折綴帳ニいたし、片面七行ニ

相認指出可」申、尤、綴目印致、可1指出1事

可1指出1事 但、上紙ハ從前之通、且次第柄ニ寄、美濃紙帳袋入ニ而

歲帳へ書入之向も有ュ之哉ニ相見へ、 早寛、 無□事ニ候間′ 村方ニ寄而ハ、先格ト唱、苗字御免無」之ものも、 人別名

已來不11相成1候事

右之通相達候也

午十月十五日

名字を許可する

自今、平民苗字被11差許1候事

庚午九月

役人ゟ御主意之趣可!相達!事

右之通被''仰出'候間、得''其意'、隱亡・穢多ヲ除之外、一統村

太 政

官

午十月廾七日

但、一村限苗氏屆狀可1指出1事

郡 政

所 里 Œ.

長

Þ

行方不明人調べ

差上申一札之事

淺口郡大谷村

多 吉

溜 平 角

 \equiv

郞

太 息

次 郞

浪

五.

郞

(3593)

次 次

郞 郞

午閏十月

付1候。依而御請證文差上申候處如1件

親類組合 つ

頭 合

連

右善吉・多吉ハ、先年東京御屋敷御奉公中、致1出奔1、角三郎 も行衞相知不」申ニ付、今朔日ゟ更ニ六ケ月尋被』仰付1、 一同 ハ右御屋敷出立歸國途中ゟ、枩太郎外十壹人ハ致ぃ家出」、何れ |候。若尋方等閑仕候歟、又ハ身遁候ハヽ、御科可」被''仰

正

吾

次 鄓

正 次 次 吾 郞 郞 0 郞

親類組合 長太郎

片山長太郎

印

片 山

- -

藤 吉 印

(3595)

	右										٠			右			dat		右	
親	留	鈴	古	平	Ш	右惣代			右組合	. 平	浪	古	î 同	留		Л	判頭組合	吉	角	浪
親類判頭	平	木	Ш	田	手	代			台	. 田	五	Л	斷			手	組合	次	次	五
與		今	多	小	代					小	娘、	3	;	+		代		郞	鄓	郞
		藏	吉	平	吉					平	同	글	i			吉				
		即	即	印	印						斷	Ī			ô					
															()	印				
															(〇〔〕内は消去)					
															去					
		諸																		
日		諸局休会																		
二御	諸御!	会																		
改定	局是																			
日ニ御改定被 仰出 候事	諸御局是迄御休會、三・八之日ニ有」之候處、已來一・六																			
出。	か會、																			
事	Ξ									右									右	
	• 八 _寸				右惣代		细		如	長	大	疳	右惣代			右票		车	心态	
	7月			古	笩		判頭組合	古	親類組合	次次	島	渡邊	代			右兩人組合	大	親類組合	太	渡
	有人			古城六三郎			合	古城六三郎	合	郎	六	多				合	大島六次郎	合	郎	邊 多
	之候			Ξ				Ξ		21/2	次 郎	平 治					次		*71	平二
	處、							郞			印	印印					郞			_
	已來			印							η	- 1-								
	-																			
	六																			

但 里正長出勤臨時之外、已來定式二・七ト被1相立1候

善行者へ褒美を下さる

淺口郡大谷村

邊 + 五 郞

米貳俵

其方義、御法令能相守候而已ならず、若輩ねて懇切ニ告示致 し、其上農業出情親族ニ睦敷、他人々交リ方宜、神妙之事ニ

候。依」之爲॥褒美।書面之通被」下候事 明治三庚午閏十月十四日

淺口郡大谷村

春 太 息

米壹俵

他人は交り方宜、奇特之事ニ候。依」之爲『褒美』書面之通被と 其方義、農業出情、父母に孝養之道ヲ盡し、其上親族ニ睦敷、

庚午閏十月十四日

淺口郡大谷村

古川 德 五

米壹俵

其方義、農業出情、母に孝養之道ヲ盡し、其上親族ニ睦敷、

他人に交り方宜、奇特事ニ候。依」之爲॥褒美」書面之通被」下

候事

庚午閏十月十四日

米壹俵

송

川手辨次郎娘 淺口郡大谷村

之處、婦人之身ヲ以、雨露之辛苦ヲ不」厭、小商ひ致し、右 其方義、幼年之倅有」之、親辨次郎ハ、及"老衰」、 兼て貧窮

依」之爲॥褒美」書面之通被」下候事

之細利ニ而一家相續、孝養之道ヲ盡し候段、奇特之事ニ候。

庚午閏十月十四日

殺人者手配

韭山縣. 豆州賀茂郡繩地村

百姓舛次郎倅

安之助

中文中肉

顔丸キ方

眉毛厚キ方

髪濃キ方 色黑キ方 年齢貳拾八才

右之者、當六月十六日、酒狂之上、母いよを鎌ニ而殺害ニおよ 木綿淺黃竪縞古單物ヲ着し、三尺帶ヲメ、遁去事

(3596)

捕縛候へ共、 早々□□ニ隨ひ、 當省并韮山縣之內に差出可√申(者カ) び、村內善介ニ疵爲」負、迯去候ニ付、府藩縣共嚴密遂॥探索」、

往來通過、玉島ニ而止宿と申事相聞へ、安堵仕候。此餘、所々

庚午九月

刑

部 省

右之通被11仰出1候間、 得1其意1、末々迄不」洩樣可1觸知1者也

政 所

郡

庚午閏十月四日

正 長

村

Þ

奉11窺上1候 難」御貢収」、指支候而を奉」恐縮」、旁心痛仕候間、取締方左ニ 別而浪人体之者多、一同恐怖彌增、非常手當之義申出候得共、 」止事辨遣候義も御座候。何分、當兩村之義と、 御屋敷數里ヲ 勞仕候。 乍、去常備無、之而 そ、追々御貢納ニ至り、自然爲」賊、 無''際限'|候間、入費難\盡、素無費之備方、 不能愚案、 彼是煩 隔、孤村ニ而自然を見侮、殊ニ九州及東備・播・南海之閉道故 近隣强賊夥敷、且、時勢ニ應し、小家迄も强賊亂入、加」之浪 分之金錢ヲねたり、及」斷候ハヽ、可」致⑴亂妨₁□樣相見、不」得 士体之もの等、晝夜之無言差別」、役宅并其餘之者共に罷出、多

ニ准し候事 功ニ依而相當褒美金相渡し申度、勿論隊外之ものたり共、右 時之防方爲」仕置、至急御注進申上、御指圖奉」請度、其時之 且、一村ニ頭取六人、此者にと隊號付、灯燈相渡置申度候事(堤ヵ) 不"容易」候間、何卒相當之御會釋被"仰付」候樣奉"願上」度、 ヲ以、爲1相勤1申度、尤、多人數之義、定、臨立渡候義と、 村方に立入候砌、鳴物合圖次第馳集、先鉾・其餘非常共指圖 强壯之もの、兩村ニ而六拾人相募、何隊とか相唱、賊徒共 强賊を、素、胡亂ケ間敷もの等入込候砌、次第柄ニ寄、暫

強賊取締方伺

伺 上

追々及"深更」、一圓混雜、佐方村を跡ヲ慕爲"見届」候處、兩村 之義ハ、聢と承不」申、猶大谷村金神社に一泊、當兩村役宅其 餘荒立候もの之宅に無心申入度、演舌之趣。卽、此爲1到來 ト、 もの四人罷出、同士之內、途中ニ而發病、路金相盡、致』借用 薄暮、佐方村庄屋伊左衞門宅に、福山藩會斗方と偽、浪士体之 」防奪去、其後、近隣數ケ村に亂入、奪取、又を合圖之鳴物ヲ以 方今形勢世上强賊、或そ浮浪体之者、專奔走、下民不」安"寢食 折柄ニ候處、 旣先般川手直藏宅ね不」圖强賊襲來、 深夜之義難 統卽時ニ馳集無事ニ退散仕義も御座候。且又、去ル十月八日 强情之應接、無」據相辨遣候處、 證書認置候由、尤、員數

(3597)

御貢納之節も、右隊中之もの時宜ニ寄、兩人宛、夜中村方

三宅 若次郎 古川 忠三郎	□三十三才□三十三才□川壹才□川壹才	常午升九才 同三十才中島 林平 川手 此次郎△	一	一統難」有仕合奉」存候。此段奉;[伺上]候 已 上	候。何卒類外之思召ヲ以、前件之趣御採用被ュ爲ョ成下」候ハ、、兵卒爲ョ守防」惣百姓は雙力ヲ免れ、補備隊と被ュ唱候義も御座	所、當郡地頭上村・道口・富三ケ村、峠往還ゟ南閑道へ越來候、狼狽等も無『御座』候。一際奮發可』仕奉』存候。旣備州藩御官轄	闇合ニ相成、其上兼而爲 職掌 者相募置候ハヽ、非常之節怠惰・右も一時之防禦而已ならず、常備之義、他方は流布仕、自然と	等閑ニ指置候族も、御屆候上、急度御咎被"仰付"候樣仕度候事へ補財可」仕、素隊內外とも無」龍遍多、或もお蘭もの見聞仕	毎1家二竹鎗相渡置、非常之節ハ、即時ニ馳集、隊中之もの巡固爲5仕、相當之足役銀立遣申度候事
渡邊、淺太郎	同 同	原田 良藏 同卅三才	清水 祐太郎	栗尾 嘉市	古城 文三郎	清水 萬太郎	川手 基吉	遠藤 烈太郎	赤澤 豊太郎 日升七才
野山 卯平治		渡邊 茂平 同貳十才	1 元	渡邊□三郎	渡邊 理喜藏	古城 役太郎	栗尾 政太郎	川手 十吉	川手 勘藏

別紙之通被11仰出1候間、 得,其意一、兩村共兼而同之通取斗可」

藤井 光次郎

藤井 常次郎

同廾壹才

鈴木 十七八

同三十才 兵藏

大橋 敬次郞

柿本 文五郎 同十九才 亦吉

川手

合印被」免候事 前書△印七人之者はハ、頭取引廻し、非常之節、帶刀御

庚午閏十月十七日

但、同之上非常組頭取ト被1仰付1候

前書無印貳拾八人もの、非常之節、帶刀被」免候事 但、同之上非常組ト被11仰付1候

庚午閏十月十七日

年

西寄 澤武一娘

非常之節、帶刀、御合印被」免候事

右いつれも、當分之內、 村非常番申付候間、村役人得"指圖"可"

相勤 |候との御文意也 兩 里村 正

申事

兼而 打合置可 」 申事 |兩村銃卒にも村内非常之節之義ハ、支配よ可!|申達|候條、

庚午閏十月十七日

非常之節、御合印被」免候事

小野

愼一郎 藏

庚午閏十月十七日

職掌ヲ忘却不」致樣、常々心掛、强賊ハ素、胡亂者たり共、

1申事

置、或ハ非常之節、無」謂及"遲參"候ハヽ、急度御咎可」被" 及」見候ハヽ、不言捨置ご、早々指押可」申候。萬一、等閑ニ指

仰付1候事

時宜ニ寄、夜廻り或ハ臨時取遣之節ハ、相當之足役銀立渡 但、其時之巧ニ寄、見斗之上急斗褒金可!|相渡|事(ゆカ)

可」申事 是亦相心得置、共々相防可」申候事 歩卒中并組外之者たり共、非常之節ハ補助可」致筈ニ候間、

(3599)

庚午閏十月 役 場	三候間、一統厚相心得、勉勵可」有」之候也	之通、兩村方限致"條約"、無"油斷"守防可」致旨、急度御
字籠人□	覺	御沙 清水常蔵の開畑高に入れられる

往 ţ

共、 危急及1深夜1候砌ハ、 組之もの自然難11 行屆1 場合も可 此度强壯之もの相募、非常之節ハ、先鉾可1相勤1筈ニ候へ

相防可」中事 」有」之候條、組外之者たり共、合圖ヲ以、即時ニ馳集、危急 但、其時之巧二寄、見斗之上、急度褒美金相渡可」申事

↓見、等閑ニ指置候族ハ、急度御咎可」被||仰付||候事 成」様、兼々用意可」有」之、若、無」謂遅参、或ハ胡甔もの及 每家二竹鎗相渡候間、草鞋相添置、非常之砌遲參二不!相

候□へ、□割可;;申付;候事(家ヵ)(高ヵ) 臨時褒美、出金方之義ハ、村方并强賊亂入、或ハ被1目指

右之通、當兩村限、致"條約1、無"油斷1、守防可」致旨、 聊違背有」之間數事 但、其時之次第ニ寄、多分見斗之義ハ出請方共指圖之旨、

御沙汰ニ候間、一統厚相心得、 勉勵可」有」之候也

閏十月十九日、判頭并□坊組中共呼寄、夫々申渡候事(離カ) 庚午閏十月 役

> 一同 開畑壹畝廾四歩

高四升五合

淸

水

常

藏

同所 壹畝廾四歩 高四升五合

同

同所 三畝十八歩

同

人

一同

高九升

同所 高壹斗九合 四畝十歩八厘

同

人

同

高合貳斗八升九合 畝合壹反壹畝拾六歩八厘

明治三年 庚午閏十月十一日

右之通高入申付候也

池上 松浦 誼三 十次郎

龜山 彦五郎

大谷村里正

小野愼一郎

村年寄

西澤武

郞

(3600)

教 团 史 資 料 五 −明治三十三年(一九○○)~明治四十五年(一九一二)── (3)

宮田真喜男編

(教学研究所嘱託)

最下段の番号欄中、上の数字は年度を示し、下の数字は通知番号を示す。

資料の件名は、原本通りの件名を付し、件名のない資料は、編者が解読のうえ、件名を付した。

「金光教〇〇」等は、すべて、「金光教」を省略し、また、「大教主管長」は、称号を略し、職責のみ記した。

2 1

凡

例

3

(3601)

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	番号
" 18	" 15	" 3 • 9	" . 25	" " 24	" " 22	" " 19	" 18	" " "	// · //	" " 15	" " "	" . 14	" " 13	37 2 10	年月日
佐世保海軍病院慰問報告	戦時々局活動第二回報告書	従軍慰問布教使(高橋茂久平)派遣願	内務省訓令(宗甲八号)周知徹底布達	戦時々局活動第一回報告書	従軍慰問布教使派遣願、陳情書	従軍慰問布教使派遣上申書	出征軍人遺族救助方指示	通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	恤兵献納心得方指示	宣戦大詔説教筆記録送付につき布達	国威宣揚祈願祭執行につき指示	日露開戦につき宣戦詔勅の旨徹底方論達	從軍慰問布教使派遣上申書	派遣願(高橋茂久平、八木栄太郎)	件名
二二宮	"	//	"	<i>"</i>			管長		本部	教務課	<i>"</i>	達 //	"	不太郎) 管長	
宮満雄								教務課長 山本 豊		課					発
本部		第11師団長 土屋光春	部下教師一般		第10師団長 川村景明	岡山県知事 檜垣直右		各支部々長	"	各教会長			陸軍大臣 寺内正毅	第4師団長 小川又次	宛
			七三号七				三番号外達	六三 号七 教		五三号七教	二番号外達	一番号外達			通知番号

時 活 動

戦

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
											"			"		37
• "	9	•	8	• 6	•	•	•	5	•	. "	4	•	•	•	. "	3
10	3	24	7	20	17	"	10	1	30	19	16	30	• 26	20	19	• 18
第二回戦病死者招魂祭執行布達	取計通達 ・ 取計通達 ・ 取計通達	旅順陥落、全勝祈願祝捷祭執行通達	出征軍人家族救護報告	戦時々局活動第五回報告書	祈祷法会執行につき回答	戦時々局活動第四回報告書	第二回全国臨時巡教訓示要領		出征軍人傷病者慰問報告、復命書	戦時々局活動第三回報告書	表通達 佐藤範雄出征軍人傷病者慰問並びに巡教日割	慰問布教復命書 松山、呉、広島地方出征軍人傷病者及び軍隊	大祭、招魂祭参列届取計指示	出征軍人家族訪問復命書	達 国威宣揚祈願祭並びに戦病死者招魂祭執行通	部隊內布教(中村武章)許可願
管 長	"	教監 近藤藤守	第4教区支部々長	管長	後備歩兵第三八連隊副官	"	管長	佐藤範雄	高橋茂久平	管長	教務課長 山本 豊	佐藤範雄	礼典課長 八木栄太郎	軍隊布教使 福田甲次郎	"	管長
部下一般	"	各教区支部々長	教務課		嵯峨教会長 松山安次郎			佐世保海軍鎮守府副官	教務課		第12教区支部々長 松平		各教区支部々長	管長		留守第2師団長 勝田四方蔵
一三六七	二三七号監	一 一三七 号監									一三 八三 号教				九三号七達	

49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33
" . "	" 13	// · // · 5	3 . 3	38 • 2 • 20	" " 31	" " 30	" " 23	" . 4	" 12 • 3	" 25	" 21	" 10 ·	" " 30	" . " . 19	" " 10	37 9 •
指示大祭、祝捷祭、招魂祭兼行につき部内通知方	大祭、祝捷祭、招魂祭兼行につき通達	名古屋地方出征軍人招魂祭顧末報告書	戦時々局活動第八回報告書	第四八連隊(久留米)慰問報告	収支計算書	第二二連隊補充大隊他慰問布教、巡教報告	静岡県下教会所連合招魂祭顛末報告	東京予備病院慰問報告	戦時々局活動第七回報告書	戦時々局活動第六回報告書	部隊內布教(向井凊八郎)許可願	第一〇師団戦病死者招魂祭参列教師心得指示	き斎員選抜方指示 戦病死者招魂祭執行につ	教祖大祭、祝捷祭、招魂祭参列届取計指示	教祖大祭、祝捷祭、招魂祭兼行につき通達	東京市内出征軍人戦病死者招魂祭執行通達
教監 近藤藤守	管長	礼典課長 八木栄太郎	管長	教務課長 山本 豊	会計課長心得	慰問布教使 高橋茂久平	本部出張所専掌	東京出張所専掌	"	"	管長	"	教監 近藤藤守	礼典課長 八木栄太郎	教監 近藤藤守	教監 近藤藤守
各教区支部々長	部下一般	本部		人留米教会長	管長	教務課	本部	管長	<i>u u</i>	岡山県知事 檜垣直右	留守第10師団長陸軍中将	部々長 3各教区支	第2教区支部々長	"	"	各教区支部々長
七三八監	四三八号八達	-			-							三三〇七号監	二三八七号監		二三 五七 号監	二三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

-																
66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50
" 20	# 8 •	8 •	" · " · □	" 15	" 5 •	" 21	" " • 17	// · //	" " 16	" • " • 5	" . 4	" 4 •	" " 28	" 24	" " 22	38 3 •
討露文字使用不可の旨注意宗教局長訓示(広甲一三三号)による征露、	出征軍人家族救護報告	配布につき布達 「出征軍人家族、戦病死者遺族慰安」出版、	慰問状	松阪小教会所慰問団公真義会趣意書	佐世保招魂祭顚末報告書	戦時々局活動第一○回報告	三八監一二号の諸注意指示受諾につき回答	佐世保海軍戦病死者招魂祭斎員心得指示	指示 佐世保海軍戦病死者招魂祭執行につき諸注意	従軍慰問布教使派遣願	第六、一二師団長官位勲等爵位等回答	留守第八、一二師団長官位勲等爵位等照会依	戦時々局活動第九回報告書	第三師団管下軍隊傷病兵慰問報告	大祭、祝捷祭、招魂祭参列届取計指示	宗教局長訓令(秘甲二八号)布達
管長	第4教区支部々長	管長	本部出張所長 畑徳三郎		礼典課長 八木栄太郎	管長	第12教区支部々長	礼典課長 八木栄次郎	教監 近藤藤守	管長	第12教区支部々長	教務課係 市川栄次郎	管長	慰問使随行員 福田甲次郎	礼典課長 八木栄太郎	管長
	教務課	部下各教会長	在露日本臣民		本部	岡山県知事 檜垣直右	教監 近藤藤守	"	第12教区支部々長	一留守第12師団長、勝田四方蔵 近衛師団長、留守第8師団長	教務課	支長 部	岡山県知事 檜垣直右	市川栄次郎	各教区支部々長	
	八三号八章	七三号八		,					一三八号監							

			· · · · · ·			1					1	1		i		
83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67
"	"	37 年~38 年	" " 18	" 12 6	" " 20	" 11 • 5	" " 20		" 10 19	" . 25	" " 18	// • //	" 16	" • 14	9 . 13	38 • 8 • 20
明治三七、八年戦役臨時費明細帳	明治三七、八年戦役臨時費収入支出日記帳	時局に関する事項概要	戦時々局活動第一三回報告	得」下付につき開申	静岡県下赤心会寄付報告	戦時々局活動第一二回報告	内務省訓令(第二三号)周知徹底布達	指示 平和克復奉告祭執行方部内各教会所通知取計	平和克復奉告祭執行布達	教祖大祭、招魂祭献供準備品督促	回答 回答	方指示日露戦役戦病死者招魂祭執行につき部内通知		恤兵及び軍人遺家族救護報告	戦時々局活動第一一回報告	伏見第三八連隊他慰問報告
本部	会計課		"	管長	第4教区支部	"	管長	教監 近藤藤守	管長	礼典課	本部	教監 近藤藤守	管長	第2教区支部	管長	加茂川教会長 天野慶蔵
				内務大臣 清浦奎吾	本部	内務大臣 清浦奎吾	部下教師一般		部下教会所一般	小倉教会長 桂 松平	海軍省経理局	各教区支部々長	部下一般		一岡山県知事 檜垣直右 芳川顕正	安部喜三郎
							一三 二八 号達	二三 五八 号監	一三 一八 号達			二三三八 号監	一三八号達			i

100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84
" " 27	" . 25	" . 19	" 17	7 . 3	" "	" 29	# 5 • 25	"	" 13	" · 5 · 2	" • 24	" 4 •	" · " · □	" • 28	" 3 •	39 • 2 • 8
戦時々局活動第一五回報告	沙汰書(告示三一八号)布達	岡山市内各教会連合忠死軍人遺族慰安会報告	大阪招魂祭及び慰安講演会顚末報告	安講演会情況報告京都、伏見、嵯峨教会所連合戦死病歿遺族慰	黒忠小教会所奉公会事業報告	戦利品下付願.	善通寺予備病院他慰問恤兵品寄贈報告	"	豊橋教会所招魂祭状況顚末報告	梅田駅通過凱旋軍隊歓迎慰問報告	戦時々局活動第一四回報告	祭参拝報告	案綴	恤兵品寄贈申出書	衛戍臨時大招魂祭代理参拝報告	明治三七、八年戦役に関する臨時費取調表
"	管長		近藤藤守、白神新一郎	京都伏見嵯峨教会連合	奉公会長 川上佐五郎	管長	多度津教会所長	豊橋教会長 堀井常次郎	巡教師 八木栄太郎	第2教区支部	管長	第3教区支部々長心得		本部	高橋茂久平	管長
岡山県知事 檜垣直右 内務大臣 原 敬					管長	陸軍大臣 寺内正毅	本部	本部	教務課		岡山県知事 檜垣直右 内務大臣 原 敬	教監 近藤藤守		海軍省経理局長	管長	浅口郡長 一山昌衞
	八達号															-

7	6	5	4	3	2	1
# 8 • 18	" 6 19	"• 5 • □	" 4 . 29	37 3 •	12 18	36 • 4 • 15
「みかげ雑誌告示欄」に教報掲載の旨布達	「軍国に対する国民の心得」配布の旨通達	「神訓の威徳」配布につき答礼	「令徳」印刷状況照会	「神訓の威徳」発送につき配布方指示	教報原稿遅延につき連絡	諸達類「令徳付録教報」に掲載の旨布達
管長	教務課	臼杵教会所 槌谷乕次郎	教務課 市川栄次郎	"	教務課	管長
	各教会長	山本	山陽活版所	12教区支部 5、10、	山陽活版所	
一三 四七 号達				一 二三七 号教		五三号六達

出版物関係

108	107	106	105	104	103	102	101
" 11 6	" 26	" . " . 15	" 10 • 9	" " 30	" 18	9 . 5	39 . 8 . 4
明治三七、八年戦役後援事業報告	戦時献納物調査報告	日露戦役後援事業報告	明治三七、八年戦役後援事業照会につき回答	明治三七、八年戦役傷病兵慰問報告	援事業報告	三七、八年戦役後援事業報告	東京招魂祭及び軍人歓迎会報告
第2教区支部	福知山教会所有志者総代	第4教区支部	安大	袋井小教会所長	第3教区支部々長心得	飯田教会所代表者	本部出張所専掌
庶務課	第3教区支部々長	教務課	本部	第4教区支部々長	教監 金光金吉	第4教区支部々長	管長

3 36 •	2	1 34 •
19	30	10
教義科受験願い出につき履歴書回付	よる講習開始につき入学志願書式布達金光中学講習科規則(教則第二一号)認可に「	教師、信徒子弟の金光中学入学勧奨布達
教務課	"	管長
金光中学黌長	"	部下一般
佐藤範雄		
九三 号六 教	六達 号	三達 号

金光中学・教義講究所・修徳殿

19 ——	18	17	16	15	14	13	12	11	10 ——	9	8
4 • 29	45 3 • 24	11 28	42 • 4 • 24	6 . 22	4 • 18	41 3 •	12 20	" "	38 8 . 1	" 10 30	37 8 • 24
取調べ方指示「三教会同と将来の宗教」配付冊数、寄贈先	頒本普及方指示		「金光教成立の一斑」再出版許可指令	の旨回答の当回答の当回答の当回答の当回答の当回答の当回答の当回答の当回答の当回答の当	「神訓の威徳」発行主旨照会	促 「天地の大理」印刷料納付方督	報」に告示の旨布達 「みかげ」廃刊につき、本教録事を「大教新	族慰問小冊子入用部数照会	配布につき布達「出征軍人家族、戦病死者遺族慰安」出版、	「勅語大意」購入希望者照会	「みかげ雑誌」保存方指示
専掌心得	庶務課長	専掌心得	本部	教務課	台北教会長	会計課	管長	庶務課長	管長	庶務課	教務課長
山本豊	小林鎮	山本豊			·			安部喜三郎			山本豊
第12教区支部々長 松平	各教会長	第12教区支部々長	浜松教会所 岩崎善蔵	函館 (小樽) 教会所	本部	小倉教会所		各教会長	部下各教会長	第12教区支部々長	各教区支部々長
			二四号				一三八三八号達	一三八号庶	七三八		五二七号

1			ļ											
18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
P	".	44	41	".	40	".		39	".	38	".	"•	37	36
8	" 26	1 9	9	8	1.	10	9 • 0	2	4	3	5	2	1 • 7	8
		-	8	15	24		3	18	16	9	7	18		8
金光中学入学願書進達につき取計依頼	女子講究生入殿時期延期につき通知	女子講究生入学願取扱再開につき通知	戻事情通達 教義講究所別科女子入学志願者につき願書返	教義講究所入学願書取扱につき回答	修徳殿落成まで本部教殿代用につき通達	所)行賞につき通知金光中学校改築費献納者(二本木、台北教会)	旨通達との意味をはある。「自通達」というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	につき指示 教師志望者の金光中学入学願書中、添申事項	教師認定願(藤井義方)返戻	金光中学校学則送付願	永井銀之助教師認定合格証送付につき通知	金光中学入学生員数調査指示	講習科入学志願心得通達	講習科入学者本部出頭の旨通知
中野辰之助	"	教義講究所主事 山本 豊	"	教義講究所	教義講究所長 佐藤範雄	庶務課長 河手松五郎	教務課	教義講究所	教務課係 市川栄次郎	第5教区支部	金光中学黌長 佐藤範雄	教監 近藤藤守	学務課長 川合萬吉	教務課
市川栄次郎	"	"	"	第12教区支部々長	各教会長	第12教区支部々長		各教会長	第4教区支部々長	教務課	第12教区支部々長 松平	"	各教会長	明渡コトメ他一六名
												二三号七監		

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
" 11 • 24	7 23	% 6 25	" 5 •	37 1 1 18	" 12 • 28	8 . 1	" 5 • 22	" 28	36 3 •	8 •	# 6 • 18	35 • 4 • 26	" 11 29	34 • 4 • 24	33 7
年間本部参拝者数概況回答	他教区所属教師の管内布教伺につき回答	促 東堀教会所信徒よりの申告事実顚末再調査督	諸願届出につき再調査指示	布教出張(川之江教会所)令書	管長新年拝賀参内日程通知	履歴書々式につき回答	教会所印章規定他回答	辞令書返戻通知	大阪博覧会観覧者につき随意下車駅(金神駅)	宗教法令購求促進方指示	支部副部長職印不要につき届書返戻	定期説教無届開筵注意方取計指示	常要求指示し、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	東京教会記念祭執行日時照会	独立に伴う分支所改称届様式決定稟議
金光教本部	11	教務課長 山本 豊	"	"	教務課	教務課長代理市川栄次郎	教務課	教務課長 山本 豊	庶務課	教務課	"	教務課長 山本 豊	庶務課	礼典課長 山本 豊	
大谷郵使局	第12教区支部々長	第2教区支部々長	第3教区支部副部長	高橋茂久平	教監、専掌(在阪)	第4教区支部々長	釜山小教会長 前田吾助	第12教区支部々長	各教区支部々長	"	第12教区支部々長	第1、2、5、10、12 第1、2、5、10、12	第3教区支部副部長	第5教区支部々長	
六三七号教	四三七号教	三二十号教		四三七教	号外	三三九六	二三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	一三六		三三五人	三三五	二三五			

そ の 他

	1				1						7			1		
33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17
" 6 •	" 28	" 3	2 18	" · " · □	41 1 31	" 11 ·	40 • 5 • 19	40年2月~	40 • 2 • 17	9 •	39 • 7 • 23	" " 20	" 12 6	" 11 •	38 • 7 • 5	" 30
隣接教会所間里程地図報告提出方督促	四一監第七号通牒に対する回答督促	明治四〇年度下半期未納年金納入督促	張日割布達	支部々長会協議案	保方指示 保方法の 保存法の 保存なの 保存なの 保存なの 保存なの 保存なの 保存なの 保存なの 保存なの 保存なの	依頼 大教会所用材仕入出張につき部内事務取計方	信徒名簿様式伺につき回答	韓国布教管理書類綴	求信者名簿調製保管方布達	明治三九年度上半期未納年金納入督促	姪浜教会長消息事実調査報告方指示	忌服中代理届返戻につき忌引届提出方指示	栗原喜太郎教師請書再提出につき取計願	新年祝賀名刺交換会加盟者取纒依頼	教会長講習会出席者資格、心得大要通達	祖霊殿、調饌所設置場所伺につき回答
教務課係	教務課	会計課長 安部喜三郎	専掌心得 山本 豊		教務課	第12教区支部々長	庶務課		管長	会計課	教務課長 山本 豊	教務課係 市川栄次郎	第5教区支部々長	明治3年新年祝賀	教務課長 山本 豊	教務課
第12教区支部	第12教区支部々長 松平	第12教区支部	第4教区支部々長		第12教区支部	本部	第12教区支部		部下一般	"	第12教区支部々長	多治見教会所副教会長	本部	"	第12教区支部々長	第5教区支部
			四四号一達			,			二四号〇達		一三 七九 号教				一 一三八 号教	六三 五七 号教

39	38	37 45 •	36	35	34 42 • 2
	6 21	13	28	8 • 7	2 • 72
教報記事照会につき回答	御嶽教管長逝去につき会葬方照会	祖霊殿奉斎位置につき照会	管内礼典布教につき教衣着用方照会	大阪大火災救済義捐金募集方伺につき回答	教会施設貸与の件につき回答
三矢田長秋	濱田安太郎	斎藤俊三郎	韓国布教管理者	教監	教監
市川栄次郎	教務課長 山本 豊	本部	教監 佐藤範雄	第3教区支部々長	立花教会長 槙 庄吉
				号外	

教団史資料目録 項目一覧 \所の資料整理の都合上付した項目番号である。\'各項目上の番号、たとえば、⑫宗教行政は、本\

神道本局資料

①明治七年 (一八七四) ~⑦明治一三年(一八八○)

各年次別

<教団史資料目録1>紀要一五号

神道本局資料

四)各年次別

⑧明治一四年 (一八八一) ~ @明治一七年(一八八

<教団史資料目録2>紀要一

教団史資料二

年 (一九〇〇) — 明治一八年 (一八八五) ~明治三三 $(\dot{2})$

20金光教会会計、 ❷神道金光教会設置・認可・進級、 ❸金光教会本部人事·会議、 23金光教会条規、 @ 分·

◎金光教会学問所・金光中学、
◎巡教・視察、
◎金 支所設置・人事、 ②教師身分(昇・贈級、撰挙願)、

光教会祭典・儀式・説教、

匈金光教会独立、∞その

他

教団史資料三

年

(二九一二)

(1)

明治三三年(一九〇〇) ~明治四五

〈教団史資料目録4〉紀要一八号

33教団独立、 砂教規教則、
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・

設置•廃止、 劒本部予算・決算、∞支部予算、 ④教会建築・移転・改称、 39条典、 @教会昇級 @教会所

證

<教団史資料目録5>紀要一九号

(3614)

(8) 宮中儀式·本局祭典、

20本局会計

19戦時活動、

20教務教勢報 切本局人事、

19神殿建築・本局移転、

66管長選挙、

告、

<教団史資料目録3>紀要一七号

教団史資料

年

明治一八年 (一八八五) (一九〇〇) ——(1)

~明治三三

⑫宗教行政、

③本局条例・教会条規、

四教師条例、

年(一九一二)——(2) 明治三三年(一九〇〇)~明治四五

43教会長・副教会長就退任、44教師昇・贈級、 **④**教

師補命·認定、@教師転属、@教師辞任、@信徒総

⑩内務省訓令、⑪巡教視察 <教団史資料目録6>紀要二○号

教団史資料五

65その他

所·修徳殿、 ②戦時活動、

△教団史資料目録7>紀要二一号

❸出版物関係、Ө金光中学・教義講究

年(一九一二)——3

昭和五十五年度研究論文概要

掲載した以外の、各所員、助手の研究論文の概要等をここに掲げ五十五年度に提出された研究報告のうち、この号に論文として

る

第一部

神の知らせと人間の心と

教祖四十二才正月の事蹟をめぐって一

委ねることとした。

橋行地郎(所員)

高

教祖が説く「神人」という意味での信心とは、どういう信心を助けようとする神との両者の関係成就の構造を明らかにしようて、事蹟解釈を試みながら、神の心に届こうとする教祖と、教祖にする、吉備津宮、西大寺観音への寺社詣で体験にスポットを当たいた。

教祖は「二度(の)おどうじ」という神示を、「出世ありがた

いう心こそ、神意を伝達し救済の手を差し伸べようとした場であ郎の神懸りの場に出現した口のある神は、教祖の「物あんじ」とという、心の二重性にたゆとうたのであった。ところが、古川治し」と受け取りつつも、一方では神意の不可解さに「愁嘆」する

んで、教義的視点から追求しようとしたが、詳細な考察は今後にんで、教義的視点から追求しようとしたが、詳細な考察は今後にでもおかげはやってある」「昔からある神」という内容にまで及あると思えるので、それらの問題を後年教祖が示す「信心はせい能にする天地金乃神の神性の問題を問うていくのに十分な中身が能にするという。

赤沢文治における信仰軌跡の一考察

-金神と祖霊との関わりを視点にして-

石河道明(所員)

で大きな役割を占めているものが認められる。そこで本稿では、く論究されてきた。しかし、理解のなかには祖霊が信仰展開の上赤沢文治の信仰軌跡は、金神との関わりにおいてこれまでに多

文治の信仰軌跡のなかで祖霊がどのような構造と機能とを有して文治の信仰軌跡のなかで祖霊がどのような構造と機能とを有して支給の情仰軌跡のなかで祖霊がどのような構造ととは、文治の情仰軌跡に両者が大きな役割を加えた。最後に、文治大明神誕生に際して、改めて祖霊も吟味を加えた。最後に、文治大明神誕生に際して、改めて祖霊も吟味を加えた。最後に、文治大明神誕生に際して、改めて祖霊も吟味を加えた。最後に、文治大明神誕生に際して、改めて祖霊も吟味を加えた。最後に、文治大明神誕生に際して、改めて祖霊も吟味を加えた。最後に、文治大明神誕生に際して、改めて祖霊も吟味を加えた。最後に、文治大明神誕生に際して、改めて祖霊も吟味を加えた。最後に、文治大明神誕生に際して、改めて祖霊を神どの関係が明示されているとの結論を得た。また、安政五年十二月きな役割を果たしているとの結論を得た。

道伝えの諸相

様の問題、めぐり論の究明等が浮上してきた。

なお、

今後の課題としては、教祖広前における先祖祭祀のあり

-幕末期から明治中期に視点をあてて―

小柴宣和(所員)

本教の布教活動は、それを教祖に発し、直信先覚諸師の手によって進められてきた。その歴史は、人々を救いの道に導くものでって進められてきた。その歴史は、人々を救いの道に導くものであったと同時に、本教が宗教教団として社会的地位を得るためのあったと同時に、本教が宗教教団として社会的地位を得るためのあったと同時に、本教が宗教教団として社会的地位を得るためのもったと同時に、本教が宗教教団として社会的地位を得るための本稿では、明治維新前後、布教に力を注いだ直信達の信仰活動の中から生まれかつ消えていった布教形態の歴史を通じて、布教の中から生まれかつ消えていった布教形態の歴史を通じて、布教とはなんであったのか、を考察した。

その結果、布教とは、神の願いを実現するために、既存の布教を道具化し、世に向かって神の教えを宣布していく営為ではなかったかとの結論を得た。道具化せざるをえぬのは、信仰それ自体を裸のまま社会に打ち出していくことはできがたく、なんらかのを裸のまま社会に打ち出していくことはできがたく、なんらかのを裸のまま社会に打ち出していくことはできがたく、なんらかのを裸のまま社会に打ち出していくことはできがたく、なんらかのを裸のまま社会に打ち出していくこと考えてよかろう。

高橋富枝研究

『高橋富枝師自叙録』

成立についての一考察

八坂朋道(動手)

について考究した。の者に伝えようとした高橋富枝の自叙録成立の必然性とその契機の者に伝えようとした高橋富枝の自叙録成立の必然性とその契機をおいて、後世本稿では、明治四十四年、神伝によって自叙録を口述し、後世

と、加えて教祖の信仰を体現する第一人者であるとする思いが自と、加えて教祖の信仰を体現する第一人者であるとする思いが自己につて、書かれたものに対する認識を新たにせしめられたて、明宗の側の資料を中心に窺った。以上のことを確認した。二章 する異和感がその成立要因として存在することを確認した。二章 する異和感がその成立要因として存在することを確認した。二章 する異和感がその成立要因として存在することを確認した。二章 する異和感がその成立要因として存在することを確認した。二章 する異和感がその成立要因として存在することを確認した。二章 する異和感がその成立要因として存在することを確認した。二章 する異和感がその成立要機を、主に江戸期の日本人の自伝を中心に窺った。以上のことを通じて、富枝の中に当時の教団状況に対する危機感が醸成され、教祖御手記の発見に当時の教団状況に対する危機感が醸成され、教祖御手記の発見に当時の教団状況に対する危機感が醸成され、教祖御手記の発見に当時の教団状況に対する危機感が醸成され、教祖御手記の発見に当時の教団状況に対する第一人者であるとする思いが自と、加えて教祖の信仰を体現する第一人者であるとする思いが自と、加えて教祖の信仰を体現する第一人者であるとする思いが自と、加えて教祖の信仰を体現する第一人者であるとする思いが自己を表している。

の意味をさらに追及していきたい。けでなく、複数の人物の自伝研究を通して、信仰にとっての自叙叙録の成立を促したことを確認した。今後の課題として一人物だ

課題発見への手がかりを求めて

松沢光明(擘)

本稿では、自身の問題関心を研究課題へと昇華させることを目

を示されている神―教祖―人の関係を図式化し検討を加えた 教祖論」をテキストとして選び視点設定の助けとした。前者は、 本教や天理教を例にとりながら、幕末期以降に発生した新宗教に 本教や天理教を例にとりながら、幕末期以降に発生した新宗教に 大通する救済の最終的根拠を、各教祖が神と人間との媒介者とし で、神から特別に人間救済の依頼を受けたこと(生神思想)に求 めるものであり、後者は、生神思想を視点にして、従来の金光教 学に表わされている神―教祖―人の関係を図式化し検討を加えた 学に表わされている神―教祖―人の関係を図式化し検討を加えた ものである。

めた結果、高橋正雄によって教祖は実践目標とされ、救済の根拠両論文に検討を加えつつ、救済の構造に焦点をあてて考察を進

来を契機に、本教の独自性と普遍性を闡明する教学研究が要請さ

教義構築への動き

第二次世界大戦後の宗教自由時代の到

れ、教義構築を目指す研究が多くなされた。二、教義概念のイメ

実意丁寧神信心」へと集約されていったことを確認した。 は教祖の生き方そのものに求められていること、やがてそれは「

とによって、今日の信仰における教祖の位置確認を試みたい。 な内容の生神として差し向けられたのか、という問いへと進むこ 目標たりうるのであろうか。今後は、生神金光大神とはどのよう 神から差し向けられた生神金光大神即ち教祖は、はたして実践

リジ イメージ、4肉付イメージ 三、方法 (1)骨格イメージ、(2)信心の手びきイメージ、(3)本教の特徴 (1) 啓示を対象とする研究、

教史関係資料 五、教義源 蹟 四、テキスト「金光教教典」・「金光大神覚」・小野家文書・布 ②教祖の信心を対象とする研究、③教祖の事蹟を対象とする研究 六、教義の諸相 (1)取次教義、(2)救済教義、(3)神観教義、(4) (1)神伝、(2)金光大神理解、(3)教祖事

人間論教義、(5)信仰実践論教義

七、成果と問題性

第 部

金光教学』第一集~第十五集に

見る教義構築の諸相

岩 本 徳 雄 (所員)

集の『金光教学』一~十五集(昭和ニ十二~ニ十九年) の全論文を解 概念・内容・研究方法を観察することとし、先ず、学院研究部編 題して、以下のように整理した。 教義研究を目指していくについて、従来の教学における教義の

に

女性布教者群に関する考察

初代女性教会長

会長であること、の三条件を満たす者に限定し、現在手元で閲覧 は、どのような要因が作用したのか。これまで世に埋もれてきた た。対象者は、女性であること、初代入信者であること、初代教 女性布教者達の姿を追う試みの一歩として、今回の調査をすすめ 布教現場において、多くの女性布教者が活躍してきた。社会的 周縁存在である女性達が、布教者として転生していく過程に 森 川 真 知 子 (助手)

(3619)

できる文字化された資料によって、三十三例を集めた。

対象者の経歴と布教形態の関係を考察した。 をグラフ化し、そこに示される意味を考察した。三章においては、 信から布教・教会認可に至る時間の流れを捉えるために、それら 年令の関係、以上四点の傾向をまとめた。二章では、対象者の入 教のタイプ (本人の意志の有無) 仏布教開始時の年令と教師補命時の 討・類別を行った。一章は、

①入信時の年令

②入信動機 り布教に至る経緯、布教者としてのあり方、の三点を中心に、検 本稿では、それぞれの資料について、対象者の個人史、入信よ (3) 布

考察した。

過程を、その時代の典型的人格としての佐藤範雄に焦点をあてて

取次に関する一考察

藤 井

潔(助手)

考察を試みたら とについて、教祖・佐藤範雄・高橋正雄の三人に焦点をあてて、 言葉が、その時々でどのような意味を担っていたのか、というと 本教の信仰の歴史のうちにその姿を顕してくる「取次」という

呼びならわされていく過程について、神世界と人間世界という二 つの場を設定し、その両世界を往き来する教祖の姿を描く中で解 まず一章においては、教祖の信仰営為が「取次」という言葉で

明しようとつとめた。

受け継がれ、「金光教」という信仰集団として歴史化されていく 二章においては、教祖のととろではぐくまれた信仰が、人々に

割をはたした高橋正雄に焦点をあてて考察し、そこに潜む問題性 という言葉のうちに再把握していく本教の歴史を、その中心的役 三章においては、歴史遺産として届けられくる信仰を「取次」

の抽出を試みた。

第 Ξ 部

山下鏡影における<円外>思想

について

保 田

久 紘二(所員)

団史におけるアウトサイダー研究を目指したものである。 に立たざるを得なかった状況を究明しようとしたものであり、教 本稿は、時の教政の中心となった理念との関係で、教団の周縁 それまでの管長中心の教団体制に代えて、大教会所神前奉仕を仰

思想と行動のあり方のなかに明らかにすべく検討を試みた。 思想的な意義ないし役割を、昭和九年十年事件を契機とした彼の 彼の位置付けられ方に注目し、その<円外>に込められた信仰的 動に焦点をあてた。とくに、教団内における<円外>者としての 今回は、その研究方法の一つとして、山下鏡影個人の思想と行

されていたということであった。 問題性を一層きわやかにすべく周縁者としての思想的役割が担わ られていた、ということであった。同時に、<円外>には、その 長との人格的な相対関係には、信仰とは遊離した問題性が見据え 中心的な理念となった教団と金光家との関係や、神前奉仕者と管 そとで浮上した課題は、<円外>の信仰的意義として、事件の

昭和一〇~一六年における

高橋内局の問

手続関係の自由性を視点として!

西 川

昭和九・十年事件後成立した高橋正雄内局の基本的な課題は、 太(助手)

> ぐことを根本とする教団体制を形成することにあった。本稿では、 た手続関係に焦点を当てて、内局が形成しようとした教団体制の 髙橋内局が新たな教団体制を形成する際に、その基本的支柱とし

問題点を考察した。

続を通して大教会所神前奉仕を仰ぐという教団体制を構想してい るが、次第に、その信仰論を教団体制論の中心へと持ち込み、手 当初は、手続関係は取次関係において生まれると信仰的におさえ (一二年)、手続明徴運動(一三年)という歴史過程において、 内局は、御奉仕神習会(一一年)、国民精神総動員運動の展開

という性質に変質していったことを示している。 まれていくものであるという性質から、教団の管理・運営の道具 この歴史過程は、手続関係が、信仰授受過程において自由に生 くことになる。

今後の課題を明らかにするために

加 藤 道 善(助手)

っての研究成果をとりまとめつつ、研究課題の確認を行った。 本稿では、これまで三年間にすすめてきた戦後の教団史に関わ

(3621)

委譲するという教監責任制は、統理者への教務責任の波及に対す現して行くなかで、教団の統理責任を、教監の職務権限のなかへの教規改正時において、大教会所神前奉仕者=管長の一元化を実責任の明確化を意図した教監責任制が確立されたが、昭和十六年責任の明確化を意図した教監責任制が確立されたが、昭和十六年書件の収拾過程において、管長権の縮小化と教務

る懸念からのものであるとの再解釈がなされた。

への翼賛補弼の任を与力的に担ってきた従来のあり方は、

公布教

こうした教規改正にともなって、

支部体制が議会とともに管長

このような炎症責任制の変遷過程の意味という気に見つの、友図られねばならなかった。図られねばならなかった。との責任意識においても変革が格への移行という施策によって、その責任意識においても変革がに関する事務手続の本部への一本化、口各教会所私財の公的法人

意識の変遷せしめられてくる過程をあとづけようと試みた。部体制の実態という側面から、戦後の教団動向にまで及ぶ「責任」とのような教監責任制の変遷過程の意味という点に関わり、支

取次」展開の史観で整序し、その中に収斂させている。そこでは地に布教した「出社」を、その信仰世界の一部分の表象である「五・六号)における「出社」の見方は、教祖の信仰世界を信じ各

本高では、このような問題繁徴の下こ、飲且の側からみて「出ギーによる、さまざまな布教のあり方が捨象されざるを得ない。「出社」を固定的に捉え、「出社」独自の信仰ないし布教エネル

方と、笠岡出社である斎藤重右衛門のそれとの違いや共通性を引方法は『お知らせ事覚帳』にみられる教祖の道伝えに対するありることにより、「出社」の幅広い意義を究明しようとした。その本稿では、このような問題意識の下に、教祖の側からみた「出土」の側からみた「出土」のは、このような問題意識の下に、教祖の側からみた「出土」に、これである斎藤重右衛門のそれとの違いや共通性を引力法といる。

究明して行きたいと願っている。ざまな「出社」の布教エネルギーを支えるものは何であったかをざまな「出社」の布教エネルギーを支えるものは何であったかを

き出すことをもってした。

出社についての一素描

坂隆雄(助手)

上

橋本真雄「出社の成立とその展開」(紀要『金光教学』第四・

た。

として提出した。なお、これは、教学叢書第2巻として刊行され金光大神の一生を書き下ろした「金光教祖の生涯」を研究報告

○瀬戸美喜雄

(第一部所員)

0

(3622)

〇早川公明 (第一部所員) 「金光大神事蹟集」の作成・編集作業に従った。

光昭 (第二部助手)

昭和五十五年度は左記の業務に従事した。

一、神徳書院資料目録作成・複写・製本作業

二、高橋正雄師関係資料の整理・分類項目作成

図書・資料の整理技術の開発作業

(1)図書用パンチカード設計 **ロコンピューターについての学習**

〇石野千秋 (第二部助手)

昭和五十五年七月以降左記の業務に従事した。

一、布教史資料、その他諸資料の複写・製本作業

三 二、高橋正雄師関係資料の複写・整理作業 図書・資料の整理技術の開発作業

(1)図書用パンチカードの設計

四 儀式関係資料年表作成のための基礎作業(文献解題・講読) ロコンピューターについての学習

○藤尾節昭 (第三部所員)

昭和五十五年度は左記の業務に従事した。

二、布教史資料の分類目録作成

神徳書院資料目録作成・複写・製本並びに分類項目作成

四、図書・資料の整理技術の開発作業 三、高橋正雄師関係資料の分類目録作成

○治郎丸あかり(第三部助手) 昭和五十五年十一月以降左記の業務に従事した。

記

一、布教史資料その他諸資料の複写・製本作業

図書の整理・保管

(3623)

紀要掲載論文検討会記録要旨

一日、その第十二回の検討会を開催した。掲載論文検討会を開催してきている。去る昭和五十五年十二月十本所では、その研究内容、方法および成果などについて、紀要

以下にその検討の概要を掲げる。

以下にその検討の概要を掲げる。

以下にその検討の概要を掲げる。

(司会)、八坂朋道(記録)であった。 (司会)、八坂朋道(記録)であった。 内田守昌(前研究所長)、金光寿一(船橋・副教会長)、津田貴雄(尼崎・内田守昌(前研究所長)、金光寿一(船橋・副教会長)、津田貴雄(尼崎・内田守昌(前研究所長)、金光寿一(船橋・副教会長)、津田貴雄(尼崎・京原理科大助教授)、

収されていくと押えられている。しかし、「神が一切」の世界に

結論的には「神が一切」であり、神の側にすべてが抱合、

吸

岩本論文

百年経つうちに、我々のところでも教祖時代そのままに存在する○ 我々は、教祖のところでの生きた神、つまり天地金乃神が、

なければ、教学の主体性は確立されていかないのではないか。なければ、教学の主体性は確立されていかないのではないか。をうした現状認識神であるかのように考えてきたところがある。そうした現状認識やであるかのように考えてきたところがある。そうした現状認識やであるかのように考えても、なが出みを見極める視点が揺れ動いていることと関係しているのではないか。教学として研究していく場合には、金光大神の信のではないか。教学として研究していく場合には、金光大神の信のではないか。教学として研究していく場合には、金光大神の信のではないか。教学として研究していく場合には、金光大神の信のではないか。教学として研究していく場合には、金光大神の信のではないか。教学として研究していく場合には、金光大神の信のではないか。教学として研究しているととと関係しているのではないか。教学として研究しているとと関係しているのではないか。教学として研究しているのではないか。を対しているのではないか。教学として研究しているのある。そうした現状認識神であるかのように考えていかというない。

に人間の側では神に対する受けとめ方は変わるし、それによって金乃神の実体・働きが変動するとはどういうことなのか。たしか○ 金光大神の信心、神号が変遷していくことはわかるが、天地

ことなのか、という重要な問題が問い落とされてはならない。存在であるか、そのような人間が救われて神になるとはどういう入る前段階の問題、つまり人間はいかに助からない実態をもった

て変わらないのではないか。神の働きの現れは違ってくるだろうが、神そのものは終始一貫し

森川論文

○ 女性を「死」にシンボライズさせた視点は、新しくユニーク ○ 女性を「死」にシンボライズさせた視点は、新しくユニーク である。しかし、とせが「神になる」ことが、「死」の問題と女 である。しかし、とせが「神になる」ことが、「死」の問題と女 である。しかし、とせが「神になる」ことが、「死」の問題と女 である。しかし、とせが「神になる」ことが、「死」の問題と女 である。しかし、とせが「神になる」ことが、「死」の問題と女

○ という点をさらに追究してほしい。○ とは理解できるけれども、男の神と女の神とは何がどう違うのか。とは理解できるけれども、男の神と女の神とは何がどう違うのか。

日常世界の接点」、「神界と人界の重なる部分」と位置づけてい神前撤去した際、とせが教えを説いた「中の間」を「神の世界として錯綜したモチーフとなっており、両者の関係が理解しにくい。また特に生活者としての側面に関わっての問題だが、金光大神がまた特に生活者としての側面に関わっての問題だが、金光大神がまた特に生活者としての側面に関わっての問題だが、金光大神がまたり、生活者として提えることと、生活者の世界の接点」、「神界と人界の重なる部分」と位置づけている。

はそり点がらまりて団式化、単屯化されたぎで感がらる。活者としての側面 ――をどう見ているかが問題となるが、論文でてとが可能かどうか。またその場合、筆者が女性の日常性 ――生るが、「中の間」をはたしてそのような二分法的な概念で押える

人保田論文
 人保田論文
 人保田論文
 人保田論文
 人保田論文
 人保田論文
 人場合、ある特定の時代状況の中での教義化に関するものだけをく場合、ある特定の時代状況の中での教義化に関するものだけを切り取った形で批判を加えるのでは足りない。高橋正雄が時代背切り取った形で批判を加えるのでは足りない。高橋正雄が時代背切り取った形で批判を加えるのでは足りない。高橋正雄が時代背要とすることでもある。そのためには、例えば高橋個人に止まらず、当時の教団状況における青年の位置についても考えられねばならない。その際、青年は教政当局者にとっては、人材育成という観点から重要な意味があったと思われるし、また広くは、明治ならない。その際、青年は教政当局者にとっては、人材育成という観点から重要な意味があったと思われるし、また広くは、明治ならない。その際、青年は教政当局者にとっては、人材育成という観点から重要な意味があったと思われるし、また広くは、明治ならない。その時代の思想を反映した行動様式、思考様式を見ばならない。その時代の思想を反映した行動様式、思考様式を見ばならない。その時代の思想を反映した行動様式、思考様式を見ばならない。その時代の思想を反映した行動様式、思考様式を見ばならない。その時代の思想を反映した行動様式、思考様式を見ばならない。その時代の思想を反映した行動様式、思考様式を見ばならない。その時代の思想を反映した行動様式、思考様式を見ないる。

高橋正雄という一人の宗教的人格が通った道、歴史状況、

う。

自身が担わされた問題を見る視点が、教団史研究の場合、特に重自身が担わされた問題を見る視点が、教団史研究の場合、特に重して、その人の世界に深く入っていくことがまず大切で、そこから問題を把握してきて、それをさらに自分の教学の所で問題にしていくことが必要ではないか。我々が新たな歴史状況において、何かを試みようとして、我々自身の実存的な状況と高橋が立っていたま存的状況とを照らし合わせようとするとき、高橋にとって真た実存的状況とを照らし合わせようとするとき、高橋にとって真に壁であったものは何かが見えてこなければ、我々自身の壁も容に壁であったものは何かが見えてこなければ、我々自身の壁も容に壁であったものは何かが見えてこなければ、我々自身の壁も容に壁であったものは何かが見えてこなければ、我々自身の壁も容に壁であったものは何かが見えてこなければ、我々自身の壁も容に壁である。

ある。

○ 「新光」グループとは何であったのかが見えてとないのではないか。
 ○ 「新光」グループに、主たる教義形成の一つのタイプを見よら輩出された布教者群はかなりの数を示している。彼らの活動をら輩出された布教者群はかなりの数を示している。彼らの活動をら輩出された布教者群はかなりの数を示している。彼らの活動をら輩出された布教者群はかなりの数を示している。彼らの活動をら輩出された布教者群はかなりの数を示しているが、一方、同時代人として「大阪青年会」、「藤蔭づループとは何であったのかが見えてとないのではないか。

たか。

が可能だったのであり、信仰の授受関係が成立したのではなかっ

ある信心段階やある特殊な状況における救済観なのか、が問題で内信心による救済は金光大神の究極的な救済観なのか、それとも、に新しい手がかりを与えることとなろう。それと関わっていえば、

救済に関わる根源的な場があったからとそ、内信心による人助けた意味が問えなくなるのではないか。さらには、結界取次という内信心に力点が置かれすぎると、金光大神が生涯結界に座り切っ信心の自立が求められている今日、タイムリーな課題ではあるが、信心の自立が求められている今日、タイムリーな課題ではあるが、

い。したがって、内信心による救済を考えるときには、救われがい。したがって、内信心による救済観では、現代に力を持たなであるという人間観を抜きにした救済観では、現代に力を持たなであるという人間観を抜きにした救済観では、現代に力を持たなであるという人間観を抜きにした救済観では、現代に力を持たなであるという人間観を抜きにした救済観では、現代に力を持たなであるという人間観を抜きにした救済観では、現代に力を持たない。したがって、内信心による救済を考えるときには、救われがいるという人間観を抜きには、救われがいるという人間観を抜きには、救われがいるしたがって、内信心による救済を考えるときには、救われがいるしたがって、内信心による救済を考えるときには、救われがいるしたがって、内信心による救済を考えるときには、救われがいるしたがって、内信心による救済を考えるときには、救われがいるしたがって、内信心による救済を考えるときには、救われがいるしたがって、内信心による救済を考えるときには、救われがいるという人間観を持ちました。

もっと内容的に描かれれば、今日求められている教会論、布教論参拝信心から内信心が説かれてくる必然性や両者間の緊張関係が〇 内信心と参拝信心とがワンセットだとして捉えられているが、

う関係構造になっているのかが、いっそう追究されるべき問題で

たい人間が救われていくプロセスを丁寧に見ていくことが要る。

「神になる」ことと人間の「心の改まり」とが、どうい

例えば、

高橋論文

あろう。

山根論文

○ 冒頭に「本教成立過程が必ずしも純粋な形態」を今日どう考えていくことができるのか。
 これてきていない」とあり、その「純粋な形態」がすぐ後で「道されてきていない」とあり、その「純粋な形態」がすぐ後で「道されてきているが、この「純粋な形態」やありうるべき本教組織化の形態を、どういう形で導き出し、発見していこうとするのか。さらには今日、宗教法人法という国家の一つの宗教制度のもとに本教は存在するわけだが、そうした時にこの「純粋な形態」を今日どう考えていくことができるのか。

○ 「『本源性』や『固有性』は長い歴史過程を経て発見されている「講社の設立」以後の歴史がある。そう考えたとき、「本れている「講社の設立」以後の歴史がある。そう考えたとき、「本れている「講社の設立」以後の歴史がある。そう考えたとき、「本れている「講社の設立」以後の歴史がある。そう考えたとき、「本れている「講社の設立」以後の歴史がある。そう考えたとき、「本れている「講社の設立」以後の歴史がある。そう考えたとき、「本れている「講社の設立」以後の歴史がある。

検討会において提起された、教学研究全体にかかわる問題指摘を以上が、各論文についての批判検討の概要である。次に今回の

 ○ 今日の数学研究においては、民俗学、歴史学等、他学問の成 果援用による研究というスタイルが見受けられるが、それでは、 まだ金光教学は金光教の学問にはなっておらず、自立した教学と は言えないのではないか。他学問を批判することが可能となるた めには、研究者の信仰エネルギーの低迷、研究の主体性の希薄、 視野の狭さなどの問題が克服されていかねばならない。
 () 論文の体裁に関してだが、注釈と本文との距離が遠く、読む 側からすれば、大変手間がかかる。本文を読みながら注釈をひも とくと、本文の文調にすぐに乗り切れないところがあり、中断し とくと、本文の文調にすぐに乗りがれるが、ころがあり、中断し とくと、本文の文調にすぐに乗り切れないところがあり、中断し とくと、本文の文調にすぐに乗りない。

教学研究会記録要旨

意義―」というテーマのもとに、第二十一回教学研究会を開催し意義―」というテーマのもとに、第二十一回教学研究会を開催し会場として、「教団史研究の視角と課題―九・十年事件の歴史的紹和五十五年七月十・十一・十二日の三日間、玉水教会控所を

一昨年来、本所では、これまで設定してきた研究領域とその方標正準述)をテキストとし、討議を通じて、数団史の全体像把握の形成期以来の積年の問題がこの事態の中に顕在化していること、また、事件収拾の歩みが、今年度の研究会は、そうした自己検討の一様討を加えてきたが、今年度の研究会は、そうした自己検討の一様可能が、中心的課題であるといるるとの確認に立って、諸活動に法論に自己検討を加える必要があるとの確認に立って、諸活動に法論に自己検討を加える必要があるとの確認に立って、諸活動に法論に自己検討を加える必要があるとの確認に立って、諸活動に法論に自己検討を加える必要があるとの確認に立って、諸活動に法論によって、中心的課題であるといるるとの確認によって、時に教団史研究についての新たな研究視点、課題、方環として、中心的課題であるといる。これを可能が表現してきた研究領域とその方は論には、本所では、これまで設定してきた研究領域とその方は論には、本所では、これまで設定してきた研究領域とその方である。

以下に記す要旨は、テーマに迫り得るようテキストについての

願って開催した。

要約、整理したものである。解題発表と、課題発表、および討議内容を、

なお、出席者は次のとおりであった。

井記念雄(布教課長)、井手美知雄(布教課主査)、所外―姫野教善(北九州大―学界関係者)、 内田守昌(前研究所長)、

所内—本所職員、嘱託

<テキスト解題>

保田紘二

事件のもたらす今日的な問題性を以下の三点に分けて概括的に述表線上にあると位置づけ、今日的な教団体制の問題性を浮上せした。この発表では、今日の教団体制を入って概括のに述事件の歴史的相対化を試みる。右の観点からテキストを検討するとき、まず、それが事件の背後に潜む歴史的な実態を持象し、ある視点にもとづいて整序されたものであるというテキストの性格が指摘できる。このことは、「生神金光大神取次の道の自覚」という高橋正雄の視点に立脚して、事件以後の教団体制を合理的に解釈しているところにも窺うことができる。このような整序されたストーリー性を持つテキストの性格を踏まえて、問題を管理的に解釈しているところにも関系に対して概括的に述る整序されたストーリー性を持つテキストの性格を踏まえて、問題を検討するという高橋正雄の視点に立めて、当時の歴史実態・様相を通覧しつつ、問題と表示という。

本所の責任において、

2

教務体制の問題

――教務の主体性喪失

① 歴史解釈の問題――教祖と教団史との連続性

べる。

ざるを得ず、教団の未来を切り開く具体的な構想は造出されにく 教務や教政の歩みの底に潜む具体的で現実的な問題性が濾過され な問題も未消化のままに歴史解釈がなされていくこととなる。 省をはじめとする国家権力の介入を受けざるを得なかった現実的 決のままに、信心の自覚ということで整序される。さらに、文部 側のそれとが双方歩み寄り難い様相を呈した問題性なども、 主たる課題となる。そこでは、例えば、管長側の組織理念と盟約 が向かず、組織理念と教祖との連続関係をめぐる正当性の問題が 続的契機を重視し過ぎると、組織が解決すべき現実的な問題に眼 に自ら覆いをかぶせる結果となる。つまり、教祖と教団史との連 るという危機的な認識がないと、歴史が遺した組織や人間の問題 い。むしろ逆に、教祖と教団史とはもともと非連続的なものであ 問題がある。教祖との連続性を視点にして教団史を解釈すると、 団史の歩みを正当化、整序化する方向に偏って想定されるという る限り自然なあり方である。しかし、その連続性なるものが、教 教団史と教祖との連続性を常に求めていくことは、信仰者であ 未解

の関係で設けられたものであり、国家から教団の統理権を委任さ現在も教団体制のなかにある教監責任制という制度は、国家と

はないか。

裁定という重要な信仰内容に、たとえ補佐の形であるにせよ組織義の正否を裁定する」というものが含まれているのである。教義う」というととになるが、その際、教主の統理事項の中には「教限は、「教主を補佐して、教務を総理し、全教に対して責任を負限は、「教主を補佐して、教務を総理し、全教に対して責任を負限は、「教主を補佐して、教務を総理し、全教に対して責任を負限は、「教主を補充して、教主を持た。」

元で運営されることの弊害を本教が知ったことであると評価し、念が明確にされなければ信仰の主体性が問われることとなる。また、逆に教務の側からみても、その実体が問われずに、単にまた、逆に教務は現実的な力を持ち得ず、ひいては教団の改革をという名のもとにかえって不問に付されることとなる。現実的ならば、そこでの教務における責任の所在は曖昧になる。現実的ならば、そこでの教務における責任の所在は曖昧になる。現実的ならば、そこでの教務における責任の所在は曖昧になる。現実的ならば、そこでの教務における責任の所在は曖昧になる。現実的な事性進させることのできない要因となっているのではないか。ある学者は、九・十年事件の最大の成果は、信仰と組織理念が別の次挙者は、九・十年事件の最大の成果は、信仰と組織理念が別の次挙者は、九・十年事件の最大の成果は、信仰と組織理念が別の次挙者は、九・十年事件の最大の成果は、信仰と組織理念が別の次挙者は、九・十年事件の最大の成果は、信仰と組織理念が別の次挙を関与していることを対象が関係にあると評価し、

妥協を許さない関係理念を確立していくことこそが、必要なので

しかし、むしろ宗教教団においては、信仰と組織とが安易な

永遠的な教団改革運動が本教の中に展開されていると指摘してい

主体性をめぐって新たに検討を加えねばならない課題であろう。制との無媒介的な関係を軸とした教団体制は、信仰と組織双方のこのような観点からすると、現在のような教主統理と教監責任

教義形成の問題――教政教義の絶対性

を放して」の解釈にもとづいた「取次」教義は、歴史的な教政動向や管長問題との関係で形成された教義でもある。それは、本教 あり得ない。テキストでは、教政動向のなかで生まれた「取次」 教義に、現実の教団営為の全てが収斂されて解釈されており、そ の教義がある意味では絶対的なものとして位置づけられている。 しかし、教政教義というものは、時代状況や教政動向の制約のも とで作られざるを得ず、可変性がある点を顧慮することが要る。 テキストでは「取次」教義が本教教義を集約しており、しかも歴 史を超えたものであるとみなされている。この見方は、教義形成 史を超えたものであるとみなされている。この見方は、教義形成 でを超えたものであるとみなされている。 にもとづく教団改革の可能性にとって弱点となっているのではないか。

し制度が一枚岩的なものとして評価されている点に今一度吟味をな問いとして問われねばならない。その問いは、信心と組織ないためて昭和九・十年事件とは教団にとって何であったのかが大き以上、テキスト解題から三点の問題性が指摘されようが、あら

を模索して行く。

権力の宗教団体への間接統制の役割を担った管長制度の基本的性

戦前における天皇制国家の宗教統制政策を検討するとき、国家

とづいて絶対化していくあり方も、教団における教義形成の問題件の成果である教主統理という制度的な問題を「立教神伝」にもいくなかで求められねばならない問題であろう。さらには、該事加え、そこから双方の主体性を確保する新たな関係理念を問うて

として問われることが要るであろう。

<課題発表 Ⅰ>

国家と本教

十年事件の歴史的役割 ―― 天皇制国家の宗教統制政策と昭和九

坂本忠次

政策史の検討を通して、九・十年事件以後の教団が持つべき視座とれらの問題を明治期から敗戦に至るまでの国家による宗教統制問題をどのように位置づけるかという点の二つの視角を設定し、て明確化したのかという点、いま一つは教団体制における統理のて明確というに位置づけるかという点の二つの視角を設定し、九・十年事件を国家権力との関係で検討するという立場から、九・十年事件を国家権力との関係で検討するという立場から、

れる。

形でしか布教できないことを意味し、布教すればするほど国家の形でしか布教できないことを意味し、布教すればするほど国家のということは、同時に国家権力より委任された事務を執るというということは、同時に国家権力より委任された事務を執るというということは、同時に国家権力より委任された事務を執るというということは、同時に国家権力より委任された事務を執るというということは、同時に国家権力より委任された事務を執るというということは、同時に国家権力より委任された事務を執るというということは、同時に国家権力より委任された事務を執るというということは、同時に国家権力より委任された事務を執るというということは、同時に国家権力より委任された事務を執るというとは、同時に国家権力より委任された事務を執るというということは、同時に国家権力より委任された事務を執るというということは、同時に国家権力より委任されて事務を執った。管長制度は、明治十七年の「太政官権権を検討する必要がある。管長制度は、明治十七年の「太政官権権を検討する必要がある。管長制度は、明治十七年の「太政官権権を持つないる。

に組み入れることを容易にしたのである。

この問題を教義的な問題として検討すれば、

高橋正雄に代表さ

的に、この教団体制は国家の側からすれば、本教を統制政策の下

政策に従わざるを得ないこととなる。

に協力しやすい体制となったということがいえる。そして、結果奉仕者が教団統理者となることによって解消し、教団は戦争政策仰的権威である神前奉仕者との二元的な教団体制の矛盾を、神前ら教団の統理権を委任されていた政治的権威としての管長と、信

とは、高橋正雄が「立教神伝」の解釈から見出した「無私無欲」の思想に直結していったという点を指摘できよう。『概説金光教の思想に直結していったという点を指摘できよう。『概説金光教れる「無私無欲」の信仰理念が、国家のために無一物になるといれる「無私無欲」の信仰理念が、国家のために無一物になるといれる「無私無欲」の信仰理念が、国家のために無一物になるといれる「無私無欲」の信仰理念が、国家のために無一物になるといれる「無私無欲」の信仰理念が、国家のために無一物になるといれる「無私無欲」の信仰理念が、国家のために無一物になるといれる「無私無欲」の信仰理念が、国家のために無一物になるといる。

仰理念は、管長による教団財の私有化問題を批判する根拠として

の信仰理念であるとしている。

しかし、高橋正雄におけるとの信

の意義はあるとしても、国家のために「無私無欲」であろうとし

よって、国家権力に容易に収斂されていった問題性として押えらた管長制度に対する認識において、楽観的なものであったことににおける「無私無欲」の信仰理念が、国家の宗教統制を背景としにおける「無私無欲」の信仰理念が、国家の宗教統制を背景としたという、その権力認識の面において、それが果たして本教の独たという、その権力認識の面において、それが果たして本教の独

最後に、今後の教団史研究の展望を求めるについて、この事件

ろう。 団を組織する以上、教祖のもつ一種の理想社会論のような教団論 徒達が教団の民主化に一定の役割を果したことを踏まえれば、 る議会が、お互いにチェック・アンド・バランスの機能を保ちな う事実を踏まえて、人が助かるための教団組織を考えねばならな がら教団の均衡を保ち、同時に教団の民主化を形成することによ 史的には、国家の宗教統制政策の下で、神前奉仕者が教団統理者 って、教団が容易に国家権力に妥協しない機構を構成すべきであ の教務の代表者である教監、そして国家でいえば立法機関にあた い。教団統理の面からいえば、神前奉仕者とそのお世話係として に一元化したために、国家権力に矛盾なく収斂されていったとい そこから、教務の主体性とか独自性の問題が生起してくるが、歴 れは結局人が助かるための組織であると位置づけたものである。 全ならしめるためのお世話係的役割を担う組織が教団であり、そ る。この論理は、取次を人が助かる根本原理とし、その働きを十 とれは、教祖の取次の下に集まる人達のために必要となったお世 話係の働きを担うものが、教務・教政者であるとする考え方であ 高橋正雄においては、教団教務お世話係論として展開されている。 という教団論の構築の問題を考える必要があろう。との問題は、 から何を学ぶのかという点については、人の助かる教団とは何か つまり、 九·十年事件当時、 教内の各種団体、各教会、信

能を果しながら教団が運営されていくべきであると考えられよるとすれば、各信仰者が互いにチェック・アンド・バランスの機が今後構築されなければならず、それが一種の相対的な機構であ

<課題発表 Ⅱ>

う。

教団の近代化と九・十年事件

佐藤光

俊

本教の、「昭和九・十年事件」に至る歴史を、本教における近代化の過程として捉えるとすれば、その近代化の歩みを担ってきた人々が克服すべき対象とした、いわば「前近代」なるものが何であったかという、近代化の内実に関わる問いが問われざるを得であったかという、近代化の内実に関わる問いが問われざるを得であったかという、近代化の内実に関わる問いが問われざるを得であったかという、近代化の過程とその意味が明らかとなるのではないかと思われる。本教は、明治三十三年、神道本局の拘束下から脱して、独立教本教は、明治三十三年、神道本局の拘束下から脱して、独立教本教は、明治三十三年、神道本局の拘束下から脱して、独立教本教は、明治三十三年、神道本局の拘束下から脱して、独立教本教は、明治三十三年、神道本局の拘束下から脱して、独立教本教は、明治三十三年、神道本局の拘束下から脱して、独立教育といる。

制度と制度運用の実態との間に懸隔を生じた。この事態がのちに、管長権に集約される一元的な治教体制を確立した。この体じて、管長権に集約される一元的な治教体制を確立した。この体じて、管長権に集約される一元的な治教体制を確立した。この体じて、管長権に集約される一元的な治教体制を確立した。この体で、管長権に集約される一元的な治教体制を確立した。この体で、管長相関を計算を表表を表表を表示という呼称を設けて、国家から要請された制度としての「管長」に教内的意味、信仰の立場からの意味を付与することで、管長制度を矛盾なく受け入れた。しかし、この様な治教体制も、副管長度を矛盾なく受け入れた。しかし、この様な治教体制を確立した。この体別が副管長をも兼ねるところとなって、管長、兼大教会長、大教主、一一副管長(兼、副教会長)の職責が二分化される結果となる。そして、教団統理の権力と信仰的な信望とが二分されたことによって、教団統理の権力と信仰的な信望とが二分される結果となる。そして、教団統理の権力と信仰的な信望とが二分される結果となる。そして、教団統理の権力と信仰的な信望とが二分される結果となる。そして、教団統理の権力と信仰的な信望とが二分される出来となる。そして、管長権に集約される一元的な治教体制を確立した。この体制では、国家に対して、管長権に関する。

に表象される実体はなく、たとえば本部関係の動産、不動産の大設立されたのが、維持財団である。当時は、教団という概念の下定の世襲化を条件にその提供を受けるが、その維持管理のために境内地内の管長個人名義の土地不動産の提供を求め、管長襲職規境の地内の管長個人名義の土地不動産の提供を求め、管長襲職規

言う「二元の存在」「二元の形態」である。

れていたのである。

とうした教団状況の中で、教政の側は、教祖三十年祭を迎える

しかも事実そのようなものとして管長権が国家から認められ、保部分は、教祖以来の家督を相続した管長の個人名義のものであり、

護、特典が与えられていたのである。

光萩雄を推戴し、副管長に金光金吉、副教会長には金光攝胤を任

所有が、本来的でないもの、つまり克服されるべきものと見做さ所有が、本来的でないもの、つまり克服されるべきものと見做さればならなかった。そこでは、管長の個人名義による教団財産のお付にあってはさまざまな情実も一定の意味を持ったが、新たな世代にあってはさまざまな情実も一定の意味を持ったが、新たな世代にあってはさまざまな情実も一定の意味を持ったが、新たな世代にあってはさまざまな情実も一定の意味を持ったが、新たな世代にあってはさまざまな情実も一定の意味を持ったが、新たなはだによる信心継承という契機の中でそれらは意味を失って行かはならなかった。そこでは、管長の個人名義による教団財産のから自立しての教団が、管長個人ところが、こうした中で、組織体制としての教団が、管長個人ところが、本来的でないもの、つまり克服されるべきものと見做さ

位置づけられた、大教主=管長の一元体制の意義を否定する一連 (ている。これらは、直信達によって、教師の首班、教義の模範と 3633)の問題では、管長の統理権の不履行が指摘される事態をも招来し

題化などにも看取され、さらには、教祖奥城改修、金之神社廃棄

た教会賦課金制度の問題化、大教会所浄財と本部予算の関係の問

とうした動きは、大正年間に至っては、会計制度の検討を通じ

教団」の克服とも言うべき志向を示している。の動きとして性格づけることができよう。その意味で、「直信の

ある。 に「取次」中心の教団体制を実現する動きを支えた教義的基盤で 教団におけるさまざまな情実的関係や不文律を問題化して、新た 抽象化された観念という性格のものであった。このような見地が、 に基づけられるべきものと説かれていることから言えば、それは ては神聖なものとの絶対的な位置を得、逆にあらゆる現実はそれ ある。そこでは、取次は歴史に対しては永遠であり、社会に対し 後の出来事としての教団に批判を加え、そのあり方を説いたので 切の原因を見て、この原因からあらゆる結果、つまり、教祖帰幽 神伝において神から寄託された「取次」の中に、教祖の信仰の一 ている教団体制に批判を加え、取次の神聖不可侵を説いた。立教 を教団論にまで展開して、管長の統理の下で副管長が取次に従っ 教義と、「死んだと思うて欲を放して」の解釈としての無私無欲 神伝における教祖であった。高橋正雄は、教祖の信仰の核心を、 立教神伝の「取次助けてやってくれ」との内容に見、その取次の の御神宣には教祖御一代の凡てが籠って居ります」という、立教 このような教団の第二世代による主張を支えた信仰とは、 ح

= 管長制度が、現実には管長―神前奉仕者という二元的体制としてうして、取次教義を背景とした教団近代化の歩みは、大教主

てはいないかと考えられる。

正教規において、教主統理に基づく一元的教団体制を確立すると前奉仕者の管長就任という形で克服し、やがて昭和二十九年の改て運用される中で、管長制度に現われた信仰実態との矛盾を、神

ととなる。

果学るに、九・十年事件を頂点とした近代化の歩みは、大教主要するに、九・十年事件を頂点とした近代化の歩みは、大教主要するに、近来管長に委任されてきた教団の実現の歩みであったと言えよう。その教団」の克服、取次教団の実現の歩みであったと言えよう。その教団」の克服、取次教団の実現の歩みであったと言えよう。その教団」の克服、取次教団の実現の歩みであったと言えよう。その教団」の克服、取次教団の実現の歩みであったと言えよう。その教団」の克服、取次教団の実現の歩みであったが、昭和十六年以後譲し管長の独断専行を防ぐ抑制措置であったが、昭和十六年以後をともに、従来管長に委任されてきた教団統理の権能を教監に委とともに、従来管長に委任されてきた教団統理の権能を教監に委とともに、従来管長に委任されてきた教団統理の権能を教監に委られてきたのである。現体制においては、教監による教務総理という、統理権の機能的分解が行われ、教団の民主的運営は実現さいう、統理権の機能的分解が行われ、教団の民主的運営は実現されたが、このことによって逆に統理主体の曖昧さを許す結果とないう、統理権の機能的分解が行われ、教団の民主的運営は実現されたが、このことによって逆に統理主体の曖昧さを許す結果とない方、統理権の機能的分解が行われ、教団の民主的運営は実現されたが、このことによって対した。

の課題は、この問題に関わって言えば、今日としてどこに、そし

< 計 議√

○久保田発表に関わって

○ テキストに見られる、高橋正雄の歴史観は、信仰的視点に立のけ方の問題ではないか。 のように連続、或いは、非連続させるかという二つの間の繋がりのように連続、或いは、非連続させるかという意見は、信仰的視点だけではとの事件を十分に理解、把握することはできないであ視点だけではとの事件を十分に理解、把握することはできないであればだけではとの事件を十分に理解、把握することはできないである方。その意味に組織は信仰に基づいてなされなければならぬ面もあろう。その意味に組織は信仰に基づいてなされなばならぬ面もあろう。その意味に組織は信仰に基づいてなされなばならぬ面もあろう。その意味で、本教における信仰と組織との問題は、高仰的視点に立のように連続、或いは、非連続させるかという二つの間の繋がりのつけ方の問題ではないか。

教団史は見えてこないのではないだろうか。つまり、教団史研究○ 教祖と我々、教祖と教団史の間に非連続を持ち込むのでは、伊えて表現したものが、時代状況や歴史状況が変化していくなか捉えて表現したものが、時代状況や歴史状況が変化していくなかなっての有効性がどうなっていったかということが問題なのである面を得ない。従って、連続性が問題なのではなく、連続性のある面をの実団としての教団である限りは、どこかに、求めていかざるをのつけ方の問題ではないか。

て、高橋正雄の表現した生神金光大神取次の道という連続性の表て何によって教祖との連続性を確認するのかということをめぐっ

○坂本発表に関わって

ととがもっと構造的に考えられねばならないのではないか。

のであり、当時の一般の人々における国家権力の認識と、そのパ○ 高橋正雄の国家権力に対する認識は、信仰的裏付けのあるも

(3635)

ターンは似ていても根拠は違っていよう。また、高橋正雄の「無

考えるのかの検討が必要ではないか。 で流れ込んで来ており、管長制度がない現在、 過渡的な考え方であろう。それにも拘らず、この論理が戦後にま 奉仕者を信仰の中心として仰いでいくために考えだされた非常に 務お世話係論である。とれは、管長制度下において大教会所神前 に「立教神伝」への回帰を促し、そこから出てきたものが教団教 られるのであろう。また、教団状況の中にある諸矛盾が高橋正雄 然ならしめるのであり、その意味において教祖との連続性が求め を信仰的にいかに克服するかという問題意識が教祖への回帰を必 有の論理が生じ、信仰理念と組織理念が矛盾してくる。その矛盾 ではないか。しかし、教団が組織され運営されるに従って組織特 仰内容とは、一応別の問題として考察することが必要であろう。 死んだと思うて欲を放して」で言われようとしている本来的な信 みという形になって現われたのであり、「立教神伝」における「 自分の信心として展開していった結果が、国家権力へののめりこ うて欲を放して」という「立教神伝」の信仰内容を、高橋正雄が 無私無欲」思想それ自体にあるのではない。むしろ「死んだと思 とする坂本発表は理解できる。しかし、問題は決して信仰的な「 私無欲」の信仰思想こそ本教が国家権力にのめりこむ要因である 教団における信仰理念と組織理念は同じく信仰に根差すべき お世話係論をどう

○佐藤発表に関わって

られるべきではないか。

として押えられているが、この問題は、次のような観点から押え

佐藤発表では、財の問題や血の問題を、前近的なものの克服

のように捉えてみると、九・十年事件とは、信仰の権威、金光教その意味では、金光教の意味世界が危機に瀕する体験をした。こ九・十年事件において教団は、信仰の権威が揺らぐ体験をし、

らないのであって、近代化という枠組で押えることはできないのあり方全体、教団組織の中での信仰のあり方にまで拡大して問わればならない事件であったと言えよう。それは同時に、教団組織の団の組織の中心がどこにあるべきかを中心的な課題として問わね団の組織の中心がどこにあるべきかを中心的な課題として問わね

ではないか。

団の運動が教団に胚胎していた習俗的価値を克服するものであっする試みであったと言える。したがって、九・十年事件以後の教に再び拘泥した。高橋正雄の教祖回帰とは、それをもう一度克服に再び拘泥した。高橋正雄の教祖回帰とは、それをもう一度克服に再び拘泥した。高橋正雄の教祖回帰と見た場合、それは、近代化といさらに、高橋正雄の教祖回帰を見た場合、それは、近代化といさらに、高橋正雄の教祖回帰を見た場合、それは、近代化とい

はないかの たとすれば、それは近代を超える運動として位置づけられるので

の方法を見出さねばならないであろう。 当時とは異なる歴史的社会的な状況のなかでの、 は うし、信仰状況、時代状況も異なるからである。つまり、歴史的 我々が、高橋正雄と同様に立教神伝を頂き得るかというと、それ 社会的時差があるという問題である。髙橋正雄の教祖回帰の方法 と同様の方法で教祖に回帰し得るか、ということが問題となる。 は疑問である。なぜならば、 って教祖に回帰するという方法であった。しかし我々も高橋正雄 当時の時代の制約下でなされたものであり、 高橋正雄の教祖回帰の仕方は、立教神伝を頂き切ることによ 高橋正雄と我々とでは信仰体験が違 新たな教祖回帰 我々にとっては、

○教祖回帰をめぐって

である。

れるに従って、教祖の信心のピントのずれが生じ、不純性曖昧性 化されて来ているのではないか。すなわち、歴史を経ることによ ものであり、さらには佐藤範雄、高橋正雄等の捉えたそれそれの 信心の観点が加わり、教祖の信心がある意味では不純化され曖昧 ざまな出来事や偶発的な要因、価値を上乗せしながら形成された 影してはいても、 教祖の信心に直信先覚諸師の信心が二重、三重と積み重ねら 現在の教団体制なり教義、殊に教説は教祖の信心の中身を投 同時にそれは、 教団の歴史の中で生起するさま

> にたどらなければならないという問題に直面しているということ 心によってどのように教祖回帰していくかという道を、それぞれ 或いは「取次」に回帰したかという問題であり、我々も我々の信 年事件当時高橋正雄がどのような信心によって、「立教神伝」、 主制の問題が提起されたのではないか。そとから、九・十年事件 解明のために高橋正雄の信心が問題になってきた。それは我々個 における教統と統理との間の矛盾の問題、或いは、教団体制の民 つつ信心を純粋化するところに、教祖との非連続の問題や教主制 が生じていると押えることができよう。このずれの問題を踏まえ 人個人の信心が問題になってきたのであり、換言すれば、九・十

した所にこそ、神が生まれるということがあったのであり、 てて周縁に立ったのであり、そのことによってはじめて神が生ま 的な信仰構造から外へ立つという積極的な営みとして捉えてみる 0 れたのである。つまり、既存の信仰構造なり社会構造からはみ出 に座ったことは、それまでの生活形式なり信仰形式をかなぐり捨 ととが要る。例えば、教祖が立教神伝を受けて家業をやめて広前 立教神伝中の「無私無欲」は、教祖がそれまでに属していた伝統 しても普遍化させたところに問題があったのではないか。そとで、 私無欲」として理念化されたが、その理念を教団組織や国家に対 高橋正雄における立教神伝を通じての教祖回帰志向は、

との

ことの中ではじめて教祖回帰の意味が見出されるということであえられるし、それは、混乱とかカオスの中へ自分が投げ込まれる造なり社会状況から足を踏み外すことによって帰り得るのだと考までの教団を補完するような帰り方ではなく、今日までの信仰構までかないか。この点を踏まえるとき、教祖へ帰る場合には、今日ような捉え方の中に教祖へ帰ることの意義を見ることができるのような捉え方の中に教祖へ帰ることの意義を見ることができるの

る。

○ 九・十年事件において、立教神伝では包み切れない内 のあとの動きを歴史的に見ると、取次を中心に据えたがゆえに信 を者を教会へ集めるととが中心的な営みとなり、取次が周縁性で のあとの動きを歴史的に見ると、取次を中心に据えたがゆえに信 を者を教会へ集めるととが中心的な営みとなり、取次が周縁性で のあとの動きを歴史的に見ると、取次を中心に据えたがゆえに信 団や信仰の中心に据えた動きそのものは評価できる。しかし、そ の可帰の仕方が、立教神伝へ帰るか、或いは立教神伝以外のと ころへ帰るのかという、その帰り方、場所によって、これまでの との回帰の仕方が、立教神伝へ帰るか、或いは立教神伝以外のと ころへ帰るのかという、その帰り方、場所によって、これまでの をつる。明治期の教祖の信仰は、立教神伝では包み切れない内 を対している。 の回帰の仕方が、立教神伝へ帰るか、或いにして「取次」を教 の回帰の仕方が、立教神伝へ帰るか、或いは立教神伝以外のと の回帰の仕方が、立教神伝へ帰るか、或いにして「取次」を教 のの回帰の仕方が、立教神伝を中心にして「取次」を教

う、今日における教祖回帰の仕方が模索されねばならない。

を構築するためにどのようにして教祖に帰らざるを得ないかといの原理は、今日としては応用不能であり、活動体としての教団像ている。その意味で、高橋正雄が教祖回帰から発見した教団統治

在理由が希薄となっており、活動体としての教団になり難くなっし、今日では教会布教が「取次」の中に閉じ込められ、教会の存人を助ける」という働き、つまり布教力が確保されていた。しか

○ 高橋正雄が九・十年件事当時に捉えた問題は、教団の信仰的○ 高橋正雄が九・十年件事当時に捉えた問題は、教団の信仰的

客観的な問題状況なり限界状況に立たされて、それを媒介にしてに帰って行こうとしたのか、或いは、現実に自分が置かれているあくまで根源的には一つのものの二相であるという意味が与えらあくまで根源的には一つのものの二相であるという意味が与えらあくまで根源的には一つのものの二相であるという意味が与えらいされている。仏教では往相と還相は全く別なものとしてではなく、出される。仏教では往相と還相は全く別なものとしてではなく、出される。仏教では往相と還相は全く別なものとしてではなく、出される。仏教では往相と還相は全く別なものとしてではなく、出される。

どういうことになるだろうか。

容があるが、そういう明治期の信仰内容をもって教団史を見たら、

史研究のうえでもこのような方法を適用し得ると思われる。例え

蓄積とその爆発という観点から検討する研究方法があるが、

社会科学では、ある事態が生起する必然性の証明を、

が、教団

に生起した信仰が現実の場面で自然に現われてきたのかが一つのたのか、或いは、たまたま教祖に帰り得たことにより、自身の中況に当てはめ、そこにある問題を解決するための手段的道具としう。また還相の面では、教祖に帰って摑んだ信仰を現実の教団状教祖へ遮二無二帰ってゆくという回帰であったのかが問題となろ

○教団史研究の方法、課題をめぐって

課題として考えられる。

○ 高橋正雄における教祖回帰の仕方そのものは問題ではなく、 過去において回帰した結果に我々も乗りかかり、これからもそと に乗りかかっていけるとしてきた教団の歴史なり教団状況とそが 問題なのではないか。これは、九・十年事件を分析する場合の研 完主体の課題、方法に関わる問題でもある。つまり、教祖への回 帰は、教学研究や教務教政、さらに信仰においても、回帰すると ころをどうしても求めざるを得ない状況の迫りや緊張のなかで促 ころをどうしても求めざるを得ない状況の迫りや緊張のなかで促 ころをどうしても求めざるを得ない状況の迫りや緊張のなかで促 ころをどうしても求めざるを得ない状況の迫りや緊張のなかで促 されるのである。九・十年事件を客観的に見ると確かにいろいろ されるのである。九・十年事件を客観的に見ると確かにいろいろ されるのである。九・十年事件を客観的に見ると確かにいろいろ されるのである。九・十年事件を客観的に見ると確かにいろいろ されるのである。九・十年事件を客観的に見ると確かにいろいろ されるのである。九・十年事件を客観的に見ると確かにいろいろ されるのである。九・十年事件を客観的に見ると確かにいろいろ されるのである。九・十年事件を客観的に見ると確かにいるいろいろ されるのである。九・十年事件を客観的に見ると確かにいろいろ されるのである。九・十年事件を客観的に見ると確かにいろいろ されるのである。九・十年事件を客観的に見ると確かにいるいろいろ されるのである。九・十年事件を客観的に見ると確かにいるいろいろ されるのである。カ・十年事件を客観的に見ると確かにいるいろいろ されるのである。カ・十年事件を客観的に見ると確かにいるいろいろ は問題が指摘でき、それを問題として押える必要はあろうが、そ な問題が指摘でき、それを問題として押える必要はある。のは問題ではなく、

するとき、歴史的社会科学的な観点に立てば、全教が文部省に陳本質と矛盾し、それがいわゆる「無礼」の実相として長期間にわたって蓄積され、そしてその浄化作用として矛盾が爆発するという様相を呈することとなった、と理解されよう。しかし、この場たって蓄積され、そしてその浄化作用として矛盾が爆発するという様相を呈することとなった、と理解されよう。しかし、この場たって蓄積され、そしてその浄化作用として矛盾が爆発するといた。不質と矛盾の基積を「無礼」の蓄積とする見方は、すでに歴史的社会、矛盾の蓄積され、そしては別の私有化的傾向は、九・十年事件の原因を見るとき、そこには財の私有化的傾向

歴史的社会科学的な見地と信仰的見地との両論の、学問的接近をこのように考えてみると、事件を見る方法論上の課題としては、

助かる」という高橋正雄の信仰的視点からの事件解決論は否定し

家権力の介入が事件解決の主要な要因であったと理解することが

情し請願書を提出するという国家権力への依存と、そしてその国

できる。しかし、この場合でも「取次のおかげ」、「道によって

よる戦争協力や戦後における戦争責任回避というマイナス面を見道」の自覚確立等というプラス面と、他方、国家権力への依存にの移行や本教信仰の本質の覚醒、すなわち「生神金光大神取次の

○ 九・十年事件においては、浄財の私有化的傾向から教団化どのように志向していくかということが重要な点となろう。

ることができる。この二面が事件後の本教体質を規定していると

かになるであろう。

がなるであろう。

がなるであろう。

がなるであろう。

がなるであるが、またとの事件が今後の本教にどのように活かされるが当的意義、またとの事件が今後の本教にどのように活かされるが当れば、それらを歴史的社会科学的に分析する必要があろう。そ

立って信仰の根源のところから問題にすべきである。
 立っていることを意味する周縁性の概念は、文明がいかに人間を点から、例えば金光教で国家を問題とする場合は、単に宗教にと点から、例えば金光教で国家を問題とする場合は、単に宗教にとに有する創唱宗教として、文明による人間呪縛批判の性格を本来的に有する創唱宗教として、文明による人間呪縛批判の性格を本来的なって信仰の根源のところから問題にすべきである。

観念的(ideological)な回帰に終始した。それが、今日において体制のいいのでは実存的(existential)に回帰しようとしたが、結局がら、個人的には実存的(existential)に回帰しようとしたが、結局がら、個人的には実存的(existential)に回帰しようとしたが、結局がら、個人的には実存的(existential)に回帰しようとしたが、結局がら、個人的には実存的(existential)に回帰しようとしたが、結局が、高いに対していると構造の周縁に立てられた「生神金ところが、数祖が亡くなると構造の周縁に立てられた「生神金ところが、数祖が亡くなると構造の周縁に立てられた「生神金ところが、数祖が亡くなると構造の周縁に立てられた「生神金ところが、数祖が亡くなると構造の周縁に立てられた「生神金ところが、数祖が亡くなると構造の周縁に立てられた「生神金ところが、数祖が亡くなると構造の周縁に立てられた「生神金ところが、数祖が亡くなると構造の周縁に立てられた「生神金ところが、数祖が亡くなると構造の周縁に立てられた「生神金ところが、対して体制

本教が現代社会の中において現代の人間の難儀に関わり、どうい題であり、この問いは我々自身にも投げかけられている。つまり、回帰したものが本当に教祖と同じ周縁性を実現できたかという問新しい歴史状況の中において信仰の危機を克服するために教祖へているのではないかという問題に繋がっていよう。この問題は、を維持、補完する形でしか教祖回帰が行われていないことになっ

捉えるについて重要な課題となろう。で規定している直信達の信仰を検討することが、九・十年事件をまた、構造の問題からすれば、教祖以後の教団をさまざまな意味すた、構造の問題からすれば、教祖以後の教団をさまざまな意味

いく勢いとのバランスが何らかの形で崩れた歴史的な出来事と捉が人間の立場から生まれるようになっていく勢いと、神が沈んで史過程であると押えられよう。とすれば、九・十年事件は、信仰すれば、教祖没後は出て来た神が太陽が沈むように沈んでいく歴

○ 教祖が現存した時期を神が世の中に出た歴史的な出来事だと

えられるのではないか。

う考え方を宿命的に持つこととなる。それでは、信徒の助かりと団はそれら信徒に対し教団の安定的維持のための信徒であるとい一つの成熟期を迎えるに伴って壇家組織などが形成され、それがえ方ができよう。どの教宗派においても教団が形成され、それがえ方ができよう。どの教宗派においても教団が形成され、それがえ方ができよう。どの教宗派において、信徒の復活の時という提

問題も提起された。その問題提起は、「立教神伝」を媒介とした

る。従ってこの事件は、本教における新たな信奉者への目が生まじく信奉者であると考えられていくような概念を形成したのであたためて事件の収拾過程で大きく意識され問題の焦点にすえられらためて事件の収拾過程で大きく意識され問題の焦点にすえられらためて事件の収拾過程で大きく意識され問題の焦点にすえられると、この事件は、信徒があ

か人間の助かりということが意識の中心からはずれていかざるを

れた最初の契機であったという捉え方ができるように思われる。

またそのあり方を見ていくなかで教祖と教団との連続、非連続のに、テーマに関わっての問題性を総括的に記すこととする。に、テーマに関わっての問題性を総括的に記すこととする。として認識してきた教団の歴史をつぶさに検討していくところに、その一つの特徴がある。すなわち、歴史上生起したそれぞれの出来事を通じて、どのように教祖が認識され、教祖像が形成されて来事を通じて、どのように教祖が認識され、教祖像が形成されて来事を通じて、どのように教祖が認識され、教祖像が形成されてを模索していくのが教団史研究である。今回は、その象徴的事例を模索していくのが教団史研究である。今回は、その象徴的事例を模索していくのが教団史研究である。今回は、その象徴的事例を模索していくなかで教祖と教団との連続、非連続の人工、課題発表、討議の内容についての要旨を記したが、最後以上、課題発表、討議の内容についての要旨を記したが、最後の大き、課題発表、対議の内容についての要旨を記したが、最後と

かった問題性に光をあてることができるのではないかという、教和との連続性という視点では、教団に胚胎する主要な問題性はお祖との連続性という視点では、教団との非連続な要素を措定することが要るということであった。しかし、教祖と教団との非連続な要素を措定することが要るということであった。しかし、教祖と教団との非連続な要素を措定することが要るということであった。しかし、教祖と教団との非連続な要素を措定することが要るということであった。しかし、教祖と教団との非連続な要素を措定することがあり、い統理をめぐる組織・制度の問題には言及し難いところがあり、い統理をめぐる組織・制度の問題には言及し難いところがあり、い統理をめぐる組織・制度の問題には言及し難いところがあり、い統理をめぐる組織・制度の問題には言及し難いところがあり、い統理をあぐる組織・制度の問題には言及し難いところがあり、い続理を持定するとのではないかという、教団に正治する主要な問題性は教祖との連続性という視点では、教団に胚胎する主要な問題性はないった問題性に光をあてることができるのではないかという、教のった問題性に光をあてることができるのではないかという、教のった問題性に光をあてることができるのではないかという、教祖との連続性というには、教祖との連続性という。

深く関わっているのではないか、ということが確認された。ま方に関わる事柄であり、研究課題の深化、進展も、そのことにき方に関わる事柄であり、研究課題の深化、進展も、そのことにき方に関わる事柄であり、研究連びかどのように成し得るかという諸問題が提起されたが、いずれにしても、教団の歴史を研究することは、現実の信仰状況をどう認識するかという研究主体の生ることは、現実のではないか、ということが確認された。

団史研究の方法、課題をめぐる基本的な問題が提起された。

彙報

---昭和五五・一・一~昭和五五・一二・三二 ---

昭和五十五年度の業務概要一六五頁	資料室一六七頁
第一部	研究発表会一六八頁
「金光大神事跡資料集」の編集一六五頁	教学研究会一六九頁
『金光大神覚』ゼミナール一六五頁	『教学叢書』の刊行一七〇頁
『お知らせ事覚帳』講読会一六六頁	『お知らせ事覚帳』資料検討会一七〇頁
金光大神に関する資料の収集・整理一六六頁	教学に関する懇談会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
小野家資料の整理一六六頁	各種会合への出席一七二頁
第二部	研究生の養成一七二頁
金光大神言行記録検討会一六六頁	評議員一七四頁
教義研究会一六六頁	嘱託•研究員一七五頁
第三部	学院生の研修・その他一七五頁
教団史資料講読会一六七頁	
文献講読会一六七頁	
布教史資料の収集一六七頁	
既存資料の整理一六七頁	

昭和五十五年度の業務概要

針に掲げて、諸業務を遂行してきている。 三部制を敷き、五十四年度からは以下の三点を運営上の主たる方本所は、教学研究機関としての基本的性格を明確にするべく、

義・方法論の明確化 とりわけ「研究」に関する目的・意

③本所ならびに教学研究の、今日の教団状況における役割の再確②教学研究の態度に関わっての、地道にして息の長い研究の推進

た願いが実現するようはかった。り一層厳しくするという点に留意しつつ、この三本の柱にうたっり一層厳しくするという点に留意しつつ、この三本の柱にうた。昭和五十五年度は、教学研究にとっての「学問的追究」姿勢をよ

極的に参与協力するなかで将来の研究、ひいては本所のあり方をよ最終稿の作成段階を迎えた典籍編集の事業に、本所としても積

イプ印刷に付すこととし、先ず一・二巻を作成した。 そのほか、資料については、資料室の発足以来、本所全資料の をのほか、資料については、資料室の発足以来、本所全資料の なお、教祖研究の構想をふくらませ、現存資料の確認を行うため なお、教祖研究の構想をふくらませ、現存資料の確認を行うため なお、教祖研究の構想をふくらませ、現存資料の確認を行うため なお、教祖研究の構想をふくらませ、現存資料の確認を行うため なお、教祖研究の構想をふくらませ、現存資料の確認を行うため なお、教祖研究の構想をふくらませ、現存資料の をのほか、資料については、資料室の発足以来、本所全資料の 検討せしめられるところがあった。

第一部

「金光大神事蹟資料集」の編集

教祖事蹟の抜き書き作業を行った。教内図書、新聞雑誌類のうち、神徳書院資料、教内図書の中から、刷に付した。その後、第三巻に収載予定されている神徳書院資料、昭和五十五年度は、『資料金光大神事蹟集』一・二巻をタイプ印

『金光大神覚』ゼミナール

一会うフネ賞』セミン・ノ

『金光大神覚』についての従来の研究成果を吸収し、

関係資料

いく、との趣旨のもとに十回実施した。その内容を収録し、漸次 の確認作業を行い、ゼミ形式で新たな問題点の発掘究明を行って

文字化をとりすすめている。

『お知らせ事覚帳』講読会

の内容的な比較検討を行い、問題点を抽出して記録に留めた。 通読を主たる願いとして、十六回実施した。『金光大神覚』と

金光大神に関する資料の収集・整理

(1)調査·収集

毛教会) 両氏他より資料聴取。 (5月7日)

「御神木」に関する調査。岡崎梅力(田尻教会)・徳永イト(熊

四古川治郎(五郎右衛門)の墓石および年譜調査。大谷寂光院の

裏山にて墓碑を写真撮影。(5月24日)

八教祖時代の農機具、生活用具に関する調査。岡山市竹原、三 |||島村八太郎に関する調査。五十井完氏 (犬島教会) より資料聴 徳園農業展示館を見学。(10月5日)

12月6日

(2)整理

撮影した写真を整理した。

五十五年度内に追加された金光大神関係資料十点をカード化

小野家資料の整理

(1) 紀要による資料の紹介

永世御用記 明治二年五月~明治三年二月

裏打ちによる文書の補修

(2)

所内で三回実施し、三十二点の裏打ちを行った。専門家に

依頼したものは、約三百点 (田畑売買證文) である。

第 部

『資料金光大神言行録』の講読会を十回行い、注釈を作成した。 金光大神言行記録検討会

義 研 究 会

教

第二部員を中心メンバーとして教義研究会を設けた。ハーヴィー・ 教義研究の今日的課題を模索するため、昭和五十五年度より、

決め、レポーターの発表を基に討議を進め、課題を浮上させるとコックス著『民衆宗教の時代』をテキストに、毎回レポーターを

いう形で九回行った。

第三部

教団史資料講読会

た。 次に、高橋正雄師関係資料中、高橋正雄メモの講読会を三回行っ 次に、高橋正雄師関係資料中、高橋正雄メモの講読会を三回行っ 昨年度に引き続き、昭和九・十年事件関係資料の講読会を六回、

文献講読会

行った。の文献をテキストとして、嘱託坂本忠次を囲む文献講読会を四回の文献をテキストとして、嘱託坂本忠次を囲む文献講読会を四回の文献をテキストとして、嘱託坂本忠次を囲む文献書及び歴史関係

第二回 丸山真男著『現代政治の思想と行動』 第一回 高橋正雄述『教団自覚運動の事実とその意味』

空三回 森岡凊美著『真宗教団における家の構造』

『文明開化と民衆意識』 第四回 安丸良夫著『日本の近代化と 民衆思想』、広田昌希 著

布教史資料の収集

、目録作成を行った。

大阪教会未収集資料七十四点を近畿布教史編集室と共同で収集

既存資料の整理

近い、頁目刊で子頁ンで。 五十四年度に引き続き既存資料(明治三十三年~四十五年)の整理を

紀要本号に掲載した。 分類されたものは、「教団史資料目録7」として一八四点分を行い、項目別に分類した。

資料室

を行った。一、資料・図書の有効な整理・管理の技術開発として、次の二点

①資料検索のテスト・ケースとして、布教史資料目録の一部で

検討を経て、本所の図書用カード(ブレーンカード)の一部を廃カード設計の問題が確認された。これらの限界性と問題点のパンチカード操作を行った。その結果、カード操作の限界と

(3645)

(2)コンピューターによる情報・資料の整理・管理をめざして、 図書用に設計したパンチカードに切換えた。

二、資料の整理・保管

情報整理学の学習を行った。

①昭和五十五年五月、高橋正雄師関係資料(Ⅱ) (同師メモ類) 実施した。 書類の発信人別目録作成は、本所全体の作業として、十六回 おいて、同資料の年次別目録を作成し、保管した。手紙・葉 が教団に寄贈され、本所に整理・保管を依頼された。本室に

(2)昭和五十五年三月、青木茂氏より、高橋正雄書簡類が教団に 同資料の目録を作成し、保管した。 寄贈され、本所に整理・保管が依頼された。本室において、

③神徳書院資料は、前年度に引続き、典籍編修委員会の下に、 六月、第七回収集をもって終了したので、同資料の項目別分 類を行った。 本室において複写・目録作成を行ってきたが、昭和五十五年

資料の複写

なった諸資料の複写を行った。 史資料を各二部複写し、製本を行った。その他、研究上必要と 神徳書院資料、高橋正雄師関係資料(Ⅱ)、第三部収集の布教

(1)神徳書院資料は、ほかに典籍編修委員会用に一部、芸備教会

寄贈用に一部を複写した。

(2)高橋正雄師関係資料(Ⅱ)は、複写、製本を行い、そのうち、 「高橋正雄メモ」は、高橋家へ寄贈用に一部複写した。

一部、所蔵教会寄贈用として一部を複写した。

③近畿布教史編集室と共同で収集された布教史資料は、同室へ

四、資料年表の作成

礼の過程』 文献解題を行った。文献は、ヴィクター・w・ターナー著『儀

本教の儀式関係の資料年表を作成するための基礎作業として、

五、本年度十一月より、図書の整理・保管の業務が、本室へ移管

研 究 発 表 会

願って、以下のように実施した。 の関連を相互に確かめあい、各自の研究を充実し促進することを

研究活動の過程で、他の立場からの示唆、批判をうけて、研究

○八木栄太郎『言行録』掲載言行の出典について

宮田喜代秀 9 .

○文献解題

安丸良夫著『出口なお』

八坂 朋道

10 28

森川真知子 10・28	○初代女性布教者I―布教現場での女性達―
	教学研究会

○「取次の原理」「出社の成立とその展開」(上) における

○「第17回情報科学技術研究集会の報告並びに本所に 「取次」についての考察

おける資料の整理・管理・活用のあり方」について

藤井 潔 11 15

光昭 11 22

○制度論的視点を求める―手続関係の研究のために―

西川 太 11 26

○論文解題「出社の成立とその展開」(ヒ・・中・下)

11 26

上坂 隆雄

加藤 道善 12 2

〇布教形態に見られる神の二面性について

○文献解題

大淵千仭述「教規の精神を正しく深く

理解するために」

小柴 宣和 12 6

松沢 光明 12 8

○課題発見への手がかりを求めて

○文献解題ヴィクター・W・ターナー著『儀礼の過程』

石野 千秋 12 23

第一日

日程

(1)年表解題 加藤道善

(3)コメント 姫野教善

2)テキスト解題

久保田紘二

(4)討議

第二日

(3) 討議

(2)問題提起 (1)課題レポートI 西川 坂本忠次 太

(5)問題提起 4課題レポートⅡ 荒木美智雄 佐藤光俊

(6) 討議

第三日

(1)全体討議

(2)総括発表 姫野教善、内田守昌

第二十一回教学研究会 (昭和5・7・10~12)

(3647)

『教学叢書』の刊行

に「金光大神研究論文目録」「金光大神研究論文一覧」を付した。(瀬戸美喜雄者)を、五十五年九月二十日に刊行した。なお、巻末諸問題に迫ることを願いとする教学叢書2、『金光教祖の生涯』諸問題に迫ることを願いとする教学叢書2、『金光教祖の生涯』

お知らせ事覚帳』資料検討会

1)育三尺直高い 0~~~~罕帯で)食寸。五十五年度は、次の作業及び調査を進めた。会合は四回もった。

②新教典の原稿化のための基本方針の検討。
①第三次草稿をもとにした解読文の検討。

⑷『金光大神覚』と共に、原文に段落をつけ、章・節・頁に分⑶『お知らせ事覚帳』と『金光大神覚』の表現方法の統一。

(5)島村八太郎及び吉屋に関する調査。け、それぞれに番号を付す作業。

教学に関する懇談会

究上の諸問題を検討していくことを願いとして、教学に関する懇本所では、今日の教団状況との関わりにおいて浮上する教学研

回の懇談会を開催した。

談会を開催してきている。昭和五十五年十一月十四日、その第四

今回は、五十五年九月刊行の教学叢書2『金光教祖の生涯』を本意味をもちうるのかといった点につき、研究員のコメント発表な意味をもちうるのかといった点につき、研究員のコメント発表を中心に懇談を進めた。以下に、その懇談の概要を掲げることとする。

橋一邦、竹部教雄、藤井記念雄、宮尾肇、布教部員、学務課主査、なお、出席者は、畑愷、川上功績、高阪松太郎、行徳照真、高

本所職員であった。

○ 「人間の範型としての教祖」と「救済者として神から差し向○ 「人間の範型としての教祖」と「救済者として神から差し向

である」という言葉に示されているような求道者的教義イメージとで、従来の、たとえば「教祖の生きられ方自体がそのまま教義○ 神から差し向けられた教祖という神的な接点が設定されると

神への「怖さ」や「無礼」が、ますます感じられなくなって

○ また「差し向け」としての死の意味が、新たに問い直されて生身であるととが限界となる。そこから、永遠の人助けへの悲願られ得るわけだが、差し向けの中味を全うしようとする時には、られ得るわけだが、差し向けの中味を全うしようとする時には、

との意図は、我々信仰主体の強烈な実存的決断を抜きにしては、なことになろうが、それにつけても、「差し向け」られてあるこ響きをもつ「差し向け」の意図を理解するととは、今後一層重要きている現代にあって、客観的にみてもある種の「世直し」的な

に代わって、救済者的な教義イメージが脹らむことになる。その

くるような教祖伝が、今後考えられねばならない。さを捉えることに制約が加わり、また信仰情熱が響きにくくなる。が改めて認識させられもするが、逆に、それによって教祖の大きが改めて認識させられもするが、逆に、それによって教祖の大き

そこに教学のもつ純粋性が保障されもし、客観性・実証性の重み

教祖伝が、基本的に事蹟資料をもとにして構成されている時、

汲みつくし得ないのではないか。

○ 記述上は、人間主役の前半が密に描かれているのに比して、 設定され、それらの分野での研究実質を培っていく要がある。○ 記述上は、人間主役の前半が密に描かれているといえる。その点で、 立教神伝以後の教祖事蹟を踏まえた教義的探求や初期布教史研究 しろ後半に凝縮された形で提出されているといえる。その点で、 しろ後半に凝縮された形で提出されているといえる。その点で、 しる後半に凝縮された形で提出されているといえる。 との点で、 は、む は、む を生き

○ とまれ、今後の教義構築にとっての恰好な素材が提供されたれており、今日、教団改革の思想的基盤が求められているさなかとまれ、全体を通して教義解釈に関わる様々な問題が提示さ

とみなすことができる。これをきっかけとして、ここからの教義

化運動・教学運動の展開が望まれる。 従前より、各自それぞれの立場から次々に教祖伝が生み出さ

続けてきた。この書が糸口となって、これに続く労作がどんどん れることこそが、本教の教義の中味を豊かにしていくのだと思い

書かれることを期したい。

教学研究の成果を、論文形式での発表とは別に、全教に、よ

義を、今後も重要視したい。 り直接的に訴えていく働きかけの場として、教学叢書の出版の意

各種会合への出席

(1)

学会その他

岡山民俗学会(2・24)二名

歴史学研究会(5・24~25)二名 NCC夏期研修ゼミナール (8・28~3) 二名

日本民俗学会(10・4~6)二名

日本宗教学会(10・20~22)三名

日本史研究会(11・15~16)二名

(2)教内会合

金光教平和祈願広島集会(セ・ニセ)一名

関東教区自由懇談会(10·23)三名

研 究生の 養 成

実修を行った。 五十五年度は、左記の研究生五名が五月から六か月間委嘱され、

会)、治郎丸あかり(勝間田教会)、古賀日出久(八丁平田教会) 山内真喜生(御器所教会)、松沢光明(関教会)、 小野智雄

(奈良教

実修の概要

(1)レポート

(1) 「現在の本教をどう視るか」という課題のもとに、入所時 までの問題関心をまとめたレポートを一回提出した。

回文献解題

トを二回提出した。 研究生の問題関心に応じて文献を選択し、文献解題レポー

月に提出した 実修期間を総括して左記のような内容の実修レポートを十 ハ実修報告

〇山内真喜生

社会学における家・同族の問題と対比させながら、親・子 本教における「手続」教義はいかにあるべきかを求めて、

(3650)

) 松沢光明 の理の究明を試みた。

を試みた。 通して、教義化という過程そのものに内在する陥穽の発掘 過去、教団が提示してきた教義にまつわる諸問題の分析を

○小野智雄

神と自己との関わりについて、改めて自覚的な吟味を加え 実修期間中に提出したレポートを振り返りながら、金光大

ることで、教学的問いのあり方を求めた。

○治郎丸あかり

自らの信仰主体のありかを求めて、 問題関心である「生」

「死」の考察への視点を模索した。

○古賀日出久

教義と自己との関わりを求めて、二編の文献解題を通じて 教義概念の吟味検討につとめ、教義を問題にする視座を培

講義・ゼミナール・ガイダンス

(2)

った。

(イ)講義

(a) 総論

史」、「教学研究の領域と課題」のテーマで行った。 「研究所の現況」、「教学とは何か」、「教学研究の歴

(b) 各論

神研究・教義研究・教団史研究・資料についての四講座 という方法論的理解を深めることを目的として、金光大 教学研究が、具体的にはどのように進められているのか、

を各二回行った。

| ロゼミナール

教学研究への幅広い理解を培うことを目指して六回の講読 福嶋義次著『金光大神覚解釈方法序説』をテキストとして、

討論会を行った。

ハガイダンス

としてガイダンスを行った。 各部の資料紹介、研究動向、 方法課題にふれることを目的

(3)資料·図書整理

(/)資料整理

人名索引作成のための人名索引カードの整理を行った。

(4)その他

回図書整理

本所所蔵図書の整理・確認作業を三回実施した。

なお、松沢光明、治郎丸あかりは、十一月一日付で本所助手に 奉仕、所内各種行事の運営事務に従事した。

所内各種会合、ならびに教内各種会合傍聴、儀式事務御用

(3651)

評 議 員

支配を直接受けてはならない。しかしその半面、教団の機関であ るものでなくてはならない。 る以上、教務教政の立場から、全教に対して十分に責任を負い得 本所の運営は、 教学研究機関という性格からして、教務教政の

討することを目的として設置されているものである。 められるよう、運営上の重要事項を全教的な観点から評議し、検 評議員制度は、とのような特質を持つ本所の運営が、適切に進

員養成の制度化と本所研究生制度に関わって、それぞれ開催した。 を中心の議題とし、第二十九回評議員会(55・9・17) は、 昭和五 第二十八回評議員会(55・3・11)は、 三十回臨時評議員会 (55・12・10) は、教務・教育・研空等の専従要 十六年度の方針並びに計画案及び経費予定を議題として、 昭和五十五年度は、評議員会を臨時の一回を含め三回開催した。 昭和五十四年度の研究報告 また第

昭和五十四年度の研究報告に対して、①一般諸学問の風潮に対し、 本所の研究の主体性はいかに確立されるのかという問題 第二十八回の審議の主な点は、次のようなことであった。まず ② 神 号

> 十年から十六年に集中している傾向とそこから出されてくる課題 (広前論・教会論) の可能性の問題 ④教団史研究が全体的に昭和九・

差し止め後の神号についての意味解釈の問題

等について質疑が交わされた。

成及び教団各分野の人材育成等について審議がなされた。 今後 ②今日の教団状況の確認と今後の本所の役割 その他、①典籍編修委員会と本所の研究業務との関係の現状と ③研究者育

の各評議員と、所長以下七名の職員であった。 なお、出席者は、市川彰、田淵徳行、畑斎、竹部教雄、

森定斎

第二十九回の審講内容は、主に次のようなことであった。

化 と図書館資料の関係をめぐっての現状と今後の見通しについて 修事業の現状と今後の本所の関わりについて ③本所資料の範囲 役割の再確認という三つの柱に取り組むととについて ②典籍編 推進 〇本所ならびに教学研究の、こんにちの教団状況における 学研究の、とりわけ「研究」に関する目的・意義・方法論の明確 は何か」という問いを、研究の視座に据えて、①本所における教 和五十六年度は、前年度の基本方針を踏襲しながら、「金光教と 回教学研究の態度に関わっての、地道にして息の長い研究の

二巻刊行について ④海外からの研修希望者受け入れの現状について⑤教学叢書第 ⑥研究生採用の現状について、等々の諸点に

③研究領域拡大

て意見が交わされた。

なお、出席者は、田淵徳行、竹部教雄、森定斎(矢席畑斎)の各

前半(55・12・1~12・24)

経費予定について了承を得た。ついて質疑が交わされ、昭和五十五年度の方針並びに計画案及び

高)の各評議員と、所長以下七名の職員であった。
なお、出席者は、市川彰、田淵徳行、竹部教雄、森定斎(欠席畑)

`

る問題点は、次のようなことであった。化と本所の研究生制度の今後に関して審議がなされた。その主た第三十回(臨時)は、教務・教育・研究等の専従要員養成の制度

た場合、本所の研究生制度をどのように考えるのか、等々についた場合、本所の研究生制度をどのように考えるのか、等々についた場合、本所の研究生制度をどのように考えるのか、等々についた場合、本所の研究生制度を必のように対応するとが望ましいのか。③との制度において準備不足ではないのか。②今の体制、あるいは施設等々において準備不足ではないのか。②今の検の教団においては、どの分野の要員にしても教学的な基礎を培っておく必要があるので、本所としては、当然との制度の内容に深く関わっていかざるを得ないが、具体的にどのように対応するとが望ましいのか。③との制度における本部教庁・学院・本所としておくの表示というに対応する。 されぞれの関わり方、あるいはその任務分担等についても、もった場合、本所の研究生制度をどのように考えるのか、等々についた場合、本所の研究生制度をどのように考えるのか、等々についた場合、本所の研究生制度をどのように考えるのか、等々についた場合、本所の研究生制度をどのように考えるのか、等々についた場合、本所の研究生制度をどのように考えるのか、等々についた場合、本所の研究生制度をどのように考えるのか、等々についた場合、本所の研究生制度をどのように考えるのか、等々についた場合、本所の研究生制度をどのように表示している。

評議員と、所長以下七名の職員であった。

嘱託·研究員

加わった。嘱託坂本忠次は、文献講読会に出席し、第2回教学研嘱託荒木美智雄は、教義研究会に出席し、講義を行い、討議に

究会の企画に参画した。

属モ宮田冥冥男よ、牧団セ曷系の資料と各里し、は志曷政の牧知らせ事覚帳」資料検討会に出席し、検討に加わった。嘱託竹部教雄・高橋一邦は、「金光大神覚」ゼミナール・「お

団史資料目録の作成に従事した。 嘱託宮田真喜男は、教団史関係の資料を整理し、本誌掲載の教

作業に従事した。 嘱託山田実雄は、布教史及び高橋正雄師資料を整理・分類する

として出席した。また、研究員は教学に関する懇談会に、中心的な討議メンバー

学院生の研修・その他

ごとく研修を行った。 コースが設定されているが、五十五年度は九名の学院生が以下の昭和五十一年度以来、学院後期研修実習科目の一つとして教学

2652

ļ 講義

総論1

2 信心と教学

金光大神理解について 福嶋義次 瀬戸美喜雄

各論 教学研究の歴史 高橋行地郎

2、論文講読ゼミ、及び解題レポートの作成 グループに分かれ、所員担当の下で、教学論文講読ゼミを二 回実施し、その上で、各自、紀要論文を選んでその解題レポ

ートを作成した。

後半(56・1・10~2・28、ただし、1・10~2・14までは本所で研修・以後は学 院でレポート作成)

1、各論講義 金光大神研究

教義研究 岩本徳雄 石河道明

佐藤光俊

教団史·布教史研究

2、資料整理

本所が原稿を作成した「教会出版物人名索引」のガリ切り・

3、レポート作成 プリント・製本の作業を三回に分けて実施し完了した。

各自、左記のように研究課題を設定して、指導所員の指導

の下でレポートをまとめ、検討を受けた。

二つの教祖像と私

教祖像の相違を中心に一 ―髙橋正雄・髙橋行地郎における

瀬戸論文における無礼観について

安政五年における赤沢文治の信仰展開についての一考察 ―紀要17号の問題点を中心として―

成山

実

渡辺

順一

金光大神における「心」観

―「ええ心」と「悪い心」―

題名のない解題

大熨 高橋

心じっしょう神仏へ身まかせ 瀬戸論文「教祖四十二歳の大患の事蹟について」

を参考にしてー

太田

朋之

幻想としての「金光大神社」 ―生神の死んだ日―

安武

正信 百光

金光大神理解のことばについての考察

神の氏子に関する考察

―氏子の心得違いの解釈から―

松山恵美子

昭和五十五年度中に本所へ視察に訪れた学界関係者は、以下のと

おりである。 ○峰島旭雄(早大教授)、小山宙丸(同)、 小泉仰(慶大教授)、 伊藤

村木

洋一

(3654)

金光教学第二十号正誤表

186 53

下

<u>^</u> 1

第三部収集の神徳書院

明治三十五年

明治三十九年

資料、高橋正雄師資料、

の布教史資料、第三部収集

神徳書院資料、高橋正

布教史資料

頁

段

行

誤

Œ

"	"	91	頁
下		下	段
12	"	8	行
利守手代吉	岡本か15条	岡本駒之手記	影
利守千代吉	岡本15%条	岡本駒之助手記	正

金光教学第十九号正誤表

(△印は後ろから数えた行数)

昭和56年9月20日印刷 昭和56年9月25日発行 金光教学第21号

編集·金光教教学研究所 印刷·㈱ 玉島 活 版 所

発 行•金光教教学研究所 岡山県浅口郡金光町

発刊に当って

このたび、当研究所紀要"金光教学"を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のうごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容もととのい、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の蒐集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいい難いが、こんにちはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりをもち、絶えず当所のうごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髄を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

田来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰的実践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的実践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならないところである。

数学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、数学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な数学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともなわない信仰は、如何ほど熟烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわればそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとする。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に"金光教学"の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に頁献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、附記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所長 大 淵 千 仭)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan
1981
No. 21

CONTENTS

MITSUTUSHI SATU
The Locus of the Awakening Movement Appealing for
the Resignation of the Kanchō (Head Administrator) and
the Standpoint of Each Cabinet
A Thought on "the Nineth and Tenth Affairs"
in History1
YOSHITSUGU FUKUSHIMA
A Sketch on "the World of Man", and Kami Forgotten
and Concealed
A Research Note on the Teachings of Konko Daijin38
KIYOHIDE MIYATA
The Historical Process of Recording and Compiling
Konko Daijin's Teachings
——Leading to the Publication of the "Gorikai" (Sacred
Teachings) in the Second Year of Taisho (1913)62
KAZUMICHI KONKO
On the Chronometrical System in the Late Tokugawa and
Early Meiji Period——As Observed Mainly in Otani
Village——A Data Study95
Materials For Research
The "Ono" Documents (No. 15) —Eisei Goyoki105
Categorical Subject Listing of the History
of Konkokyo (No.7)123
A List of Brief Outlines of Papers Written by the Staff of
the Konkokyo Research Institute for the Year 1980138
Summarized Records of the Meeting for the Critique of
Papers Submitted in the Previous Edition146
Summarized Records of the 21th Research Seminar150
A List of Activities of the Konkokyo Research Institute
in the Year 1980164